和束町地域防災計画

【一般計画編】

平成31年(2019年)4月

和束町防災会議

目 次

第1編	総則		
第1章	計画の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般1-	1
第2章	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	一般1-	5
第3章	町の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般1-	14
第4章	防災アセスメント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般1-	19
第2編	災害予防計画		
第1章	気象等予報計画	一般2-	1
第2章	情報連絡通信網の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第3章	河川防災計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第4章	林地保全計画	一般2-	34
第5章	土砂災害予防計画 ·····		
第6章	道路防災計画	一般2-	45
第7章	農業用施設防災計画 ······		
第8章	防災営農対策計画 ······		
第9章	建造物防災計画 ······	,	
第10章	文化財防災計画 ······		
第11章	危険物等保安計画 ······		
第12章	消防組織整備計画		
第13章	通信放送施設防災計画 ······		
第14章	電気施設防災計画		
第15章	資材器材等整備計画 ······		
第16章	防災知識普及計画 ······		
第17章	防災訓練・調査計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第18章	自主防災組織整備計画		
第19章	事業所等防災対策促進計画		
第20章	社会福祉施設防災計画 ·······		
第21章	で通対策及び輸送計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第21章	医療助産計画	ガスム [—] → 前几 Ω —	0.0
第23章	要配慮者に係る対策計画		
第24章	廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第25章	行政機能維持対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第26章	ボランティアの登録・支援等計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第27章	広域応援体制の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	川又乙 	95
第28章	上下水道施設防災計画		
第20早 第29章	工「小坦旭政例火計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一月又乙一	90
第30章	学校等の防災計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一月又乙一	90
第30早 第31章	避難に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	10.
	観元各保護・帰毛困難有刃束計画 ······ 集中豪雨対策に関する計画·····		
第32章	乗中家的対象に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第33章	り炎証明書の発行体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一叔2-1	.10
第3編	災害応急対策計画		
第1章	災害対策本部等運用計画	一般3-	1
第2章	動員計画 ·····		
第3章	通信情報連絡活動計画	一般3-	7
第4章	災害広報広聴計画		
第5章	災害救助法の適用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第6章	消防計画 ·····	一般3-	18
第7章	水防計画		
第8章	避難に関する計画	一般3-	26

第9章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	一般3- 39
第10章	食料供給計画	
第11章	生活必需品等供給計画	一般3- 43
第12章	給水計画	
第13章	住宅対策計画	
第14章	医療助産計画 ······	
第15章	保健衛生、防疫及び遺体対策計画	一般3- 56
第16章	救出救護計画	
第17章	障害物除去計画 ······	
第18章	廃棄物処理計画 ······	一般3- 66
第19章	文教応急対策計画 ······	一般3- 69
第20章	輸送計画 ·····	
第21章	道路交通対策計画 ······	
第22章	危険物等応急対策計画	一般3- 79
第23章	通信·放送施設応急対策計画 ······	一般3-82
第24章	電気・上下水道施設応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般3-84
第25章	農林関係応急対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般3-87
第26章	労務供給計画 ······	一般3-88
第27章	自衛隊災害派遣要請計画	一般3-89
第28章	職員派遣要請計画 ······	一般3-93
第29章	職員派遣要請計画 ····································	一般3-94
第30章	社会福祉施設応急対策計画 ······	一般3- 95
第31章	要配慮者に係る対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第32章	環境保全に関する計画	一般3- 99
第33章	ボランティア受入計画	
第34章	文化財等の応急対策計画	
第35章	り災証明書の発行計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般3-103
第36章	応援受援計画 ·····	
第37章	社会秩序の維持に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般3-106
第38章	原子力災害対策計画 ······	一般3-107
第4編	災害復旧・復興計画	
-1- 1.1.3	生活確保対策計画	→
第2章		
第3章	農林水産業施設災害復旧計画	一般4-8
第4章	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	
第5章	住宅復興計画	一般4- 15
第6章	中小企業復興計画 ······	一般4- 18
第7章	風評被害対策 ·····	一般4- 19
第8章	文教復旧計画	
第9章	文化財等の復旧計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第10章	激甚災害の指定に関する計画	
第11章		一般4- 94
第12章	水道復旧計画 ····································	- 州スゴ - 25 - 1487- 52
2017 T	<u> </u>	川大士 40

第1編総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、和 東町防災会議が定める風水害対策に係る総合的かつ基本的な計画であり、町民の生命財 産等を風水害、その他の大規模な災害及び事故から保護し、被害の軽減を図ることを目 的とする。

- 1 和東町の地域に係る防災に関し、町及び町の区域を所轄する指定地方行政機関、府、 指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び和東町の概 況と風水害時の災害危険性
- 2 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練、調査 その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防 災施設等の災害応急対策計画
- 4 被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 その他必要な事項

第2節 計画の理念

第1 防災ビジョンの位置づけ

災害は単なる自然現象ではない。災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることは可能である。

災害対策の目的は、町民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することにある。総合的・長期的な地域づくり施策を視座にいれながら、どのような理念で町の防災対策を進めるかを示したのが防災ビジョンである。

第2 防災ビジョン

1 防災の基本理念

人間尊重のまちづくりと豊かな自然環境を大切にし、積極的な防災のまちづくりを 推進することを基本理念とし、以下のとおり防災のまちづくりビジョンを設定する。 《防災のまちづくりビジョン》 安全で安心できるまちづくり

2 防災の基本方針

基本理念及び防災のまちづくりビジョンを踏まえ、次に掲げる4項目を防災の基本 方針とする。

(1) 災害に強いまちづくりを推進する。

町民の生命を守り、財産を保護することを基本として、防災の観点から、まちの整備を計画的に推進する。

- 災害を未然に防ぐ
- 災害を拡大させない
- 災害に対して安全な空間・施設の確保

さらに、災害発生前の段階から、正確な情報の把握や避難行動への展開が行えるよう、気象予警報や避難情報の意味・内容について、日頃より住民等への啓発を行うなど、災害未然防止活動を推進する。

(2) 行政・町民・地元企業が連携して防災対策を推進する。

災害対策の実施に当たって、国、府、町及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、府、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の防災対策を推進する。

- 行政・町民・地元企業の間の防災に関する情報の相互提供
- 町民・地元企業を中心とした自主防災組織の育成強化及び地元消防団との 連携
- ・町民に対する「自分の生命・財産は自分で守る」という防災思想の啓発と 防災知識の普及・啓発
- (3) 災害時に即応できる組織・体制の整備を図る。

災害時において町の役割を的確に果たすため、町内部の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災関連機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。

- 災害対策本部の強化
- 広域的な防災体制の連携強化
- 災害時の情報収集・発信体制の整備と強化
- (4) 要配慮者を中心に据えた防災対策を進める。

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮した、きめ細かな防災対策の推進を図る。

- 災害時の的確な情報の提供
- 避難誘導、救援・救護の体制の確立

第3節 他の計画及び他法令に基づく計画との関係

第1 京都府地域防災計画との関係

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、京都府地域防災計画を基準とし策定する。

第2 和東町総合計画との関係

本計画は、平成32年を目標年として策定されている和東町第4次総合計画を基本とし、防災施策を長期的・総合的なまちづくり計画や事業と関連させる。

第4節 計画の修正

和東町防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加 え、必要があると認められるときは修正を行う。

また、修正の内容については、速やかに町の広報等により町民や関係機関に周知する。

第5節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1	災	対	法	災害対策基本法	(昭和 36 年法律第 223 号)
---	---	---	---	---------	--------------------

2 救 助 法 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)

3 府 京都府

 4
 府防災計画
 京都府地域防災計画

 5
 町防災計画
 和東町地域防災計画

 6
 本
 和東町災害対策本部

7 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人

など、特に配慮を要する者

8 避難行動要支援者 要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要 する者

9 指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険か

ら逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。(災害対策基本法第 49 条の4

から第49条の6まで及び第49条の8関係)

10 指定避難所 避難のための立ち退きを行った居住者等を避難のために必

要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるため

の施設をいう。(災害対策基本法第49条の7関係)

第6節 計画の習熟

和東町防災会議を中心として、各部局及び関連機関は平常時から訓練や学習等の方法により本計画の習熟に努めるとともに、本計画を防災活動の指針として、町民、町職員、学校教育関係者、防災上重要な施設管理者、自主防災組織等へ周知徹底に努めるものとする。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理 するものとする。

第1節 和東町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他 住民の自発的な防災活動の促進
- (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (8) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令
- (9) 災害の防除と拡大の防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を 要する者に対する防災上必要な措置
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 被災企業等に対する融資等の対策
- (14) 被災した町施設の応急対策
- (15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員等の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保
- (19) 被災施設の復旧
- (20) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (21) 被災者の援護を図るための措置
- (22) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2節 京都府

1 京都府山城広域振興局

- (1) 京都府山城広域災害対策支部に関する事項
- (2) 防災に関する組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 町、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整
- (5) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報

一般計画編 第 1 編 総 則 第 2 章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- (6) 被災企業等に対する融資等の対策
- (7) 被災者の救助保護

2 京都府山城南土木事務所

- (1) 災害に関する予警報の連絡
- (2) 河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
- (3) 情報提供、水防資材の整備などによる水防活動の支援
- (4) 被災公共土木施設の災害復旧

3 京都府山城南保健所

- (1) 防疫用薬品の確保
- (2) 医療救護、防疫対策
- (3) 医療機関の被害状況調査及び応急対策

4 京都府山城教育局

- (1) 災害時における文教対策
- (2) 本町が処理する事務、業務、事業の指導調整、指示及びあっせん等

5 京都府木津警察署

- (1) 災害に関する情報収集及び広報
- (2) 被災者の救出救助及び避難措置
- (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- (4) 被災地及びその周辺の交通規制
- (5) 危険物の保安措置
- (6) 災害警備用資機材の整備充実

第3節 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関すること
- (2) 他管区警察局との連携に関すること
- (3) 関係機関との協力に関すること
- (4) 情報の収集及び連絡に関すること
- (5) 警察通信の運用に関すること

2 近畿財務局

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

(1) 救護等に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付
- (7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (3) 電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援
- (4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

7 中部近畿産業保安監督部 近畿支部

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 国土交通省管理公共土木施設の復旧に関すること

一般計画編 第1編 総 則

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港(航空通信、無線施設を含む。)及び航空機の保安
- (2) 漕難航空機の捜索及び救助

11 大阪管区気象台

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象及び水象の予報並びに警報の発表
- (3) 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

12 近畿総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常時における重要通信の確保
- (3) 非常通信協議会の育成指導

13 京都労働局

- (1) 産業災害予防対策
- (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険 法に基づく迅速な給付の実施
- (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

14 近畿地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害 査定に関すること
- (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第4節 自衛隊

(1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5節 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社(京都支店)

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ラ

イフライン事業者及び報道機関等との連携

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

 $(1) \sim (5)$ (同上)

3 株式会社NTTドコモ関西支社

- $(1) \sim (5)$ (同上)
- 4 KDDI株式会社
 - (1)~(5) (同上)

5 ソフトバンク株式会社

(1)~(5) (同上)

6 日本赤十字社(京都府支部)

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
- (2) 災害時における被災者の救護保護
- (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
- (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

7 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社、大阪支社)

- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力

8 日本放送協会(京都放送局)

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

9 関西電力株式会社(京都支社)

- (1) 電力施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧

10 日本銀行(京都支店)

(1) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導

11 西日本高速道路株式会社

- (1) 高速道路の保全
- (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧

12 日本通運株式会社(京都支店)

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

一般計画編 第1編 総 則 第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

13 福山通運株式会社

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

14 佐川急便株式会社

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

15 ヤマト運輸株式会社

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

16 西濃運輸株式会社

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

17 独立行政法人水資源機構 (木津川ダム総合管理所)

(1) ダム施設等の整備と防災管理

18 日本郵便株式会社(京都中央郵便局)

- (1) 災害時における郵便物の送達の確保
- (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (5) 郵便局の窓口業務の維持

19 出光興産株式会社

(1) 石油製品の被災地域への緊急輸送

20 太陽石油株式会社

(1) (同上)

21 コスモ石油株式会社

(1) (同上)

22 JXTGエネルギー株式会社

(1) (同上)

23 イオン株式会社

(1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

24 ユニー株式会社

(1) (同上)

25 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

26 株式会社ローソン

(1) (同上)

27 株式会社ファミリーマート

(1) (同上)

28 一般社団法人全国建設業協会

(1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

29 一般社団法人日本建設業連合会

- (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣
- (2) 応急復旧工事の実施
- (3) 資機材等の調達・運搬
- (4) その他の役務・情報提供

第6節 相楽中部消防組合消防本部

- (1) 消防施設・消防体制の整備
- (2) 救急及び救助施設・体制の整備
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
- (4) 防災知識の啓発
- (5) 負傷者等の救急・救助活動
- (6) 火災発生時の消火活動
- (7) 水防活動の協力・援助
- (8) 被災者の援助・救援
- (9) 被害に関する通信連絡及び調査

第7節 指定地方公共機関

1 株式会社京都放送

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

2 一般社団法人京都府医師会

(1) 災害時における医療救護の実施

3 株式会社エフエム京都

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

4 関西鉄道協会

(1) 協会所属各社との連絡調整

一般計画編 第1編 総 則 第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

5 近畿日本鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力

6 一般社団法人京都府バス協会

(1) 協会所属各社との連絡調整

7 一般社団法人京都府トラック協会

(1) (同上)

8 一般社団法人京都府LPガス協会

- (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
- (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

9 公益社団法人京都府看護協会

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 避難所における避難者の健康対策

10 一般社団法人京都府薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
- (2) 調剤業務及び医薬品の管理

11 一般社団法人京都府歯科医師会

- (1) 避難所における避難者の健康対策
- (2) 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

第8節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 土地改良区

- (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
- (3) たん水の防排除施設の整備と活動

2 自動車運送機関

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

3 報道機関

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

4 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- (2) 被災組合員に対する融資又はあっせん
- (3) 生産資材等の確保又はあっせん

5 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

6 金融機関

(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

7 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における応急教育対策
- (3) 被災施設の復旧

8 液化石油ガス取扱機関

- (1) 液化石油ガスの防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給

9 京都府石油商業組合組合員給油所

- (1) 緊急輸送車両等への優先的な給油
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

第3章 町の概況

和東町は、京都府の南部に位置し、京都市街地より南へ約30km、奈良市街地より北へ約15km、大阪市街地より東へ約40kmの距離にある。町域の北は滋賀県甲賀市、京都府宇治田原町に、南は同府木津川市、笠置町、南山城村に、西は同府木津川市、井手町に接し、東西約15km、南北約10km、総面積64.93kmである。

和東町の位置及び面積等を下表に示す。

和東町の位置及び面積

町役場	の位置	東西	南北	面積	海抜	(m)
東経	北緯	(km)	(km)	(km^2)	最高	最低
135 ° 54'	34° 47'	15. 2	10. 2	64. 93	682. 0	47. 0

第1節 自然条件

第1 地 形

1 河 川

和東町には、淀川水系木津川の支流にあたる和東川が町域中央を北東から南西にかけて蛇行しながら流下する。

和東川には北から小合谷川、大淵川、清水谷川、小瀬川、中村川、南川等の支流河川が分布する。また、町の南端部には木津川が流れ、約2km程が町域に含まれる。

2 地 形

地形は概略して、次のように区分できる。

(1) 山地地域

町域の大半を占め、町内最高峰の鷲峰山(682m)を含む北西側の山地部は400~600mと比較的起伏量が大きく、その他は起伏量200~400mの比較的緩やかな山地である。

地形が急峻であることからほとんどが山林として利用されているが、一部茶畑 にも利用されている。

(2) 丘陵地域

和東川を中心として東西の山地部と河川沿いの低地部の間に起伏量の小さい (100m) 非火山性の丘陵地が分布する。

地形が比較的平坦であることから開発が進み、茶畑として広く利用されている。

(3) 谷底低地(扇状地性低地)

和東川に沿った地域には、氾濫によって形成された低平地が形成されている。 住宅、水田、主要交通(主要地方道木津信楽線)等として利用されている。

第2 地質

和東町の地質は地史上の新しい順に示すと、次のとおりとなる。

1 沖積統

礫・砂からなる沖積層で和東川、木津川の河川沿いに狭い範囲で分布している。

2 洪積統~鮮新統

大阪層群に相当する礫・砂・泥からなる半固結の堆積物で、和東谷断層と和東川に挟まれた比較的狭い範囲に分布している。

3 深成岩類

町域南部(主に木屋地区)に分布する花崗岩で、二畳系の丹波層群を貫いている。 黒雲母花崗岩を主とするが、花崗閃緑岩〜石英閃緑岩の範囲で変化する。

4 二畳系

町域の山地部の大半を占める丹波層群に相当し、砂岩、泥質岩の互層にチャートを挟んでいる。泥質岩は主に頁岩・粘板岩で、南部の花崗岩に接する地域では接触変成作用によりホルンフェルス化している。

第3 気 候

和東町の気候は、山間地特有の性質を示す。気温は昼と夜の差が大きく、年間平均 気温は 15℃前後と温暖であり、雨量は年間 1,500mm 程度で、6~9月にかけて最も 多く、冬季は少ない。

そのほか、降霜は早ければ10月下旬より、遅くは5月中旬に至る。

	和東				
月	降水量		気 温		風速
	(mm)	日最高(℃)	平 均(℃)	日最低(℃)	(m/s)
1	50. 1	8. 7	3.8	-0.8	1. 5
2	61. 6	9.5	4. 3	-0.6	1.6
3	100.0	13. 3	7. 6	2. 1	1. 7
4	149. 1	19.6	13. 2	7. 0	1. 7
5	110. 2	24. 2	18. 1	12. 2	1.5
6	219. 0	27.6	22. 1	17. 4	1.4
7	215. 6	31.3	26.0	21.8	1. 3
8	137. 3	32. 7	26. 9	22. 4	1.4
9	163. 7	28.6	23. 0	18. 5	1.4
1 0	135. 5	22.6	16. 7	11.8	1. 3
1 1	65. 1	16.8	10.9	5.9	1. 2
1 2	53. 1	11.5	6.0	1.2	1.3
全年	1, 460. 3	20.6	14. 9	9. 9	1. 5

和東町の気象平年値

資料:京田辺のデータは1981年~2010年の間、京田辺地域気象観測所にて気温・風速の観測をした平年値、和東町のデータは昭和46~53年の間、和東町役場にて雨量観測した記録の平均値(全年は各月の合計値)

一般計画編 第1編 総 則 第3章 町の概況

また、京田辺における過去の極値は、次表のとおりである。

京田辺における極値整理表(1976年~2018年*)

要素名	極値	観 測 年
日降水量	200mm	1986年
日最大 10 分間降水量	32.5mm	2012年
日最大1時間降水量	78.0mm	2012 年
年降水量 (最大)	1,778mm	1998 年
年降水量 (最少)	729mm	1994年
日最高気温	39.0℃	2007年
日最低気温	−6.8°C	1981年
年平均気温 (最高)	16. 3℃	2016年
年平均気温 (最低)	13.6℃	1981年
日最大風速・風向	19.2m/s 南南東	2018年

[※] 統計期間は要素ごとに異なる。

資料: 気象庁「観測史上1~10位の値(年間を通じての値)」

第2節 社会条件

第1 人 口

和東町の人口は、昭和30年には戦後のベビーブームと南山城水害の災害復旧のためピーク(7,614人)となり、その後は農山村における全国的な傾向と同様に若年層(男子)の流失が目立ち、昭和45年頃までは減少傾向を辿っていた。その後は平衡を保っていたが、平成2年から27年にかけては漸減傾向にある。

和東町の人口 (単位:人)

昭和15年	昭和30年	昭和 45 年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
6, 186	7, 614	6, 316	6, 333	6, 214	5, 921	5, 457	4, 998	4, 482	3, 956

資料:国勢調査

第2 道路·交通

1 道路

本町と宇治田原町境にある犬打峠のトンネルを含むバイパス道路は、新名神高速道路の平成35年度開通予定に合わせた開通を目指して平成29年度に事業着手され、完成後は(仮称)宇治田原インターチェンジを介して、本町から広域幹線道路が直接つながるインフラ整備が予定されている。

このほか、主要地方道木津信楽線等の整備をはじめ、町道北部、南部幹線を中心にした生活道路や広域基幹林道等の生産道路も含めた道路整備を計画的に推進することが必要である。

2 交 通

公共交通機関として、奈良交通バス及び相楽東部広域バスが運行している。

第3 産業

1 農業

本町の農業生産は古くから「宇治茶」を主体に行われており、経営耕地面積をみると樹園の割合が高い。また、総農家数は減少し、専業兼業別にみると下表に示すとおり、専業農家比率が半数を超えている。

経営耕地面積の内訳(ha) (注:販売農家のみ)

区分	田	畑	樹園	計
平成 22 年	83	5	481	569
平成 27 年	72	4	439	515

資料:2015年農林業センサス

農家戸数及び専業兼業比率

区分	総農家数	専業農家比率	兼業農家比率	第2種兼業農家比率
平成 22 年	301 戸	43.5%	56.5%	27.9%
平成 27 年	258 戸	52.3%	47.7%	25.6%

資料: 2015 年農林業センサス

2 林 業

本町の森林面積は 4,793ha で、全面積 (6,493ha) の約 74%を占めている。また、 林家数は 189 戸あり、保有山林面積は 1,055ha である。(資料:2015 農林業センサス) 森林所有規模別でみると、5 ha 未満の林家が 71%である。

一部では椎茸を栽培する等により収入の安定を目指しているものの、生産体制の遅れから有効利用が図られていない現状である。

3 商工業

商工業は、平成 28 年経済センサス-活動調査によると、総事業所数 136 所、総従業 員数 1,035 人となっている。

平成29年における従業者4人以上の事業所数は10所、従業者数は141人で、平成23年からは減少している。

事業所及び製造品出荷額等 (注:従業者4人以上)

区分	事業所数	従業員	計
平成 23 年	24 所	220 人	260,908 万円
平成 29 年	10 所	141 人	125, 260 万円

資料:工業統計調查

一般計画編 第1編 総 則 第3章 町の概況

商店数・従業者数の推移

平成6年	平成9年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 23 年	平成 26 年
79 (273)	91 (340)	62 (275)	62 (289)	58 (111)	26 (126)	26 (133)

資料: H6~H19: 商業統計調査、H23: 平成24年経済センサス

H26:平成26年商業統計表 数字:商店数、()内数字は従業者数

年間販売額推移 (単位:万円)

平成6年	平成9年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 23 年	平成 26 年
407, 767	587, 916	386, 308	406, 645	436, 411	206, 700	154, 200

資料: H6~H19: 商業統計調査 H23: 平成24年経済センサス

H26:平成26年商業統計表

第4 土地利用

本町の土地利用は、ほとんどが山林と農地で占められており、平成3年3月の「第 3次相楽地区新広域市町村圏計画」においては、自然保全地域としての土地利用の方 向づけが示されている。

和東町の土地利用状況内訳

田	畑	宅地	林地	その他公共用地	計
225	542	93	4, 946	687	6, 493

資料:平成29年 市町村のあらまし

第4章 防災アセスメント

平成8年度に実施した和東町防災アセスメントの結果をもとに、風水害の危険性についてまとめる。

なお、風水害や地震災害等が複合的に発生する可能性があることも考慮する必要がある。

第1節 風水害時の災害危険性

本町の風水害時の災害危険性について、町内を4地域に分割し、西和東地域、中和東地域、東和東地域、湯船地域ごとにまとめる。

1 西和東地域

本地域は南山城水害時においても床上浸水戸数1戸であったように、河川沿いの集落は少なく、他地域のように浸水の危険性は高くない。

しかし、白栖、石寺地区には土砂災害の危険箇所が連続してあり、豪雨時の土砂災害の危険性は高い。

2 中和東地域

本地域は南山城水害時には最も被害が大きく、かつての河原地区は完全に洗い流され、和東橋等も流され和東川両岸での連絡が途絶えた。

また、山間地であるので、しばしば土砂災害による建物被害が発生する。

3 東和東地域

地震災害時同様、和東川に架かる橋りょうが流された場合、両岸の連絡が途絶える 危険性がある。門前、中地区には河川沿いに集落があるため、浸水の危険性が比較的 高く、避難経路となる道路も浸水する可能性がある。

また、土砂災害の危険箇所も点在しており、土砂災害の危険性は軽視できない。

4 湯船地域

地震災害時同様、土砂くずれ等による道路の閉塞により、孤立化する危険性がある。 和東川上流部に位置し、下流域と比べると浸水の危険性は相対的には高くないが、 集落のほとんどが河川沿いにあり、南山城水害の経験からも浸水や土砂災害の危険性 は軽視できない。

第2編 災害予防計画

第1章 気象等予報計画

(総務課、関係各課、消防団)

気象や災害に関する情報等を迅速に収集し、確実な内容把握に努め、迅速かつ的確に 伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法について定 める。

第1節 一般の利用に適合する予報及び警報

京都府における気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条に基づく「一般の利用に適合する(以下「一般」という。)予報及び警報(以下「予報警報」という。)」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報(以下「気象情報」という。)」の発表については、京都地方気象台が行い、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報(以下「予報警報等」という。)の種類、発表基準その他について定める。

第1 予報区

京都地方気象台が行う予報警報等の担当区域(以下「予報区」という。)を「京都府予報警報区域細分表」及び「京都府予報警報区域細分図」に示す。

京都府南部区域は単に「南部」、京都府北部区域は単に「北部」と略称する。 本町区域は、「南部」(一次細分区域名)、「山城南部」(市町村等をまとめた地域) となる。

気象台への照会窓口

	照会事項	京都地方気象台担当課	
1	天気予報及び気象の現況に関すること	現業室	
2	発表中の注意報・警報に関すること	現業室	
3	発表中の津波警報等に関すること	現業室	
4	防災気象業務一般に関すること	防災管理官室	
5	過去の観測資料・統計資料に関すること	防災管理官室	
6	災害・異常気象の記録に関すること	防災管理官室	
7	海上の気象に関すること	現業室	

京都地方気象台 現業室 防災無線 ※-717-8109 加入電話 (075)-841-3008 (平日のみ) 防災管理官室 防災無線 ※-717-8101 加入電話 (075)-841-3006

※ 衛星通信系防災情報システム「地上:8」「衛星:7」を入力

京都府予報警報区域細分表

一次細分区域名	二次細分区域名	市町村等をまとめた地域	
	宮津市		
	京丹後市	N 4%	
	伊根町	丹後	
北部	与謝野町		
	舞鶴市	舞鶴・綾部	
	綾部市	9年115 前交口13	
	福知山市	福知山	
	南丹市	南丹・京丹波	
	京丹波町	[荆7] · 京月夜	
	京都市		
	亀岡市		
	向日市	京都・亀岡	
	長岡京市		
	大山崎町		
	宇治市		
	城陽市		
南部	八幡市		
	京田辺市	山城中部	
	久御山町		
	井手町		
	宇治田原町		
	木津川市		
	笠置町	山城南部	
	和東町		
	精華町		
	南山城村		

- 注1「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割 し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して 行う区域
- 注2「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、 各市町村区域とする。
- 注3「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域とする。

京都府予報警報区域細分図



第2 特別警報

町に関係する警報の種類は、次のとおりである。

- 1 気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報) 暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合 の警報をいう。
- 2 地面現象特別警報(大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な 災害が予想される場合の特別警報)については、警報事項を気象特別警報に含めて行 う。

特別警報基準表

種類	特別警報の発表基準		
台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想 大 雨 若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧は 雨になると予想される場合			
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと 予想される場合		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風 が吹くと予想される場合		
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

第3 警 報

町に関係する警報の種類は次のとおりである。

- 1 **気象警報(暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報)** 暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報
- 2 洪水警報

洪水による重大な災害が予想される場合の警報

3 気象警報に含めて行う警報

地面現象警報(大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の警報)及び浸水警報(浸水による重大な災害が予想される場合の警報)については、警報事項を気象警報に含めて行う。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報を行う。

警報基準表

(平成30年5月30日現在)

種類		発表基準		
	性 独	要素	基準	
	暴風	平均風速	20m/s	
気	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
象警	4 =	表面雨量指数基準(浸水害)	14	
報	大雨	土壤雨量指数基準(土砂災害)	131	
	大 雪	24 時間降雪の深さ	15cm	
		流域雨量指数基準	和東川流域=13、中村川流域=4.9、 南川流域=4.6	
		指定河川洪水予報による基準	木津川上流[岩倉]、木津川下流[加茂]	

第4 注意報

1 注意報の種類

町に関係する注意報の種類は、次のとおりである。

- (1) 気象注意報(風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報) 風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (2) その他の気象注意報

次の場合にはそれぞれの気象現象名を冠した注意報を行う。

ア 濃霧注意報

濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

イ 雷注意報

落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

ウ 乾燥注意報

空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、注意を喚起するための予報

エ なだれ注意報

なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

才 着雪注意報

着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される 場合に、注意を喚起するための予報

カ 霜注意報

晩霜により農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 に、注意を喚起するための予報

一般計画編 第2編 災害予防計画 第1章 気象等予報計画

キ 低温注意報

低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 及び冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合に、注意を 喚起するための予報

クその他

その他の異常現象により被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起する ための予報

(3) 洪水注意報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に注意を喚起するための予報

2 気象注意報に含めて行う注意報

地面現象注意報(大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による災害が起こるおそれがある場合に、注意を喚起するための予報)及び浸水注意報(浸水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報)については、注意報事項を気象注意報に含めて行う。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報を行う。

注意報基準表 (平成30年5月30日現在)

TE VE		-	発表基準		
↑	種類		要素	基準	
	風	雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	強	風	平均風速	12m/s	
	大 雨	禹	表面雨量指数基準	8	
		F	土壤雨量指数基準	104	
	大	雪	24 時間降雪の深さ	5cm	
気	雷			落雷等により被害が予想される場合	
象	乾	燥		京都の最小湿度 40%で、実効湿度 60%	
注	濃	霧	視程	100m	
意報	なだれ			①積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 70cm 以上で京都の最高気温(京都 地方気象台の値)8℃以上又はかなりの降雨	
	霜		最低気温	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で、具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合	
	低 温 最低気温		最低気温	最低気温-4℃以下(京都地方気象台の値)	
	着	雪	24 時間降雪の深さ	30cm以上	
			気温	-2°C~2°C	
	洪水注意報		流域雨量指数基準	和東川流域=10.4、中村川流域=3.9、南川流域=3.6	
洪力			指定河川洪水予報によ る基準	木津川下流[加茂]	

第5 注意報・警報・特別警報の発表、解除

- 1 注意報は、災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、特別警報は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- 2 いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。
- 3 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する 場合にのみ行う。

第6 伝達経路

伝達手段及び経路を「京都府予報警報等伝達経路図」に示す。

第7 伝達方法

- 1 予報警報等は、府防災消防企画課(時間外は保安室)を通じて、町総務課に通知される。
- 2 総務課は、予報警報等を受理した場合は、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- 3 時間外において通報を受理した場合は、総務課に連絡するとともに、伝達系統により町内伝達先へ通報する。
- 4 有線通信途絶時における伝達については、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により町内伝達先へ通報する。

第8 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

1 予告的機能

注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

2 補完的機能

注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災 上の注意事項等を具体的に解説するもの。

3 解説的機能

注意報、警報には直接連動しないが、長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況 や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図(表)などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

(1) 台風情報

ア発表

「平成 年台風第 号に関する京都府気象情報」(以下「台風情報」という。)

一般計画編 第2編 災害予防計画 第1章 気象等予報計画

は、京都地方気象台が発表する。

イ内容

台風情報は、台風の概況、現在位置、進行方向と速度、中心気圧、中心付近の最大風速(10分間平均)、最大瞬間風速、暴風域(25m/s以上)、強風域(15m/s以上)、数時間後の予想位置、暴風についての予想、12時間後、24時間後などの予報円と、暴風警戒域、雨量の実況、風雨の予想、防災上のコメント等の中から、緊要な事項を抽出して報ずる。

ウ伝達

台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。(例文2)

(2) 大雨(雪)情報

ア発表

「大雨(雪)に関する京都府気象情報」(以下「大雨(雪)情報」という。) は、京都地方気象台から発表する。

イ内容

大雨(雪)情報は、大雨(雪)が予想される気象状況についての注意報・警報の予告的情報として、また、注意報・警報の継続中に気象状況の変化、降雨の実況と予測、防災上のコメント等を報ずる。

ウ 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

工 伝 達

大雨(雪)情報は、「大雨(雪)情報伝達様式」を用いて伝達する。(例文3)

(3) 記録的短時間大雨情報

ア発表

記録的短時間大雨情報は、京都地方気象台が発表する。

イ 発表基準

1時間に 90mm 以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を速報することにより、危険を急告するために発表する。

ウ 意 義

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。

特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

エ伝達

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達 する。(例文4)

記録的短時間大雨情報は、まれにしか発表されないが、格別に緊急を要する 情報である。伝達にあたっては、速報に努める。

(4) 土砂災害警戒情報

ア発表

「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村ごとに京都府と京都地方気象台が共同で発表する。

イ内容

土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、文章を補足する図を報ずる。

ウ 意 義

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂 災害発生の危険度がさらに高まった時、原則として市町村を対象に発表する。 これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。

工 発表基準

- (ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として 60 分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5 キロメッシュごとに複数の土砂災害が発生した過去(1988年~2004年)の事例を参考に基準値を定めた。 平成 30 年に検証対象災害事例(1988年~2015年)を再整理した上で、 基準値の見直しを実施した。
- (4) 過去の災害が無い5キロメッシュについては、等 RBFN 出力値を用いて、 土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。
- (ウ) 気象庁の降水短時間予報を利用して、基準値に到達する数時間前に土砂 災害警戒情報を発表する。

才 伝 達

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。(例 文5)

(5) 竜巻注意情報

ア発表

竜巻注意情報は、京都地方気象台が発表する。

イ内容

雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。

ウ 意 義

本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい 突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

工伝達

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。(例文6)

才 有効期間

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

一般計画編 第2編 災害予防計画 第1章 気象等予報計画

(6) その他の気象情報

ア標題

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。

イ 種 類

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温等がある。

ウ 構 成

定形化されていない気象情報は、以下に示す項目により構成される。

- (ア) 標 題
- (4) 発表年月日時
- (ウ) 発表機関名
- (エ) 見出し
- (オ) 本 文

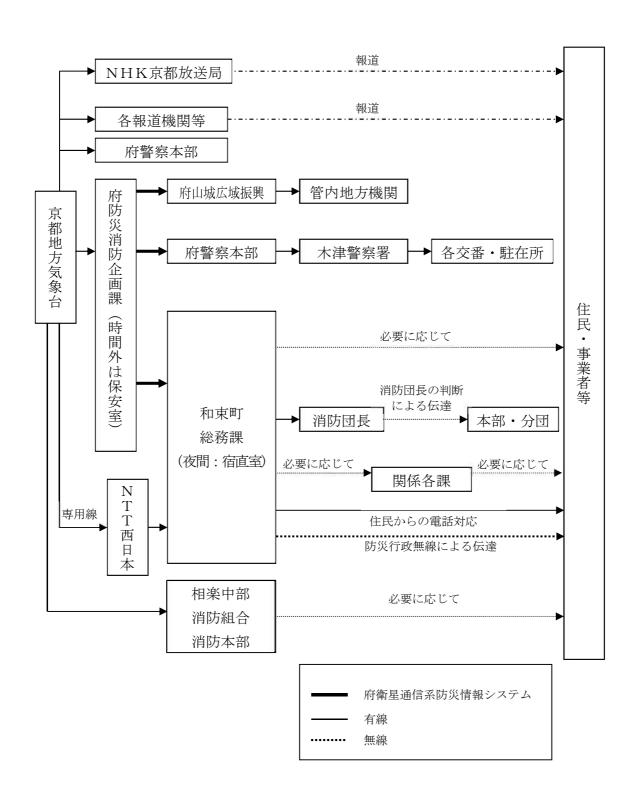
工 意 義

これらの情報は、次の場合に発表する。

- (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合
- (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、 かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説 する必要がある場合

才 伝 達

定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、 正確で迅速な伝達に努める。



京都府予報警報等伝達経路図

●注意報・警報発表例(例文 1)

平成○○年○○月○○日○○時○○分 京都地方気象台発表

京都府では、○○日夜のはじめ頃から○○日夜遅くまで土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風 に警戒しください。

和東町[警報]大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風[注意報]雷

●台風情報発表例(例文2)

平成○○年 台風第○○号に関する京都府気象情報 第○号 平成○○年○○月○○日○○時○○分 京都地方気象台発表

(見出し)

大型で強い台風第○○号が、○○日昼過ぎから夕方にかけて京都府に最も接近する見込です。京都府で は、○○日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて暴風、土砂災害、浸水害に、○○日昼過ぎから夜遅くにか けて高波に警戒してください。

(本文)

大型で強い台風第○○号は、○○日○○時には室戸岬の南南西約○○○キロにあって、1時間におよ そ35キロの速さで北北東へ進んでいます。中心の気圧は970ヘクトパスカル、中心付近の最大風速 は40メートル、最大瞬間風速は60メートルで、中心から半径120キロ以内では風速25メートル 以上の暴風となっています。また、中心から半径600キロ以内では風速15メートル以上の強い風が 吹いています

台風は、今後も強い勢力を維持したまま北上し、○○日昼過ぎから夕方にかけて京都府に最も接近す る見込です。台風の北上に伴い暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となるで しょう。

「雨の予想]

京都府では、○○日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、局地的に雷を伴い非常に激しい雨の降るおそ れがあります。

○○日に予想される1時間降水量は、多い所で、

北部 60ミリ

南部 60ミリ

○○日○○時までに予想される24時間降水量は、多い所で、

北部 200ミリ

南部 200ミリ

○○日○○時までに予想される24時間降水量は、多い所で、

北部 50から100ミリ

南部 50から100ミリ

[風の予想]

京都府では台風の接近に伴い風が強まり、○○日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけて、北よりの風が非 常に強く吹く見込みです。

○○日に予想される最大風速(最大瞬間風速)は、

北部 陸上 20メートル(35メートル) 海上 25メートル(35メートル)

南部 陸上 20メートル(35メートル)

[波の予想]

北部の海上では、○○日昼過ぎから夜遅くにかけて、大しけとなる見込みです。

○○日に予想される波の高さ(ピーク)は、

北部 6メートル

「防災事項]

暴風、高波、土砂災害、浸水害に警戒してください。

河川の増水、高波、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。発達した積乱雲の近づく兆 しがある場合には、建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

[補足事項]

最新の台風情報や気象台の発表する警報、注意報、竜巻注意情報、気象情報などに留意してください。

次号は、○○日○○時頃に発表する予定です。

●大雨(雪)に関する情報発表例(例文3)

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報 第〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 京都地方気象台発表

(見出し)

京都府では、引き続き、〇〇日未明にかけて、局地的に雷を伴った非常に激しい雨の降るおそれがあります。浸水害、土砂災害、河川の増水に警戒してください。また、竜巻などの激しい突風や落雷に注意してください。

(本文)

梅雨前線が○○日朝にかけて近畿地方を南下する見込です。この前線に向かい暖かく湿った空気が流れ込んでおり、京都府では大気の状態が非常に不安定となっています。

「雨の実況」

降り始めの○○日○○時から○○日○○時までの総降水量(アメダス速報値)は、主な所で、

京都市中京区 〇〇ミリ 長岡京 〇〇ミリ 京田辺 〇〇ミリ 舞鶴 〇〇ミリ

[雨の予想]

京都府では、 $\bigcirc\bigcirc$ 日未明にかけて、局地的に雷を伴った非常に激しい雨の降るおそれがあります。 $\bigcirc\bigcirc$ 日未明にかけて予想される1時間降水量は、多い所で、

北部 50ミリ 南部 50ミリ

○○日○○時までに予想される24時間降水量は、多い所で、

北部 100ミリ南部 120ミリ

[防災事項]

浸水害、土砂災害、河川の増水に警戒してください。

竜巻などの激しい突風や落雷にも注意してください。発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、 建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

[補足事項]

今後、気象台の発表する最新の警報、注意報、竜巻注意情報、気象情報などに留意してください。次号は、○○日○○時頃に発表する予定です。

●記録的短時間大雨情報発表例(例文4)

京都府記録的短時間大雨情報第○号

平成○○年○○月○○日○○時○○分京都地方気象台発表

○○時○○分京都府で記録的短時間大雨

舞鶴市西部付近で120ミリ以上

上京区付近で約90ミリ

●土砂災害警戒情報発表例 (例文5)

京都府土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年□月□日 □時□分 京都府 京都地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

京都市北区* 京都市左京区* 京都市右京区* 福知山市三和町 南丹市園部町* 南丹市八木町* 南丹市日吉町 京丹波町旧丹波町 京丹波町旧瑞穂町

【警戒解除地域】

福知山市旧福知山市域 福知山市夜久野町 福知山市大江町 綾部市 南丹市美山町京丹波町旧和知町

*は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

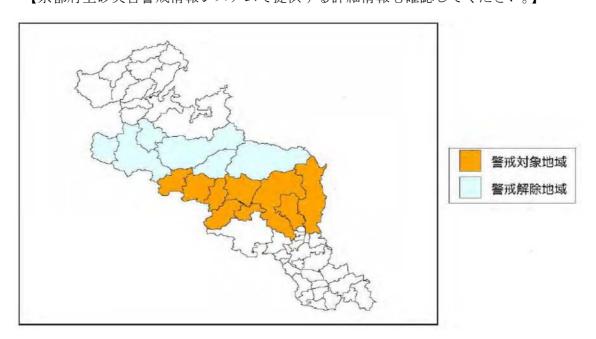
《概況》

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

《とるべき措置》

土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとと もに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【京都府土砂災害警戒情報システムで提供する詳細情報も確認してください。】



問い合わせ先 075-414-5318 (京都府砂防課) 075-841-3008 (京都地方気象台)

●竜巻注意情報発表例(例文6)

京都府竜巻注意情報第○号

平成○○年○○月○○日○○時○○分京都地方気象台発表

京都府南部、北部では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、○○日○○時○○分まで有効です。

第2節 指定河川に対する洪水予報及び水防警報

第1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水予報を発表し、住民等に周知する。

(水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項)

1 本町に係る洪水予報を行う対象河川、区域等

対象河川、区域等

河川名		区域	水位 観測所	洪水予報 発表者
	左岸	木津川市加茂町山田野田3から		
淀川支川		幹川合流点まで	-hp 1.k*	近畿地方
木津川下流	右岸	相楽郡和東町大字木屋字桶淵 22-2 から	加茂	整備局 淀川ダム
		幹川合流点まで		統合管理
	左岸	相楽郡南山城村地内(三重県境)から		事務所
淀川支川		相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂1まで	A 111	大阪管区
木津川上流	右岸	相楽郡南山城村地内(三重県境)から	岩倉	気象台
		相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで		

洪水予報基準点

水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
١١١ - ا	木津川	加茂	4. 50 m	5. 90 m	6.00m	9.01m
淀川	木津川	岩倉	6. 00m	6. 70 m	7. 70 m	10.50m

2 伝達系統

伝達手段及び経路を「淀川水系(淀川支川木津川)洪水予報の伝達経路図」に示す。

第2 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。

(水防法第16条第1項)

1 本町に係る水防警報を行う対象河川、区域等

対象河川、区域等

				対象水位観	測所		水防警報
河川名	区域	名称	地名	位置	氾濫注意 水位	計画高 水位	発表者
淀川支川	(三重県界)	加茂	木津川市 加茂町 船屋	幹川合流 点より 30.60km	4. 50 m	9.01m	淀川河川事務所長近畿地方整備局
木津川	界)から合流点まで相楽郡南山城村地内	岩倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹川合流 点より 57.40km	6.00m	10. 50m	木津川上流河川事務所長近畿地方整備局

2 伝達系統

伝達手段及び経路を「淀川水系(淀川支川木津川)水防警報の伝達経路図」に示す。

3 発表段階

水防団の活動体制は、災害の状況により次の4段階に分け、団員は団長の命令により所定の行動をとるものとする。

段階	種類	内 容
第1 待機		水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基
		づいて行う。
第 2	準備	水防資器材の整備点検、水こう門等開閉鎖準備、巡視、幹部の出動
第 4	中加	等に対するもので主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。
第3	出動	水防団員の出動の必要性を警告して行うもので、上流の雨量又水
売り	山剿	位に基づいて行う。
第4	解除	水防活動の終了に関するもの。

4 発表の時期

地点			木津川			
段階			加茂 (水位観測所)	岩倉 (水位観測所)		
			氾濫注意水位を超す			
第1段階	待	機	8時間前	3時間前		
第2段階	準	備	6 時間前	2時間前		
第3段階	出	動	2時間前	1時間前		
第4段階	解	除	水防活動が終わるとき			

第3 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

1 水防警報

指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、 知事が水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。(水防法第 16 条)

(1) 警報事項等

ア 警報事項

- (ア) 準備・・・水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対する もの
- (イ) 出動・・・水防団員の出動の必要性を示すもの
- (ウ) 解除・・・水防活動の終了を通知するもの
- イ 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

(2) 水防警報の発表時期

ア 水防警報(準備)

水防団待機水位(指定水位)に達したとき

イ 水防警報(出動)

氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき

ウ 水防警報 (解除)

氾濫注意水位(警戒水位)を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※水防団待機水位(指定水位)を下回り、以降、水位上昇の見込みのないとき ※気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

2 氾濫危険水位(特別警戒水位)に係る水位情報の通知・周知等

水防法第 13 条第 2 項の規程により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき、関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット(京都府ホームページ)等により一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するもの

一般計画編 第2編 災害予防計画 第1章 気象等予報計画

とする。

なお、氾濫危険水位(特別警戒水位)、及び想定し得る最大規模の降雨による浸水 想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次設定又は指 定を行う。

その浸水想定区域図は、府砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

3 実施区域等

					対象	水位観測所				
河川名	×	区 域	名称	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位) 避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	堤防高	発表者	指定 年月日
和東	起点	小瀬 川合 流点	門前	和東町大 字原山小	1. 20m	1. 60m	1. 90m	5. 66m	京都府山城南	水防警報 H17.7.29 水位情報
川	終点	木津 川合 流点	橋	字西手地 先	1. 20III	1.00111	1. 50111	5. 00III	土木事 務所長	が位情報 通知・周知 H20. 5. 26

4 水防警報及び水位情報の通知の伝達系統

伝達手段及び経路を「和東川水防警報・水位情報の伝達経路図」に示す。

第4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- 1 浸水想定区域図が公表されている河川については、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民に周知する。
 - (1) 洪水予報等の伝達方法

伝達方法は「災害予防計画 第 29 章 第 1 節 第 2 避難指示等の周知」を準用する。

- (2) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ア 避難所については、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の指定避難所、指定緊急避難場所を指定し、 ハザードマップに記載する。
 - イ 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難 行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難勧告等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

ウ 浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の、特に防災上の配慮を 要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難 を確保する。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する

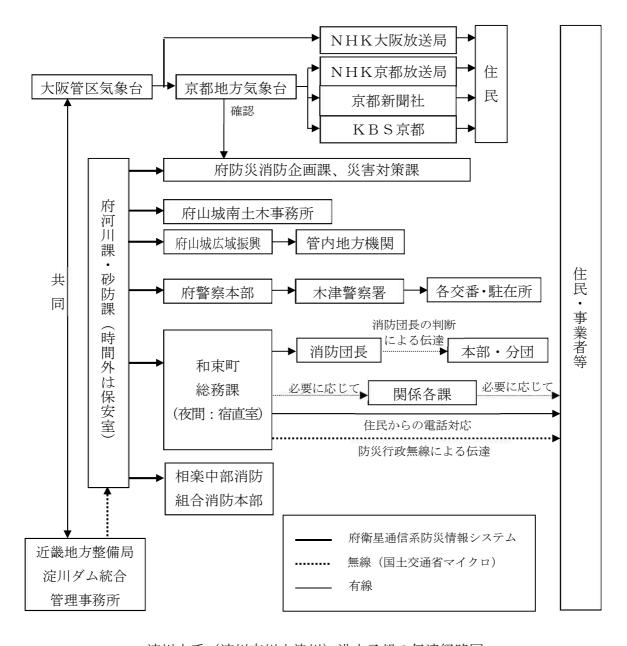
計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

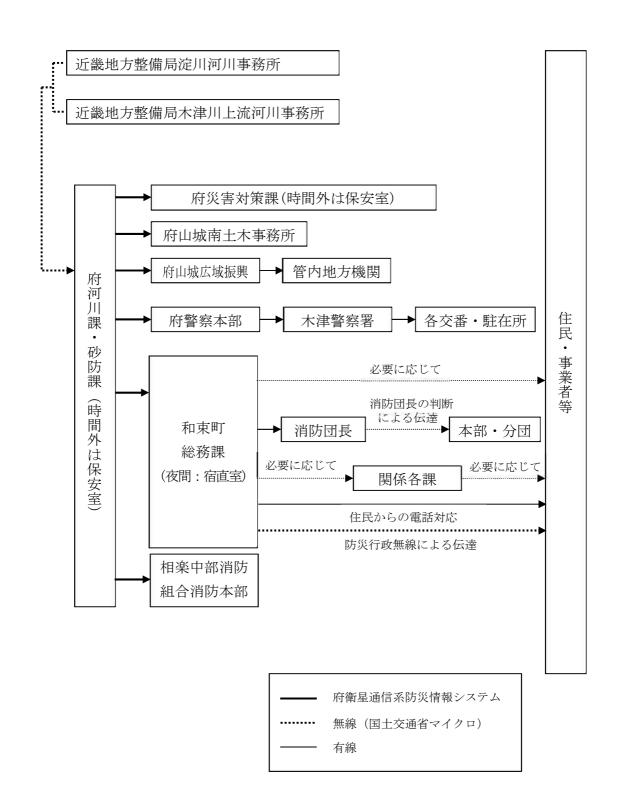
浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法

施設名称	所在地	情報伝達方法	対象河川
和東町在宅介護支援センター	大字釜塚小字生水 15	電話・訪問・	T-1-1-1-1
町立和東保育園	大字中小字市場 19	防災行政無線 戸別受信機	和東川

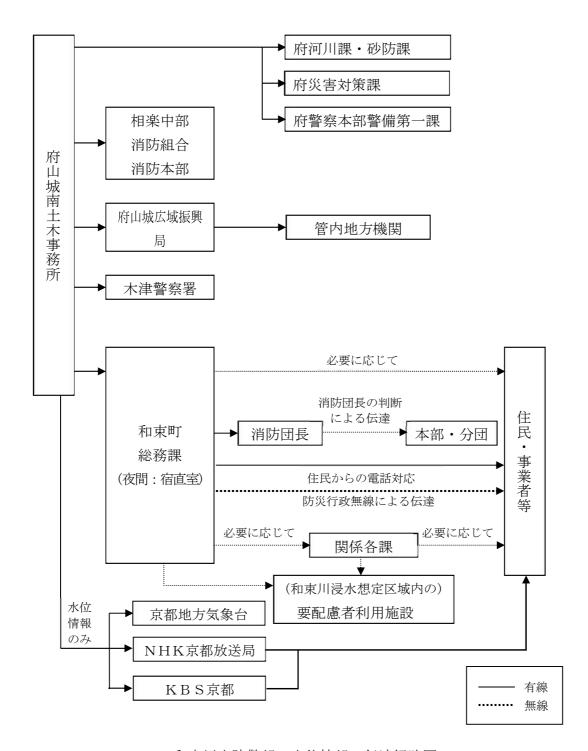
2 上記ウに規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保 が図られるよう避難判断水位到達情報等の伝達方式を定める。



淀川水系 (淀川支川木津川) 洪水予報の伝達経路図



淀川水系 (淀川支川木津川) 水防警報の伝達経路図



和東川水防警報・水位情報の伝達経路図

第3節 水防活動の利用に適合する予報警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する(以下「水防活動用」という。)予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民(公私の団体を含む、以下同じ。)への周知により相応の対策を促すために行う。

第1 予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気 象台が担当する。

第2種類

水防活動用予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

種類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

第3 伝達

水防活動用予報警報の伝達には、一般予報警報と同一の様式を使用するものとし、 伝達手段及び経路についても、一般予報警報に準ずる。

第4 水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次のもの を水防活動に利用する。

気象情報の伝達には、一般のものと同一の様式を使用し、伝達の手段及び経路については水防活動用予報警報の場合に準ずる。

【気象情報の種類】

台風情報、大雨情報、記録的短時間大雨情報、その他水防活動に密接に関連する情報

第4節 各種の気象通報

第 1 火災気象通報

消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

1 区域細分

火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。

2 火災気象通報の通報基準

(南部)

基準その1:実効湿度が60%以下にして、最小湿度が40%以下となり、最大

風速7m/s以上の風が吹くとき。

基準その2:強風が吹き続くとき(平均風速が12m/s以上となり、主として

強風のため火災の予防上危険であると認めるとき)。

3 留意事項

気象の状況が通報基準に達した場合であっても、降雨、降雪、又は積雪が現にあり、若しくは3時間以内にこれらが予想される場合には通報しないことがある。

4 通報事項

火災気象通報の通報事項は別に定められた事項とする。

5 通報時刻

火災気象通報は、午前9時から午後4時までの間に通報し、有効時間は翌日の午前 10時までとする。

6 町長が行う「火災警報」

- (1) 町長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報(以下「火災警報」という。)を発表することができる。
- (2) 町長が単独に火災警報を発する基準は、次による。
 - ア 実効湿度が60%以下となり、かつ最小湿度が40%以下となるとき。
 - イ 平均風速が 12m/s 以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。
- (3) 町長は、火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

7 火災気象通報の伝達

火災気象通報の伝達手段及び経路を「京都府山城南部火災気象通報伝達経路図」に 示す。

第2 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、 農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一 般農家に伝達、周知する。

1 区域細分

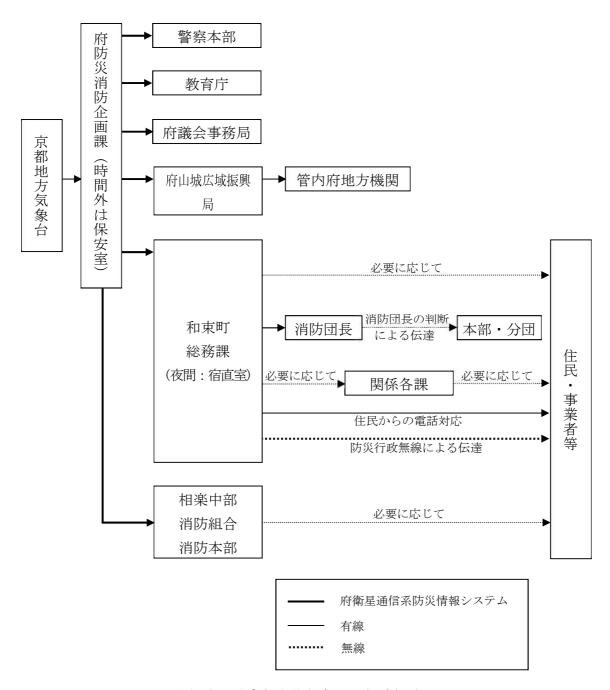
農業気象通報の予報区については、一般予報警報における一次細分区域を適用して 細分する。

2 農業気象通報の種類及び実施期間

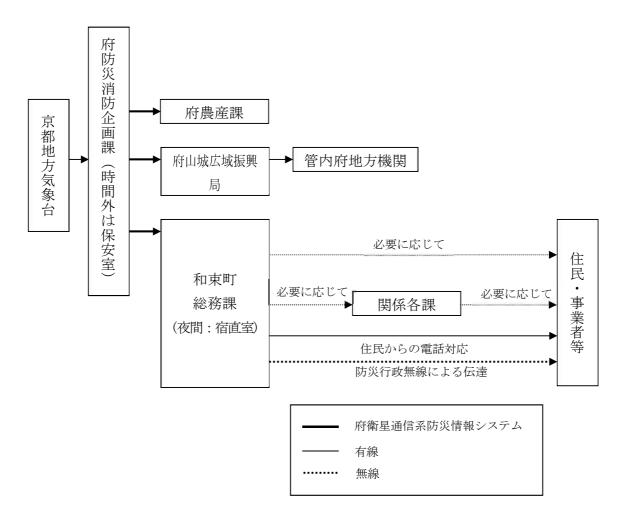
農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごとに定める。

3 農業気象通報の伝達

農業気象通報の伝達手段及び経路を「京都府山城南部農業気象通報伝達経路図」に示す。



京都府山城南部火災気象通報伝達経路図



京都府山城南部農業気象通報伝達経路図

第5節 異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

第1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関(水防管理者又は水防関係者)に、火災に関する場合は消防機関に、その他の現象の場合は町又は警察官に通報する。

第2 警察官の通報

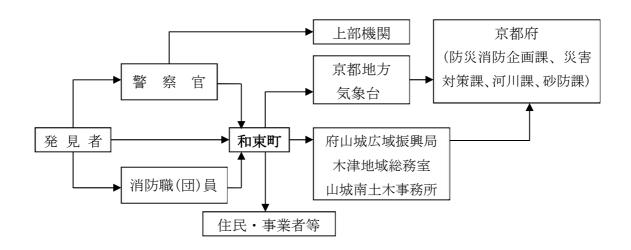
通報を受けた警察官は、直ちに町長及び上部機関に通報する。

第3 町長の通報

第1、第2によって通報を受けた町長は、直ちに気象官署及び府山城広域振興局木 津地域総務室に通報するとともに、住民・事業者等に対し周知徹底を図る。

第4 府山城広域振興局木津地域総務室の通報

第3により通報を受けた府山城広域振興局木津地域総務室は、直ちに府(本庁関係 課)に通報する。



第6節 予報警報等の伝達及び周知の方法

第1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定められた方法により、関係者及 び住民に対し周知徹底を図る。

- 1 サイレン、警鐘、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)等による方法
- 2 防災・防犯情報メールによる方法
- 3 マイク、広報車等を利用する方法
- 4 伝達組織を通じて徹底する方法
- 5 ラジオ放送、テレビ放送による方法
- 6 インターネット上のホームページによる方法

第2 通報連絡内容の略符号化

予報警報の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努める。

第3 通報連絡体制の確立

予報警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努める。

第7節 雨量 水位情報

第1 雨量・水位の観測

町内には、次の府設置による雨量・水位観測所があり、テレメータ化された観測データは、河川情報システムにより府山城南土木事務所及び府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

京都府雨量観測所(テレメータ)

観測所名 所在地		所在地	管理者	備考
湯	船	和東町湯船五の瀬	京都府山城南土木事務所長	

京都府水位観測所 (テレメータ)

観測所名	河川名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	堤防高	所在地	管理者	洪水予報	水防警報	水位情報周知
門前橋	和東川	1. 20m	1.60m	1.90m	2. 30m	5. 66m	和東町大字 原山小字西 手地先	京都府山 城南土木 事務所長		0	0

第2 府からの雨量・水位の通報要領

1 雨量水位の通報

府管理の雨量及び水位のデータを、京都地方気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより町に情報提供される。

水防法第 12 条第 1 項の定めによる水防団待機水位(指定水位)を超えているときの水位の通報は、上記による。

なお、上記のほか水防警報河川以外の河川において、水防団待機水位(指定水位)、 氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき又は超える見込みのときは、注意喚起のため 電話又はファクシミリにより、町に情報提供される。

また、府河川課・砂防課より、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係 気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット (京都府ホームページ)、地上デジタルデータ放送等により公表されている。

水防法第 12 条第 2 項の定めによる氾濫注意水位(警戒水位)を超えているときの 水位の公表は、上記による。

2 障害時の通報

府は、無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により、降雨や河川の状況等を把握し、府河川課・砂防課及び町に通報する。

一般計画編 第2編 災害予防計画 第1章 気象等予報計画

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

雨量の通報例:「〇〇雨量観測所の〇時現在の雨量は〇〇mm です。

総雨量は〇〇mm です。」

水位の通報例:「○○川○○水位観測所の水位は、○時現在○. ○○mです。」

「○○川○○水位観測所の水位が、○時現在、水防団待機水位

(指定水位) 又は氾濫注意水位(警戒水位)を上(下)回り、

○.○○mです。(これで、通報を中止します。)」

イ ファクシミリによる通報は、観測記録用紙又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

次の状況となった時に、町に通報される。

ア 雨量の通報

毎正時

イ 水位の通報

- (ア) 水防団待機水位(指定水位)又は、氾濫注意水位(警戒水位)に達した とき
- (イ) 水防団待機水位(指定水位)に達してから水防団待機水位を下回るまで の間の毎正時ごと
- (ウ) 水防団待機水位(指定水位)又は、氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったとき
- (エ) その他、必要と認められるとき

(3) 通報の中止

次の場合は、雨量・水位の通報と併せて、通報を中止する旨の連絡があり、通報が終了となる。

- ア 水防団待機水位(指定水位)を下回ったとき
- イ 氾濫注意水位(警戒水位)以下で、今後の水位上昇が、認められなくなった とき
- ウ 水防熊勢を解いたとき

第3 府からの雨量・水位の伝達

気象予報警報等の伝達系統及び伝達方法に準じて行うものとし、特にため池、用排 水樋門等の管理者に対しては、通報漏れのないよう周知徹底を図る。

第8節 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

第1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の108 雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

また、2時間後までに土砂災害警戒情報の基準を超えると予想した(1キロメッシュ)ときには、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

第2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府防災消防企画課経由で市町村防災担当課へ届く。

また、土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市町村防災担当課及び土木事務所へ提供される。

この通知を受けた時は、本章 第1節 第7の伝達方法により、町内の関係事務所及 び町民への情報の周知徹底を図る。

第3 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が本町域に発表された場合は、府砂防課から提供される1キロメッシュの補足情報を利活用して、避難指示(緊急)などの発令の参考資料とする。

第2章 情報連絡通信網の整備計画

(総務課)

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な連絡手段を確立するとともに、関係機関や住民等との連携・協力により情報伝達手段の多重化を図る。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を推進する。

また、町は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を、迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化に努めるものとする。

さらに、府への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ府と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

第1節 現 況

第1 京都府衛星通信系防災情報システム

町役場には京都府衛星通信系防災情報システムの端末が設置されており、災害時には同システムにより情報収集及び被害状況の報告等を行う。

(京都府衛星通信系防災情報システム:災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、 消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活 動業務を有効に遂行し、地震等の災害から住民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利 用した衛星通信回線(衛星系)と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回 線(地上系)により2重化確実な情報伝達が可能なシステム)

第2 その他

その他利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- NTTの災害時優先電話
- 携帯電話のエリアメール・緊急速報メール

第2節 町と防災機関等の非常通信

災害時に予想される通信混乱に際して、町から府本部への通信連絡系統を確立し、また、全ての防災関係機関と非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

第1 協力体制の整備

町は、府との連携により災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平常時より意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、災害時の無線通信設備は、各防災関係機関がそれぞれの使用目的に応じて個々に設置している。これらはいずれも各防災関係機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加えることが重要となるため、あらかじめ各防災関係機関と非常通信に協力可能な体制の整備に努める。

さらに、情報収集用員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制 について整備する。

第2 通信協力

無線を整備している他の市町村及び防災機関から次の通信依頼があった場合は、自局の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること
- 2 被害状況等の通信に関すること
- 3 応援もしくは支援要請に関すること
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること

第3章 河川防災計画

(総務課、建設事業課)

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。

このため、町域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、国、府に整備促進を要請する とともに、河川改修、排水事業等防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、 水害の未然防止を図る。

第1節 現 況

本町には、一級河川が和東川を中心に下表のように分布している。

区分	河川名	管理者	延長 (m)
	木津川	国土交通省	2,000
	和東川	京都府	17, 982
	杣田川	京都府	2, 100
一級	南川	京都府	800
1992	中村川	京都府	1, 450
	門前川	京都府	1,030
	谷山川	京都府	2,000
	推原川	京都府	1, 400
準用	別所川ほか 43 河川	和東町	41, 260
普通	杣ノ根川ほか 13 河川	和東町	8, 720

河川一覧

第2節 河川に係る防災計画

第1 町管理の河川・水路

町管理河川・水路については、渓流部の浸食防止や土砂等堆積による河床の上昇に 伴い発生する洪水被害の防止等、水系一貫の思想に基づく管理強化に努める。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を行う。

第2 直轄河川、府管理河川

直轄河川や府管理河川について、必要に応じて、拡幅、掘削、護岸施設等の改修促進を淀川河川事務所、府に要望する。

第3 危険箇所の周知・警戒避難体制の整備等のソフト対策

近年は、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、ハード整備だけでなく ソフト施策も含めた総合的な治水対策を図っていく必要がある。

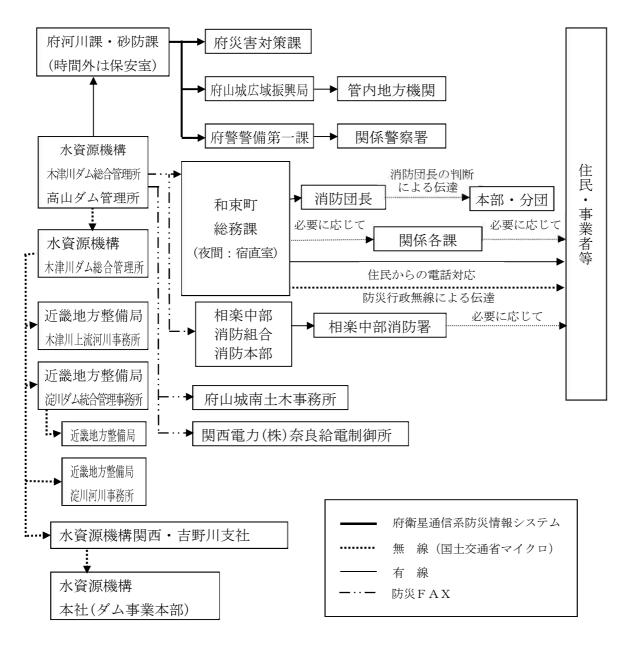
このため、浸水想定区域や重要水防区域を町防災計画に明記するとともに、ポスター、パンフレット、ハザードマップの配布等により関係住民への周知に努める。

また、防災情報の伝達手段や指定避難所、指定緊急避難場所・避難経路の点検整備等を含めた警戒避難体制の確保に努める。

第3節 ダムに係る防災計画

ダム管理者は、ダム設計に関する諸資料を整備し、平常時の維持管理を徹底するとともに、老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施する。また、気象に関する予報警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止している。

町は、「高山ダム放流通報の伝達経路図」に基づき、情報の受信・伝達体制を確立する。



高山ダム放流通報の伝達経路図

第4章 林地保全計画

(農村振興課)

近年、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策の必要性が増大してきている。

したがって、府は、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、森林の防災機能を高め、水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。

町は、府の行う治山事業に協力する。

第1節 本町の危険筒所

本町における危険箇所は、【資料編 資料 5 本町の危険箇所「山腹崩壊危険地一覧」、「崩壊土砂流出危険地一覧」、「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」、「土石流危険渓流一覧」、「地すべり危険箇所一覧」】のとおりである。

第2節 治山事業

第1 土砂の流出、崩壊による災害の防止

国、府は、荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、府の山地災害危険地調査を踏まえ、治山事業を計画的に実施しており、新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れる等とともに、緊急を要するものから緊急治山事業を実施する。

第2 小規模治山事業と災害の応急対策

町は、公共事業、府の補助対策事業については積極的に取り組み、また、極小規模のものでも場合によっては、被害拡大のおそれがあるときは、町単独で事業に取り組んで災害の拡大を防止するよう努める。

第3 地すべり対策

国、府は、地すべり危険地区の地表移動量等に中心に注視しながら、緊急を要する ものから防止工事を行う。

第3節 保安林の整備

国、府は、自然災害や経済的理由等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ、機能の充実を図る。

また、保安林の管理を重点的に進め、特に機能の低下している保安林を特定保安林に指定し、その機能回復を図る。

第4節 森林整備事業(造林事業)

1 林野面積

本町の林野面積は、4,793ha (2015年農林業センサス)で、総面積の約74%を占る。

2 計画の方針

森林環境保全整備事業計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木 材の生産機能はもとより、森林の公益的機能の高度発揮を図る。

3 計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、間伐等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。

また、放置され、機能の低下を招いている人工林に対しては、強度の間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備していく。

さらに、人工林の伐採跡地で的確な更新が図られていない箇所については、国の森 林環境譲与税、京都府の緑の公共事業、豊かな森を育てる府民税を活用した豊かな森づ くり推進事業等で広葉樹を主体として植栽し、早期に森林の造成を図る。

第5章 土砂災害予防計画

(総務課、建設事業課、農村振興課)

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、町内の土石流危 険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等に対する防災上必要な管理・予報・ 警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示す。

第1節 土砂災害における警戒避難体制

町は、土砂による被害を受けるおそれのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために、次の予防対策の実施に努める。

第1 警戒又は避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、土砂災害警戒情報等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも、 他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指 導することが大切である。

第2 適切な指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路の設定、周知

指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、 土石流、地すべり等(以下「急傾斜地の崩壊等」という。)の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水氾濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。

設定した指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路は、土砂災害ハザードマップを 作成して住民に対し周知徹底を図る。

第3 情報の伝達等

大雨等により、区域内に災害の発生するおそれがあるとき、又は気象庁から発表される大雨に関する注意報・警報や、次節に記載する土砂災害警戒情報が町域に発表されたときは、これらの情報を広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達を行うことで警戒体制をとらせ、状況に応じて避難勧告等を発令する。

また、日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば土砂災害の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、上記の情報や、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し、的確な判断が出来るよう努め、住民の迅速かつ円滑な警戒避難体制の整備に努める。

第4 防災知識の普及及び防災活動の実施

町職員や住民に対して、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。

また、関係機関と協力して、土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

第5 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障がい者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、本計画において、災害時要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

施設名称	所在地	情報伝達方法	対 象
特別養護老人ホームわらく	大字釜塚小字 縄手 25	電話・訪問・防災行政無線 戸別受信機	土石流 区域番号:ち017 区域名:谷田川
和東町在宅介護支援センター	大字釜塚小字 生水 15	電話・訪問・防災行政無線 戸別受信機	土石流 区域番号:ち017 区域名:谷田川

なお、国は、平成 29 年 6 月 19 日に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を改正し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとした。

よって、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、作成した計画を町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

町は、府と連携して、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施 状況等について、定期的に確認するように努める。

町が行う支援等は、以下のとおりである。

(1) 避難確保計画作成の支援

町は、要配慮者利用施設を新たに町防災計画に位置付ける際等には、施設管理 者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、町及び府の関係部局が連携して積極的に支援を行う。

(2) 避難確保計画の確認

施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通 省作成の点検マニュアル等を参考に、町等の関係部局が連携して内容を確認し、 必要に応じて助言等を行う。

(3) 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、町長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行う。

一般計画編 第2編 災害予防計画 第5章 土砂災害予防計画

(4) 避難訓練実施の支援

要配慮者利用施設における避難訓練の実施については、町及び府の関係部局が連携して積極的に支援を行う。

ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されることが重要であり、町及び府は、このような避難訓練が実施されるよう支援を行う。

第2節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(目的)

京都府と京都地方気象台は、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が住民に対して行う避難勧告等の防災対応を適時適切に判断できるよう支援すること、及び住民の自主判断にも利用できることを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民へ伝達する。

なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報により、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

町は、土砂災害警戒情報に基づき、避難勧告等の必要な措置を講ずる。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、災害対策基本法第 51 条、第 56 条、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 15 条及び第 15 条の 2)

システムより補足情報提供 イントラネット、インターネット、 携帯webによる 京都府建設交通部 砂防課 市町村 広域振興局 住 土砂災害警戒情報 京都府府民生活部 防災消防企画課 民 気象業務法に基づき伝達 →京都地方気象台 大雨注意報・警報の中で、予測雨量に いっき、土砂災害への警戒を呼びかけ テレビ・ラジオ局 テロップ等 ▶ 土砂災害警戒情報 気象台からの情報の流れ

【土砂災害警戒情報の伝達経路】

第2基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

1 警戒基準

警戒基準は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。

また、その他必要が認められる場合には、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、 土砂災害警戒情報を発表する。

2 警戒解除基準

警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、 土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで 警戒を解除できるものとする。

3 基準の見直し

地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、府砂防課と京都地方 気象台は「地震等発生後の暫定基準(土砂災害警戒情報)」により基準を取り扱うも のとする。

第3 発表単位

京都府と京都地方気象台は、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。

第4 留意点

- 1 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災 害は表現できない。
- 2 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である 表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、 技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については 対象としない。
- 3 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。

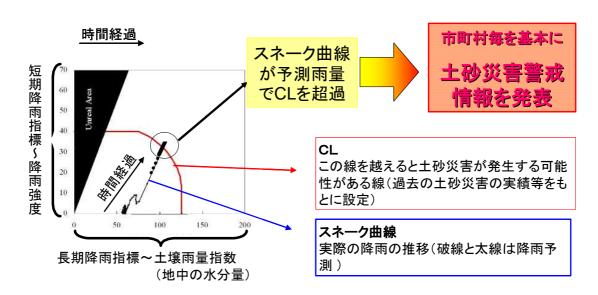
このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム

1 システムの概要

本システムは、気象台による降水予測と、京都府の作成した1キロメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線(CL)を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

情報発表の判定方法



2 市町村への情報提供

京都府は、市町村に対して、京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して情報提供するとともに、事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。

また、京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)により、地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Web で発信を行う。

3 用語解説

解析雨量	気象庁の地域気象観測所(アメダス)と京都府の雨量観測所及び
	国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから
	1キロメッシュごとの降水量を推定したもの。
土壤雨量指数	長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24 時間以上前の先行降
	雨も取り込んでいる。
	直近の雨ほど土壌中に多く残るという土壌の特性をモデルに組
	み込んでいる。
CL	この値(線)を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線
	で、過去の土砂災害の実績をもとに設定している。

第3節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

第1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域 及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第27条及び第28条に基づき、国土交 通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

1 国土交通省が実施するもの

- (1) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流(次のア、イを共に満たす場合)
 - ア 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね 20m以上ある場合
 - イ おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合
- (2) 河道閉塞による湛水(次のア、イを共に満たす場合)
 - ア 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね 20m以上ある場合
 - イ おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

2 京都府が実施するもの

- (1) 地すべり(次のア、イを共に満たす場合)
 - ア 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
 - イ おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合

第2 土砂災害緊急情報 (土砂災害防止法第31条)

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに、一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては、京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第4節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)」に基づき、府による「土砂災害警戒区域(土砂災害により住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認められて知事が指定する区域)」及び「土砂災害特別警戒区域(「警戒区域」のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民の生命等に著しい危害が生じると認めて知事が指定する区域)」が指定された場合には、警戒避難体制の整備や特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告などについて、府と連携を図りながら、総合的な土砂災害防止施策を推進する。

本町には、【資料編 資料 6 土砂災害警戒区域・特別警戒区域】のとおりの土砂災 害警戒区域等が指定されており、平成 28 年 3 月 18 日で全て指定済みとなっている。

第1 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

第2 警戒避難体制等

- 1 町は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。
 - (1) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達方法 情報の収集は前節により行い、伝達方法は「本編 第 29 章 第 6 節 第 2 住民へ の情報伝達方法」を準用する。
 - (2) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ア 避難所については、土砂災害警戒区域に指定された地域の特性等を踏まえ、 土砂災害警戒時の指定避難所、指定緊急避難場所を指定する。
 - イ 避難経路については、基本的に住民各自の判断に任せるものとするが、避難 行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難勧告等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要援護高齢者、障がい者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう区、町内会・自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

- 2 警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要す 者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよ う前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
 - また、当該施設の管理者又は所有者に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施 を義務付けるよう指導・支援を行う。
- 3 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の発生のおそれがある場合の指定避難所、指定緊急避難場所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、上記1で定めた事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他の必要な措置を講ずる。

第5節 砂防対策計画

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていたり、渓岸が浸食されていては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起こし、氾濫の原因になる。

本町には、砂防法第2条による指定箇所(砂防指定地)が35箇所存在する。

この土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整し、土砂が流出するお それのあるところについて砂防事業を推進するよう府に要請し、土砂災害の防止に努め る。

第6節 土石流対策計画

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、渓岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本町には、土砂災害警戒区域等(土石流)の指定が 52 箇所、そのうち「土石流危険 渓流」として 44 渓流(保全人家が 5 戸以上 25 渓流、1~4 戸 19 渓流)存在する。

土石流危険渓流とは、「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」により、土石流の発生の危険性があり、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる渓流である。

第1 住民への周知

町は、土石流による土砂災害の発生を防止するため、山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、府と協力して、「土石流危険渓流及び危険区域」の 箇所や前兆現象の種類の周知に努める。

また、必要に応じてパトロールを実施するとともに、被害のおそれがある住民に対して、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに避難すること、二次的な土砂災害が発生する可能性があることについて、平常時から住民への周知徹底を図るものとする。

第7節 地すべり対策計画

一般に地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山くずれと判断しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので、主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。地質的に分類すると第三紀層地すべり、古生層地すべり、中生層地すべり等がある。本町には、土砂災害警戒区域等(地すべり)の指定が2箇所、そのうち「地すべり危険箇所」が2箇所、そのうち1箇所が「地すべり防止区域」(地すべり等防止法第3条)である。

第1 地すべり対策の推進

地すべりはその判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、 府は、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査して必 要な対策を実施する。

第2 住民への周知

町は、地すべりによる土砂災害の発生を防止するため、地面にひび割れが生じるなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、近畿地方整備局及び府と協力して、地すべり危険箇所・地すべり防止区域、前兆現象の周知に努める。

また、必要に応じてパトロールを実施するとともに、被害のおそれがある住民に対

一般計画編 第2編 災害予防計画 第5章 土砂災害予防計画

して、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに避難すること、二次的な土砂災 害が発生する可能性があることについて、平常時から住民への周知徹底を図るものと する。

第8節 急傾斜地崩壊対策計画

本町には、土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)の指定が81箇所、そのうち「急傾斜地崩壊危険箇所」が51箇所(保全人家が5戸以上26箇所、1~4戸25箇所)、そのうち「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域が7区域ある。

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領(平成11年11月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課)」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが5m以上、傾斜度が30度以上の急傾斜地で、被害想定範囲内に1戸以上の人家が存在するか、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる箇所で、そのうち、急傾斜地の崩壊による災害から町民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)に基づき、府において急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

第1 住民への周知

町は、崩壊による土砂災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊危険区域等における崩壊防止工事の実施について府に要請する。

また、必要に応じてパトロールを実施するとともに、崩壊による被害のおそれがある住民に対して、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及、災害が発生するおそれがあるときは、速やかに避難すること、二次的な土砂災害が発生する可能性があることについて、平常時から住民への周知徹底に努める。

第6章 道路防災計画

(建設事業課)

崩土及び冠水等による浸食及び軟弱土質等の地勢的原因による並びに積雪等による被害を防止し、被災常襲道路の解消及び災害時における道路、橋梁等の安全を確保するため、次の事業を実施する。

第1節 道路及び橋梁改良事業

道路については、次の道路改良事業を行うことにより、災害の防止及び軽減に努める。

- 1 災害時の緊急輸送道路となる次の道路などの早期改良・整備を各道路管理者に要請していく。
 - 第2次緊急輸送道路
 - 主要地方道木津信楽線
- 2 町道については、国道や府道の整備計画に合わせ、上記の災害時の緊急輸送道路等との連絡道路、土地利用上の観点から必要となる道路について整備を図る。
- 3 水害によりたえず路面が水没する箇所及び道路損壊のおそれがある箇所に対して、 これを防止するため嵩上げ等を行う。
- 4 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路に、危険防止のためのネット及び コンクリート擁壁を設置する。
- 5 水害等による橋梁の破損、流失を防止するため、橋梁改良を行う。

第7章 農業用施設防災計画

(農村振興課)

ため池、頭首工(取水堰)、用排水路、農道などの農業用施設は、町内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設としての役割を担っているが、これらは自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでにも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

農業用ため池は、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。

したがって、豪雨、洪水、地震などの災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図る。

第1節 大雨、洪水対策

第1 ため池

- 1 巡視による異常の早期発見とこれの報告、特に草刈りの励行
- 2 斜樋底樋の排水態勢の点検整備
- 3 堤体の応急補強と通行規制
- 4 余水叶及び下流放水路障害物の除去
- 5 不用貯水の排除及び事前放流
- 6 府山城広域振興局が行う農業用ため池の諸元情報のデータベース化、定期的な点検調査に協力するとともに、ため池のハザードマップ作成に積極的に取り組む。

第2 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート(角落し方式のものを含む。)の整備点検と 操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないよう、また、取水ゲートからは河水が堤内 地に流入しないよう措置をとる。

第3 用排水路

- 1 しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- 2 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行うこと。

第4 ポンプ

- 1 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備や試運転を行い非常時に備える。
- 2 ディーゼル機関の燃料の確保保管
- 3 浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納
- 4 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

第5 農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

第6 工事中の施設

仮締切の点検

第2節 地震対策

1 農地や農業用施設そのものの被害(1次災害)が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。

農業用施設(コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等)については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確に把握でき得るようにしておくこと。

2 地震に弱いと判定される構造物については、可能な工法で補強を行っておくこと。 対策工事や施設改修にあたっては、地震時に人家や公共施設に被害(二次被害)を 与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、指定避難所、指定緊急避難場 所や緊急用水確保としての活用についても検討を加えること。

第3節 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため、農業用施設の平常時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にして積極的な協力を呼びかけること。

第8章 防災営農対策計画

(農村振興課)

住民の生活基盤安定を目的として農林水産物の災害予防対策の推進を図るため、営農 指導を行う組織、方法等について定める。

第1節 計画の内容

町は、異常気象に関する気象予報警報の情報収集伝達体制の強化に努めるとともに、 気象予報警報等の末端への迅速な浸透と、指導体制の確立を図る。

- 1 山城南農業改良普及センター・農業協同組合との連携の強化
- 2 農林水産物の予防対策実施の奨励
 - (1) 雪害及び干害
 - (2) 晩霜と低温障害
 - (3) 春期高温障害
 - (4) 春期長雨障害
 - (5) ひょう害
 - (6) 長梅雨及び水害
 - (7) 風水害
 - (8) 干ばつ

第9章 建造物防災計画

(総務課、建設事業課)

災害による建造物の防災対策を実施し、住民の財産と建造物を利用する人々の安全の確保を図る。また、町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進める。

第1節 建築物の防災対策

第1 建築物防災対策の基本方針

- 1 建築物が備えるべき安全性としては、以下の性能の確保をめざす。
 - (1) 構造耐力上の安全性 建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。
 - (2) 防火性・耐火性 火災の発生に対し、その拡大を押さえ、人命等に被害を及ぼすことなく、また、 崩壊・重大な変形をおこさないこと。
 - (3) 耐久性・耐候性 建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。
 - (4) 使用上の安全性・避難上の安全性 建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにする こと。
 - (5) 良好な環境衛生条件の確保 健康に悪影響を及ぼす衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。
- 2 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて考える必要がある。

火災時等には、防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

- (1) 適切な安全機能を備えた建築物の供給 建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性 等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工すること。
- (2) 適切な維持保全の徹底 建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建 築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとること。
- (3) 既存建築物の防災性能向上 現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていな い建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断 等を実施し、適切な改修を行うこと。

第2 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

なお、指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性(非構造部材を含む。)の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

2 多数の人々が利用する建築物

劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の人々が使用する建築物については、高い防災性能が必要であり、府と連携して以下の対策を講じる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正 な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底
- (2) 建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防 災査察の実施、必要な改修指導強化
- (3) 府と十分連絡調整を行い、連携・協力体制を築きながら、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐震改修促進法」という。)に基づく指導等を進め、建築物の耐震化が円滑に進むように努める

3 住宅、その他の建築物

地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、大規模地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や不特定多数の利用する特殊建築物以外の建築物については、府と連携して、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- (1) 地震時に住民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等 地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進
- (2) 住民に対する建築防災の普及・啓発推進
- (3) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (4) 耐震改修促進法による認定制度を活用し、補助及び融資等による耐震改修の誘導
- (5) 共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施しており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

4 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物の地震活動等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止 し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施 が重要であることから、府と連携して以下の対策を推進する。

- (1) 被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成を図る。
- (2) 京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制等の整備を進める。

5 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

第2節 宅地造成防災対策

第1 宅地防災への対応

宅地造成に伴う宅地災害対策については、がけ崩れ、土砂の流出による災害などに対して安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策を進めている。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地(擁壁・法面等を含む。)が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、府等との連携により被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会等と連携し、実施体制等の整備を進める。また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については、移転等を推進する。

第2 宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、府との連携により、宅地造成等規制法及び都市計画法による開発許可制度等により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には、府と連携して合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対しては、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起する。

第 10 章 文化財防災計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止 することが不可欠である。

その防災計画は、災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応 ができるよう消防設備の設置等を推進する。

第1節 現 況

現在、町にある文化財は【資料編 資料8 文化財一覧】のとおりである。

第2節 文化財の保全・指導内容

第1 建造物

防災施設設備の対象として、各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導・助言する。 国指定文化財の自動火災報知設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

町指定文化財については、国指定、府指定文化財に準じた働きかけを行う。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む。)

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐震・耐火のものとし、その設置にあたっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設備を設置する等、状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第3 記念物、文化財環境保全地区

史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区の防災については、建造物防災に準 じた対策を推進する。

第3節 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の 方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火に関係のある消防本部と連絡、協力体制を確立する。

第4節 補助金及び融資

第1 補助金

府は、国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し「京都府指定・登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」、並びに「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

第2 融 資

- 財団法人京都府文化財団の行う融資制度
- 長期:10年償還 低利(年利1.2%)
- 融資対象は補助金事業に準ずる

第11章 危険物等保安計画

(相楽中部消防組合)

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

第1節 危険物の予防対策

第1 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設(製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。)は、産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状であり、相楽中部消防組合が府災害対策課との連携により取り扱い事業所に対して次のような指導等を実施する。

- 1 危険物製造所等が消防法第 10 条第 4 項の規定による位置、構造及び設備の技術上 の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- 2 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取り扱いは、消防法第 10 条第 3 項 に規定する技術上の基準に従って行うよう、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対 し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取り扱いに ついて安全指導を行う。
- 3 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取り扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、 避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力なる行政指導を実施する。
- 4 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

第2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- 1 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、 取り扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得す るよう指導する。
- 2 消防法第 13 条の 23 に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

第3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物、特に石油類屋外タンクの著しい不等沈下(タンクの最大沈下量をタンクの 直径で除した数値が 100 分の 1 を超えるもの。)による、タンクの破損を防止すると ともに、万一の油流出に備え次の事項について指導する。

- 1 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等 についての定期点検の実施
- 2 著しい不当沈下のある屋外タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
- 3 二重防油堤設置の検討
- 4 異常事態発生時における応急体制と、緊急通報体制の確立
- 5 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施
- 6 応急資器材*の備蓄
- 7 同企業間の相互応援協定の締結

※応急資器材:油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土の う、ひしゃく、空ドラムかん等

第4 地震対策

- 1 屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討
- 2 防油堤補強の検討
- 3 固定消火設備の検討
- 4 配管の検討
- 5 通報設備の検討
- 6 タンク冷却用水の検討

第2節 火薬類及び高圧ガス対策

相楽中部消防組合が府災害対策課との連携により、取り扱い事業所に対して次のような指導を実施する。

第1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において、保安上必要な措置が迅速かつ的確に実施できるように、 事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確 にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や、事業所相互の応援体制の整備を図る。

第2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液 化石油ガスの保安の確保及び取り引きの適正化に関する法律の規定や基準に適合し た状態の維持を図る。

第3 地震等によるガス漏洩防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一

一般計画編 第2編 災害予防計画 第11章 危険物等保安計画

定規模以上の貯槽に取り付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

第4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や、事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

第5 火災に対する予防

- 1 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。
- 2 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過 熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消 火設備その他の設備の整備を図る。

第6 保安指導

- 1 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。
- 2 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力 その他の連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等の学識経験者を交えた総合立入調 査を実施するなど防災対策に努める。
- 3 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防 災体制の確立を図る。

第3節 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、「毒物及び劇物取締法による登録」を受けなければ製造、輸入又は販売はできない。

毒物劇物営業者(製造業等)及び届出を要する業務上取扱者(青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業)は、取扱責任者を置き、貯蔵設備(容器)を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講じることとなっている。

府山城南保健所の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

町は、必要に応じて、これに協力する。

第1 予防対策

- 1 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締り を行う。
- 2 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。
 - (1) 表示による貯蔵場所の明示
 - (2) 貯蔵設備、方法の確立
 - (3) 在庫数量の把握
 - (4) 貯蔵場所の検討

第2 対策の内容

- 1 貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」 の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固 な設備を作るよう指導する。
- 2 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。
- 3 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある 貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

第4節 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図る。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の強化を図る。

第 12 章 消防組織整備計画

(総務課、消防団)

各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防 団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消 防組織の万全を期する。

第1節 消防組織・体制の充実

第1 消防活動体制の充実強化

- 1 消防団員の教養訓練の強化と資質の向上
- 2 消防団への多機能消防車両の配備の促進

第2 消防計画の整備等

- 1 消防計画の整備
- 2 相楽中部消防組合との連携強化

第2節 消防力の充実強化

第1 消防施設の整備

1 消防車両等

- (1) 消防の近代化を図るため、消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防施設の整備を図る。
- (2) 「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の充実強化及び消防団員の確保に努める。

2 消防水利

(1) 出火時の水利は消防にとって特に重要である。簡易水道の施設普及にかんがみ、 水道消火栓の設備促進を行う。

また、災害に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利を確保する。

(2) 「消防水利の基準」に基づき、消防水利の設置を年次計画により整備強化する。

3 消防団無線

円滑な消防団活動を実施するため、現存の消防団無線を有効活用する。

第2 消防団の活性化

- 1 消防団員の確保対策や女性、大学生消防団員の採用、機能的分団等の取り組みなど、 団員の任用に関する施策を検討する。
- 2 消防大会、消防操法大会に参加し、消防団員の士気を高めるとともに、連携強化に 努める。
- 3 団員のサラリーマン化に対応して、出動体制の円滑化を図るため、各種企業団体へ協力の働きかけを行うとともに、協力事業所表示制度導入の促進に努める。
- 4 消防団施設の充実強化を図り、消防力の整備指針に応じた消防車両や防災資機材等の整備を促進する。
- 5 消防団員の教育訓練の充実を図り、知識及び技能の向上に努める。

第3節 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋2回の全国火災予防運動に際し、各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

- 1 春季全国火災予防運動
- 2 秋季全国火災予防運動
- 3 住宅用火災警報器設置の啓発
- 4 消防大会、消防操法大会に参加し消防意識の啓発と消防志気を高める。
- 5 関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

第4節 相互応援協定

大規模災害の発生時における応急対策が、緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、相互応援協定の締結を積極的に進めるものとする。

第5節 消防団員の教養訓練の促進

近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが求められており、 関係機関と連携して、次の教養訓練に重点を置いて実施する。

その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

- 1 消防団員に対する予防及び警防指導員教育
- 2 消防団員の幹部教育

第 13 章 通信放送施設防災計画

(西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティコミニュケーションズ(株)、日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、(株)エフエム京都)

通信施設については、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、遠隔地の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用 伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。

放送施設については、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合における放送 電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講じうるよう、設備ごと に予防措置の万全を期する。

第1節 通信施設の防災計画

第1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- 1 大雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- 2 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を 行う。
- 3 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- 4 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

第2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- 1 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- 2 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

第3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期する。

- 1 回線の切替措置方法
- 2 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

第4 移動無線網の拡充整備

災害の発生で、通信途絶による孤立化を防止するため、次のとおり移動無線網の整備充実を図る。

- 1 小型無線電話機の増備
- 2 可搬型無線機の増備

第5 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

「災害用伝言ダイヤル171」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- 1 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- 2 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- 3 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用(登録)を可能とする。

第6 「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話、スマートフォン、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- 1 被災地住民の連絡手段として活用する。
- 2 メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- 3 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否 確認を可能とする。

第2節 放送施設の防災計画

平常時から、次について準備しておく。

- 1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2 消耗品、機材等の一定量常備(特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的 に災害を受ける地区への応急機材の配備)
- 3 無線中継状態の把握
- 4 移動無線機等の伝ばん試験
- 5 交通路の調査
- 6 非常持出機器、書類の指定
- 7 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- 8 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- 9 その他必要と認められる事項

第 14 章 電気施設防災計画

(関西電力(株))

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

第1節 台風、洪水対策

1 水害対策

(1) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむ得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に 応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

(2) 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の構造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器かさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

2 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

第2節 雷害対策

1 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取り付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

2 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に接地するとともに、重要系統の保護継電装置を 強化する。

3 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

第3節 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

1 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

2 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取り付け、融雪装置等の設置を実施する。

3 配電設備

緑まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取り付け、難着雪電線の使用等により対処する。

第4節 地震対策

1 送電設備

架空電線路は電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重 を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う、

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

2 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

3 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による 荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

4 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。

一般計画編 第2編 災害予防計画 第14章 電気施設防災計画

また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第5節 電気事故の防止

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然 防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検及び自家用需要家を除く一般需要家の 電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原 因の早期発見とその改修に努める。

第 15 章 資材器材等整備計画

(総務課、建設事業課、農村振興課)

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分 検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。

第1節 応急復旧資材確保計画

第1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な備蓄資材器材については、有 事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備する。

第2 水防用施設資材器材

水防管理団体は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努める。

1 水防倉庫

- (1) 水防用資材及び器材を備蓄するもので、担当堤防延長1kmから2kmまで1箇所とする。
- (2) 大きさは33 ㎡以上とする。
- (3) 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法 肩その他支障のない箇所に設置する。

2 水防用資材器材

- (1) 資材中、腐食、損傷のおそれのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- (2) むしろ、かます、俵等は、最悪の場合を予想して、あらかじめ収集の方法を検討しておく。
- (3) 資材、器材を減損したときは、直ちに補充する。

3 基 準

水防倉庫1棟あたりの資器材の備蓄、数量について府が示す基準は、次のとおりである。

一般計画編 第2編 災害予防計画 第15章 資材器材等整備計画

(資材)

品目	数量	品目	数量	品目	数量
かます・俵		むしろ	100 枚	鉄線(10番)	100kg
布袋類	600 枚	釘(15cm)	12kg	鉄線(8番)	100kg
なわ	600kg	杉丸太	150 本	割木	50 東
ローソク	50 本	長 1.8m 末口 6cm		予備土 玉石	若干
竹(竹杭用を含む)	50 本	長 1.6m 末口 9cm		予備砂利	

(器材)

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30 丁	かけや	10 丁	のこぎり	4丁
かま	10 丁	おの、又はなた	5 丁	ペンチ	3 丁
たこづち	8 丁	くわ	10 丁	バケツ	1個
ツルハシ	2 丁	金づち	3 丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

※本表は基準を示すものであり、状況に応じて変更しても支障ないものとする。

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 生活物資の備蓄

1 基本的な考え方

町は、災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、それを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。

2 備蓄意識の高揚

町は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取り組み(ローリングストック)等を活用するなどして、家庭等において3日分(7日分以上が望ましい。)の食料(食物アレルギー対応食品、介護食品等を含む。)、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。

3 備蓄物資の活用

町は、備蓄物資を、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。

4 備蓄物資の保管

町は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初、緊急に必要となる食料、飲料水その他の必要な生活物資を備蓄する。

また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄し、避難所に必要な物資を提供で

きるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

第2 米穀等食料の確保

- 1 町は、卸売業者(支店等)及び府山城広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。
- 2 府は、食料品の調達、あっ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時に おける応急対策物資供給等に関する協定」(平成9年4月以降順次締結)など物資保 有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるい はあっ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品の調達を要請するものとする。

- 3 町は、米穀が不足する場合には、府に米穀の調達を要請する。 府は、「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」 (以下「基本要領」という。)基づき、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政 府所有米穀により米穀を確保に努める。
- 4 町は、災害の発生が予想される場合には、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じて、とう精を依頼し、精米の確保に努める。

第3 物資の調達・連絡体制の整備

町内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど、緊急時に円滑に調達・連絡できる体制を確立する。

第4 物資集配地の整備

物資の備蓄場所、避難場所の位置、並びに府及び近隣市町村等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、地域輸送拠点予定地(集配予定地)をあらかじめ定める。

また、民間事業者との間で協定を締結し、地域輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、民間事業者のノウハウや能力等を活用することができるように努める。

第5 調達ルート

食料及び生活必需品の調達ルートについては、【資料編 資料9 食料及び生活必需品の調達ルート】のとおりとする。

第6 配分計画・支給要領の策定

食料及び生活必需品の調達後における取り扱いとして、炊き出し等による食品の給食計画や生活必需品の配分計画及び支給要領を定める。

- (1) 町は、物資の受領及び配分の責任者を定める。
- (2) 地区ごとに物資支給の責任者及び支給要領を定め、被災者への支給が迅速・的

一般計画編 第2編 災害予防計画 第15章 資材器材等整備計画

確に行えるようにしておく。

第7 炊き出し計画

炊き出し予定施設は、社会福祉センター、老人福祉センター、体験交流センター、 和東町各区会議所、人権ふれあいセンターとするが、これら施設においては炊き出し に必要な資機材を事前に準備しておくものとする。

第8 家庭動物の飼料等の確保

家庭動物が居る場合、飼い主はその責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分(7日分以上が望ましい。)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるものとし、町は、その旨を広報・啓発する。

なお、家庭動物(犬、猫)のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管される。

第 16 章 防災知識普及計画

(総務課、相楽東部広域連合教育委員会、関係各課、消防団)

町及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互協力のもと、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画する。

また、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮するとともに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1節 計画の内容

災害による被害を軽減するためには、府、町及び防災関係機関はもとより、個人や家庭(自助)の取り組みを促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域、企業、団体等(共助)における防災の担い手として活動する人材を育成する。

また、防災知識の普及、意識の高揚にあたっては、より広い層への拡大に努めるとと もに、正しい知識をわかりやすく提供できるよう、優良なコンテンツのメニューの充実 に努める。

なお、規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、 様々な災害の態様や危険性があること等について普及啓発するものとする。

第1 職員に対する防災研修

町は、府が実施する専門的な研修等を活用して、町長及び幹部職員の災害対応能力の向上に努める。

また、次に掲げる取り組みを行う。

- 1 各機関の職員研修所等を利用し、機会を得て防災に対する職員の教育を実施する。 教育は、幹部職員、一般職員等に分けて行う。
- 2 町地域防災計画が的確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底する よう努める。
- 3 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した、応急活動のためのマニュアル等 の作成、周知を行う。

第2 住民等に対する啓発

1 講習会等による普及

各関係機関は、単独又は他機関と共同して、次に掲げる催しを行い、住民等の啓発 に努める。

一般計画編 第2編 災害予防計画 第16章 防災知識普及計画

- (1) 講習会
- (2) 説明会
- (3) 座談会
- (4) 研究会
- (5) 施設見学会
- (6) 展覧会

2 各種メディアによる普及

町は、広報紙、ポスター、ホームページ、ハザードマップ、パンフレット等各種メディアを活用し、過去に発生した様々な災害の状況、町内で発生した災害及び被害の状況のほか、防災に関する必要不可欠な知識の普及啓発に努める。

(1) 映画等による普及

気象、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で 普及する。

(2) 報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して一般に普及広報を行うよう努める。

3 記念事業による普及

防災の日(防災週間)、防災とボランティア日(防災とボランティア週間)、火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

4 社会教育等を通じての普及

- (1) 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
- (2) PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
- (3) その他の関係団体の諸活動を通じての普及

5 普及の内容

- (1) 災害に関する一般的知識
- (2) 平常時の減災に向けた取り組み
 - ア 住宅、屋内の整理点検
 - イ 火災の防止
 - ウ 非常食料、非常持出品の準備
 - エ 指定避難所、指定緊急避難場所、避難路等の確認
 - オ 災害危険箇所の把握
 - カ 応急救護
 - キ 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資
 - ク 家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確認
 - ケ 警報等発表時や避難勧告等の避難情報の発令時にとるべき行動

- コ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行 動、避難場所や指定避難所での行動
- (3) 災害発生時における的確な行動
 - ア 場所別、状況別
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難の心得
 - エ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達 手段の確保
 - オ 帰宅困難者支援ステーションの活用
 - カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力 要請があった場合の協力
- (4) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

- (5) 緊急地震速報の普及・啓発
- (6) 地震保険、火災保険の加入の必要性

6 バリアフリー化

視聴覚障がい者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第2節 学校における防災教育

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域 社会と密接な連携教育を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとと もに、自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保、及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

第2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養等、及び応急手当の技能の向上を図る。

第17章 防災訓練 · 調査計画

(総務課、関係各課、消防団)

防災体制の整備に必要な防災訓練の実施、及び災害時の危険が予想される箇所の事前 調査の実施等について、必要な事項を定める。

第1節 防災訓練計画

災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、住民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年1回実施する。

1 訓練の時期

防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

2 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

3 訓練の方法

- (1) 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、 救護、動員、通信連絡等の訓練、基本的な防災用資機材の操作方法の習得等を総合 して実施する。
- (2) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに、気象、雨量状況等を設定する。
- (3) 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (4) ハザードマップを災害時に活用できるよう、実施要領を定める。
- (5) その他細部については協議の上決定する。

第2 地区別訓練

町は、町内各地区の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員、通信 連絡等の訓練を随時実施する。

第3 図上訓練

町は、町内各地区の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて地区ごとに図上訓練を実施する。

第4 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施する。

第5 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第6 複合災害を想定した訓練

風水害、地震、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第2節 防災調査計画

町内の河川、ため池、山くずれ及び宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される 箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化を図る。

第1 防災パトロール

町長が実施責任者となり、関係機関と協力し、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、必要な指示、指導を行う。

実施計画は、町が行い、関係機関の協力を求める。

なお、実施方法は「防災パトロール実施要領」(昭和48年5月8日付け8消第236号「防災体制の整備強化について」)による。

第2 被害想定規模の調査

風水害、地震等の被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防、応急 及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

第 18 章 自主防災組織整備計画

(総務課、消防団)

第1節 計画の方針

住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。(災害対策基本法第5条第2項、第7条)

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自 衛消防組織等、防災関係機関との連携に努める。

第1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

- (1) 平常時には、防災知識の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の 実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施す る。
- (2) 災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、 出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・給食・給水 等の活動を実施する。

第2 住民組織の必要性の啓発と指導

町は、自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図る。

また、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

第2節 地域における取り組み

第1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

第2 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

- 1 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- 2 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

第3 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、町において自主防災計画 の作成、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行 う。

その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

第4 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び防災計画を定めるよう努める。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

1 規約

- (1) 役員
 - ア 防災責任者及びその任務
 - イ 班長及びその任務
- (2) 会議
 - ア総会
 - イ 役員会
 - ウ 班長会等

2 防災計画の策定

自主防災組織は、災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (1) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。
- (3) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。
- (4) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (5) 多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めること。
- (6) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたて、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (7) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (8) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、 点検整備を行うこと。
- (9) 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討してお

一般計画編 第2編 災害予防計画 第18章 自主防災組織整備計画

くこと。

- (10) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (11) その他自主的な防災に関すること。

第3節 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設を含む。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域 防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第 19 章 事業所等防災対策促進計画

(関係事業所等)

第1節 計画の方針

事業所等は、災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、 地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、事業継続計画(BCP)を策定し、運用す るよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り 組みを実施し、地域防災力の向上に寄与するよう努める。

第2節 事業所等における取り組み

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

第1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割(従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携)を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策 等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災 施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの規定(介護保険法等) や、災害に対応するための災害ごとの規定(水防法等)により、自然災害からの避難 を含む計画を作成する。

町は、府と連携して、防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・ 収集等を行うものとする。

第2 対象施設

- 1 学校、旅館、病院等、多数の者が利用又は出入りする施設
- 2 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- 3 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

一般計画編 第2編 災害予防計画 第19章 事業所等防災対策促進計画

4 複合用途施設

利用 (入居) 事業所が共同である施設

5 自衛消防組織等の取り組みが事業所や地域の防災に貢献するものと考えられる施 設

第3 組織活動要領

1 消防計画等の作成

対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織 等を置き、消防計画等を作成する。

- (1) 役 員
 - ア 統括管理者及びその任務
 - イ 班長及びその任務
- (2) 会議
 - ア総会
 - イ 役員会
 - ウ 班長会等

2 消防計画等への記載事項

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、 あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には 次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図る。

- (1) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- (2) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画を たて、かつ町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (3) 消防機関、本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- (5) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- (7) 地域住民との協力に関すること。
- (8) その他防災に関すること。

第4 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉 帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄 に努めるものとする。 また、学校、旅館、病院等、多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

第5 事業継続計画

事業所等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、 地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に 関する検討会」(内閣府)が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP検討会議」 (京都府防災会議)が示した「事業継続計画モデルプラン(入門編)」等を参考とし て、計画策定に努める。

第6 事業継続計画の普及啓発

町は、府と連携して、事業所等の防災に資する情報の提供等を進めるとともに、防 災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネ ジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むもの とする。

また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、事業所等の事業継続計画の普及啓発に努めるものとする。

第20章 社会福祉施設防災計画

(総務課、福祉課)

要配慮者が利用する社会福祉施設は、災害時においても特に施設の被害を最小限にとどめ、主として利用者・来訪者の安全確保が重要であり、各施設の管理者・事業者と連携・協力して予防対策を推進する。

第1節 現 状

社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたるとともに、消防計画を策定し、所轄消防署に届け出を行っている。

また、水防法、土砂災害防止法等に基づき、市町村の地域防災計画に記載された社会 福祉施設等では、水害、土砂災害等に対応した避難に係る計画(避難確保計画)の作成 が義務付けられている。

第2節 予防対策

- 1 老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行う。
- 2 消防法等により整備を必要とする防災施設等(消火設備、警報設備、避難設備等) の整備を図る。
- 3 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど、 自主防災管理体制の整備に努める。
- 4 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、 連絡協議に努める。
- 5 町は、社会福祉施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第3節 補助金及び融資

第1 補助金

• 社会福祉施設等施設整備費補助金

第2 融 資

- 独立行政法人福祉医療機構が行う融資
- 社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第21章 交通対策及び輸送計画

(総務課、建設事業課)

災害時における交通の混乱の防止及び緊急輸送道路の確保並びに円滑な輸送を実施 するために必要な事項を定める。

なお、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点 について把握・点検しておく。

第1節 交通規制対策

第1 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両(災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。)の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとる。

- 1 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - (1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路 の区間以外の場所
 - (2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、 緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- 3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車 両を移動又は駐車する。

第2節 緊急通行車両等

第1 確認が行われる車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両(以下「緊急通行車両」という。)として確認が行われる車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

一般計画編 第2編 災害予防計画 第21章 交通対策及び輸送計画

- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

第2 緊急通行車両の事前届出

町は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、以下のような緊急通行車両の 需要数を事前に把握して、木津警察署に申請書類を提出して審査を受け、届出済証の 交付を受けておく。

- 1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行 政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等か ら調達する車両
- 3 使用の本拠の位置が京都府内にある車両

第3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取り扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大 していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせる よう教示する。

第22章 医療助産計画

(総務課、福祉課、国民健康保険診療所)

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第1節 医療救護活動のマニュアルの作成

町は、災害時に迅速に救護班を編成・派遣するとともに、関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。

第2節 災害時に拠点となる医療施設

町は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資器材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

第3節 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

第1 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は、医療品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を 行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

第2 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷患者の受け入れを行う。

	2次医療圏名	病院名	電話番号	衛星通信系防災 情報システム 電話番号	緊急災害 医療チーム
基幹災害 拠点病院		京都第一 赤十字病院	075-561- 1121	7 (8) -711- 8101	0
地域災害 拠点病院	山城南医療圏	京都山城総合 医療センター	0774-72- 0235	8-782-8101	0

(出典:府防災計画)

第4節 緊急災害医療チーム

府が定めた緊急災害医療チームは、災害・事故等の急性期(発生後おおむね 48 時間 以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅

一般計画編 第2編 災害予防計画 第22章 医療助産計画

速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して、救急治療を行う。

そのため、派遣元となる医療機関は、日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び 訓練の実施に努める。

第5節 災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・ 医療活動を行うため、次のような情報ネットワークの構築に努める。

1 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化

第6節 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、 地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制を整備する。

第7節 地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

- 1 病院の耐震機能の強化
- 2 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第8節 住民に対する災害時初期対応の普及・啓発

町は、住民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第9節 広域的応援体制の整備

町は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 一般社団法人相楽医師会との災害時医療協定の締結
- 2 医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第10節 ドクターヘリの共同運用

ドクターへリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域救急医療連携計画に定められている、広域的なドクターへリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第23章 要配慮者に係る対策計画

(総務課、福祉課、国保診療所)

発災時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)は、災害の影響を受けやすいうえ、指定避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。

災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講ずる。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、 外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図 る。

第1節 要配慮者に係る支援体制の整備

町は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備し、災害時の職員体制や業務分担について定める。

また、町は、府との相互の協力・連携体制を整備するとともに、近隣の保健福祉サービス事業者との協力連携体制の確立に努める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。

第2節 避難行動要支援者対策

第1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を 集約するよう努める。

また、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、府保健福祉部局をはじめ関係部局に、情報提供の依頼を、書面をもって行う。

1 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握する。 この際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

2 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。

【避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者

一般計画編 第2編 災害予防計画 第23章 要配慮者に係る対策計画

- ① 要介護認定3~5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。)
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

なお、要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができることとする。

3 避難行動要支援者名簿の記載項目

- ① 氏 名
- ② 生年月日
- ③ 性 別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める 事項

4 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

町は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難支援に必要となる 情報を適宜更新(年1回程度)し、関係者間で共有する。

また、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその 家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として対応する。

【避難支援等関係者となる者】

- ① 消防機関
- ② 府警察
- ③ 民生委員
- ④ 町社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 福祉事業者
- ⑦ 地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める者

5 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 避難支援等関係者

名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者とし、名簿情報の適正管理に関し協定を締結した団体等に提供する。

(2) 名簿情報の提供

町は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、 避難行動要支援者本人から避難支援等関係者への名簿情報を提供すること、及び その趣旨に同意を得た者の避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難 支援等関係者に提供する。

このため、町の担当部局は、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

(3) 名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた者は、災害対策基本法第 49 条の 13 に基づき守秘義務が課せられていることを十分に理解のうえ、名簿情報を適正に管理する。

名簿情報の管理については、以下のような措置を講じる。

- 施錠可能な場所での保管の徹底
- 必要以上に複製しない

第2 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

1 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとと もに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(聴覚障がい者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)

2 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。
- (2) 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。
- (3) 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

なお、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

3 避難行動要支援者の安否確認の実施

- (1) 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。
- (2) 安否確認を外部(民間企業、福祉事業者)に委託するときには、災害発生前に 協定を結んでおく。

4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐと

ともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

第3 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

第4 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や 機関同士が連携して、

- (1) 高齢者や障がい者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修 や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行う。
- (2) 民間団体等(民間企業、ボランティア団体等)との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検することなどを適切に取り組む。

第3節 要配慮者の安全確保

- 1 避難行動要支援者以外の要配慮者についても、災害発生時に迅速、適切に行動できるよう、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル(点字版を含む。)の作成・配布に努め、避難誘導時における要配慮者に対する安全確保に努める。
- 2 社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の要配慮者 の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。
- 3 地域住民等の協力を得て、要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第4節 要配慮者の生活確保

- 1 食料及び生活必需品の確保にあたっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保 に努める。
- 2 府との連携のもとに、要配慮者の緊急受け入れが円滑に実施できるよう、社会福祉 施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
- 3 避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の 作成に努める。

また、避難所をユニバーサルデザインにするための取り組みや要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置、及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、又は社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

【福祉避難所】

施設名	所在地	電話番号
和東町老人福祉センター	和東町大字白栖小字南半田 68-1	0774-78-2826
特別養護老人ホーム わらく	和東町大字釜塚小字縄手 25	0774-78-0165

第5節 外国人の安全確保

町は、町内在留外国人と外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、府との連携により、以下のような支援体制の整備に努める。

- 1 広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレット の作成・配布など、多言語による防災知識の普及に努める。
- 2 広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など、図式化を進める。
- 3 災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや 救助体制の整備を推進する。
- 4 防災訓練への外国人住民の参加を推進する。
- 5 外国人雇用者の多い事業所等においては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。
- 7 災害関連情報の外国人等への広報については、以下のものがある。
 - 外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips*」(国土交通省観光庁)
 - ※ 国内における緊急地震速報等を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリ。 周囲の状況に照らした避難行動を英語で示した避難フローチャートや周りの 人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収 集できるホームページリンク集など、訪日外国人旅行者及び在住している外国 人向けに災害時に役立つ様々な機能がある。

第24章 廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画

(農村振興課)

一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなど により、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

第1節 廃棄物処理等に係る施策

- 1 一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保する。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物(がれき)の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
 - (5) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net、環境省)の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第25章 行政機能維持対策計画

(全課)

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、和東町業務継続計画(以下、「町BCP」という。)を策定し、業務継続性の確保を図っている。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

第1節 業務継続体制の向上

大規模災害の発生時においては、本町自身も被災し、人員や資機材、情報等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定されることを鑑み、町は、平成30年3月に町BCPを策定した。

町BCPは、町防災計画を踏まえながら、行政の被災についても考慮の上、大規模災害発生時に本町が実施すべき業務を選定することとあわせて、被災による町の人的・物的資源の制約についての分析を行うことにより、大規模災害発生時における本町の課題及び対策を検討し、本町の実質的な災害対応力の向上を図るための計画である。

今後、前提条件の変化にも対応しつつ、町BCPの実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であることから、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

よって、町BCPに基づき、非常時優先業務を円滑に遂行するため、総務課を中心に全庁的な取り組みとして、PDCAサイクルに基づく継続的改善を推進し、業務継続体制の向上を図るものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保,総合的な防 災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設,設備につい て、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の 発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当 困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備,通 信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

一般計画編 第2編 災害予防計画 第25章 行政機能維持対策計画

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、第 15 章 資材器 材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布 等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第3節 各種データの整備保全

災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)について整備しておくものとする。

第4節 応援・受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努め、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

1 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受け入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大 規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他自治体等、多方面 からの支援を最大限活かすことを目的とする。

2 計画に定める主な内容

- (1) 組織体制の整備
- (2) 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
- (3) 人的応援に係る担当部局との調整
- (4) 災害ボランティアの受け入れ
- (5) 人的支援等の提供の調整
- (6) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
- (7) 人的・物的資源の管理

第26章 ボランティアの登録・支援等計画

(福祉課、町社会福祉協議会)

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティアの協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア(以下「災害ボランティア」という。)の活動が円滑に行えるよう、ボランティアの自主性に配慮しつつ、必要な対策を講ずる。

なお、町、府、社会福祉協議会等は、中間支援組織(ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)とともに、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備に努める。

第1節 一般ボランティア

一般ボランティアは、特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティアである。

第1 受入体制の整備

- 1 一般ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行う ほか、災害発生後は、「町災害ボランティアセンター」が受け入れ・派遣の需給調整、 活動支援等を行うものとし、町は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等 に努める。
- 2 町は、和東町社会福祉協議会と連携して、災害時には「町災害ボランティアセンター」を設置する
- 3 町は、京都府社会福祉協議会、和東町社会福祉協議会と協力し、常設災害ボランティアセンターの設置を進めるものとする。

第2 一般ボランティアの活動環境整備

町は、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等に努める。

第3 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

町は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施 するときは、ボランティアの参加について配慮を行う。

第2節 災害ボランティアに関する啓発

- 1 住民に対し防災知識の普及にあたるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。
- 2 ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努める。

第27章 広域応援体制の整備計画

(総務課、関係各課)

大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協 定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておく。

第1節 防災関係機関との応援体制の整備

本町は、主要地方道木津信楽線が防災上の生命線となっており、北部は滋賀県甲賀市 へ、南部は木津川市への災害時における避難や緊急物資の輸送路となっている。

したがって、隣接府市との災害発生時の連絡体制や相互協力協定など事前に確立して おくこととする。

災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定を締結するなど、広域応援体制の整備に努める。

第2節 消防受援体制の整備

消防本部が確立する消防相互応援体制を整備するとともに、連絡体制及び応援受入体制の整備に努める。

また、緊急消防援助隊及び大規模災害消防応援部隊による消火、救急、救助に係わる全国的な応援、受援体制の整備に努める。

第3節 救援活動拠点の確保

自衛隊をはじめとする防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート、待機所等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、連絡体制の整備に努める。

第4節 合同訓練の実施

防災関係機関等との合同訓練の実施等により連絡体制の強化に努める。

第 28 章 上下水道施設防災計画

(建設事業課)

簡易水道事業管理者は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

第1節 上水道施設等の防災計画

簡易水道事業管理者は、以下に示す措置を講じるものとする。

- 1 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、 施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- 2 防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所 での保管等に努める。
- 3 施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統 多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組合わせ、効率的・ 効果的な防災対策を計画的に進める。
- 4 施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急 連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の 整備及び緊急時給水能力の強化を進める。
- 5 広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や2系 統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。

また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努める。

- 6 施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備する。
- 7 他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。

また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施する。

- 8 施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保する。
- 9 飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努める。

第2節 下水道施設の防災計画

下水道事業管理者は、以下に示す措置を講じるものとする。

- 1 地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、 施設の重要度に応じた点検・調査を行う。
- 2 防災対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での 保管等に努める。
- 3 施設の防災性能の確保に努める。

4 広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。

また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先と の連携強化に努める。

- 5 施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備する。
- 6 他府県等の関係機関及び資機材調達・運搬等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保する。

また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施する。

7 施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保する。

第29章 学校等の防災計画

(相楽東部広域連合教育委員会、福祉課)

学校、その他の教育機関及び保育所(以下「学校等」という。)においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。

また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動 遂行上の障害を取り除くための措置を講ずる。

第1節 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防 災体制の充実を図る。

その際、学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、町の 災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定 する。

また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校等での保護方策等、園児・児童・生徒等(以下「児童生徒等」という。)の安全確保が適切に行われるために、対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

第1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。

災害発生時における体制については、学校等が避難所に指定されている場合も含め、 地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校等と教育委員会、 災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校等と保 護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。

なお、保護者へは、学校等の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法 を周知しておく。

第2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校等の種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項 について定める。

1 発災時別の教職員の対応方策

- (1) 在校時
- (2) 学校等外の諸活動時
- (3) 登下校時

- (4) 夜間·休日等
- 2 保護者との連絡、引渡し方法
- 3 施設・設備の被災状況の点検等

第3 避難所としての運営方法等

避難所を運営する町担当職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部 又は一部について対応することを想定した運営体制、及び具体的な対応方策について 定める。

また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、 男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2節 施設・設備等の災害予防対策

第1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・ 設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずる。

第2 防災機能の整備

1 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

2 避難所としての機能整備

町防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

第3 設備・備品の安全対策

災害時において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講ずる。

第3節 防災訓練等の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき、家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障がいの有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

また、通学路ハザードマップ等を作成し、児童生徒等の防災に対する意識の向上を図る。

第4節 教育活動への配慮

第1 避難所としての活用

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

第2 敷地の活用

町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動 に十分配慮するものとする。

第30章 避難に関する計画

(総務課、関係各課、消防団)

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別ごとに自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、災害による危険区域にある住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所等、避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害等複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1節 避難の周知徹底

第1 事前措置

町長は、指定緊急避難場所等へ移動する立ち退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり等の危険の予想される地域内の住民に、避難勧告等の意味、適切な避難行動のあり方、指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、避難場所の指定にあたり、町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、避難場所標識等については、案内図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)」を用いる。

【資料編 資料 10 避難所等一覧 参照】

また、大型の台風接近等により大規模な災害が発生すると見込まれる場合については、大雨・暴風が発生する前に避難を実施する方が安全に十分な余裕をもって避難活動を行える。

町は、住民に対し、避難勧告等の発令よりも前に避難にかかる時間を把握しておき、

一般計画編 第2編 災害予防計画 第30章 避難に関する計画

メディア等で気象情報を常に確認して早めの避難を心掛けるように啓発する。

なお、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「町の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

第2 避難指示等の周知

災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらか じめ周知しておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを 得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとす る。

なお、周知の際は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第2節 指定緊急避難場所等の指定及び避難経路の選定と確保

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

指定避難所については、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるものとする。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

具体的には次のとおりとする。

- 1 指定緊急避難場所については、町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- 2 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を 有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であ って、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容 易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

3 町は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、 介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、福 祉避難所の役割について、住民に周知する。

第2 広域避難場所の選定

地震等による延焼火災が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、 次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておく。

- 1 広域避難場所の収容可能人数は、避難者1人当りの必要面積を、おおむね2㎡以上 として算定する。
- 2 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化 の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等について考慮する。
- 3 大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- 4 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- 5 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第3 避難場所区分けの実施

次の事項を勘案して避難場所の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所 を明確にしておく。

- 1 避難場所の区分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- 2 避難場所の区分けにあたって、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経 路の安全性を十分考慮する。
- 3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難場所収容力に余裕をもたせる。

第4 指定避難所への経路及び誘導方法

町は、指定避難所をそれぞれ結ぶ道路を避難路として整備することを検討する。 避難路は、土砂災害、浸水害等の危険性がない道路を選定するとともに、道路施設 自体の安全性について十分検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。

また、住民が指定された避難所等に安全かつ容易に避難できるように、避難路や避難所等の位置、名称、方向等の標識類の整備に努める。その際、高齢者や障がい者等に配慮した避難誘導標識、防災情報案内板等の整備に努める。

また、平常時から消防職(団)員、警察官等協力の上実施できるような体制整備を 確立しておく。

第5 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

また、要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が

落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を 踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や 配慮事項を踏まえた整備・改善に努めるものとする。

第6 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第7 広域一時滞在

- 1 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて も定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる指定避難所をあ らかじめ決定しておくよう努める。
- 2 町は、避難所が広域一時滞在の用に供する指定避難所にもなりうることについて、 あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- 3 町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3節 指定避難所、指定緊急避難場所の選定に関する事項

- 1 指定避難所は、区、町内会・自治会等の単位で選定する。
 - ① 避難者1人あたりの面積は1.65 ㎡以上を確保するよう努める。
 - ② 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に基づき、災害の種類に応じて使用可能な避難所を指定する。
 - ③ 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても 定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらか じめ決定しておくよう努める。
 - ④ 町は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、 あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
 - ⑤ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 2 指定緊急避難場所は、危険から緊急に逃れるための場所であり、災害の種類ごとに選定する。

【資料編 資料 10 避難所等一覧 参照】

第4節 避難所の管理に関する事項

避難所の開設に備え、以下の内容について詳細に定めた避難所管理運営マニュアルの 作成を推進する。

また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の管理運営のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

その際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を管理運営できるように配慮するよう努めるものとする。

- 1 避難収容中の秩序保持
- 2 避難者に対する災害情報の伝達
- 3 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- 4 避難者に対する各種相談業務

第5節 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

避難所においては、対象地区人口規模に応じて以下のような施設・設備等の整備を行い、防災機能の拡充に努める。

- 1 食料、飲料水、給水用設備、照明設備、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、燃料、 毛布、暖房器具等避難生活に必要な物資の備蓄
- 2 被災者の安全を確保するために必要な井戸、耐震性貯水槽、自家発電設備、給水車、 電源車、仮設トイレその他施設又は設備の整備
- 3 備蓄倉庫の整備
- 4 負傷者を一時的に収容保護するための救護設備の整備
- 5 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線、ファクシミリ、文字放送 テレビ、パソコン等情報通信機器の整備
- 6 高齢者や障がい者等を考慮したスロープや車椅子対応のトイレ等の整備
- 7 負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源 装置等の救護用資機材の整備

第6節 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

第1 住民への情報伝達内容

1 平常時に伝達すべき防災情報

- (1) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況
- (2) 洪水や土砂災害発生の原因、種類及び特性等
- (3) 気象情報、洪水や土砂災害に関する防災情報の聴取方法
- (4) 住民からの情報の伝達方法
- (5) 避難場所·避難路
- (6) 避難の誘導方法

一般計画編 第2編 災害予防計画 第30章 避難に関する計画

- (7) 避難時の問い合わせ、注意事項、心得等
- (8) ハザードマップの利活用

2 緊急時に伝達すべき防災情報

- (1) 予知情報(気象注意報·警報、洪水予報、避難判断水位到達情報、土砂災害警戒情報等)
- (2) 災害誘因情報(台風情報等)
- (3) 被害情報(災害による物的、人的被害に関する情報)
- (4) 安否情報(住民の安否や所在地に関する情報)
- (5) 避難情報(避難勧告等、指定避難所・指定緊急避難場所・避難路・避難所に関する情報)
- (6) 防災・救援情報(防災機関の活動に関する情報等)
- (7) 生活情報(道路・交通情報・ライフラインの被害、復旧情報等)

第2 住民への情報伝達方法

住民への情報伝達手段は、平常時と緊急時と伝えるべき情報内容が異なるため、その方法も異なる。

平常時では、防災意識の高揚が主たる目的であるのに対し、緊急時は、情報伝達の 正確さ・早さが特に求められる。

したがって、平常時の災害予防対策としては、1 に示すような情報伝達手段を用い、 広く住民の防災意識の高揚を図ることに努め、避難勧告等の緊急を要する災害応急対 策としては、2 に示す情報伝達手段を検討し、万全の体制整備に努める。

1 平常時の防災情報の伝達方法

- (1) 広報、回覧板
- (2) ラジオ・テレビ・新聞等のマスメディア
- (3) 講演会、映写会
- (4) ポスター、ちらし、パンフレット等
- (5) 防災訓練
- (6) ハザードマップ
- (7) その他

2 緊急時(災害時)の情報伝達方法

- (1) テレビ、ラジオ
- (2) インターネット
- (3) 防災行政無線
- (4) 広報車
- (5) その他

第7節 防災上重要な施設の計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経 路、誘導並びにその指示伝達の方法等
- 2 児童生徒等集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・ 保健・衛生及び給食等の方法
- 3 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため の収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 高齢者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した うえで、避難場所、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施 方法

第8節 孤立するおそれのある地区の対策に関する事項

第1 災害時に孤立するおそれのある地区の把握

町は、災害時に土砂崩落、倒木等により通行できないことが予想される地区をあらかじめ把握しておく。

第2 食料・飲料水の備蓄

町は、孤立予想地区内の住民に対し、それぞれの家庭において食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。

第3 情報連絡方法

町は、孤立時に有効な通信設備や臨時ヘリポートの整備など、情報連絡方法の確保 に努める。

第9節 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難勧告等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域等、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

第2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ定める。

第3 避難勧告等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「三段階の避難勧告等一覧」による避難勧告等発令の判断基準を定める。

また、避難勧告等の発令にあたっては、「避難勧告等の発令の参考となる情報」を 参考とし、府又は国に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の 方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整 えておくものとする。

なお、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

第4 避難勧告等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局とが緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

なお、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動	
	要配慮者等、特に避難行動に時	・要配慮者等、特に避難行動に時間を	
	間を要する者が避難行動を開	 要する者は、計画された指定避難所、	
	始しなければならない段階で	指定避難所等への避難行動を開始(避	
	あり、人的被害の発生する可能	難支援者は支援行動を開始)	
	性が高まった状況	・上記以外の者は、家族等との連絡、	
避難準備•		非常用持出品の用意等、避難準備を開	
高齢者等		始	
避難開始		・特に突発性が高く予測が困難な土	
		砂災害の危険性がある区域や急激な	
		水位上昇のおそれがある河川沿いで	
		は、避難準備が整い次第、当該災害に	
		対応した指定緊急避難場所へ立ち退	
		きすることが強く望まれる。	
	通常の避難行動ができる者が	・通常の避難行動ができる者は、計画	
	避難行動を開始しなければな	された指定避難所、指定緊急避難場所	
	らない段階であり、人的被害の	等への避難行動を開始	
	発生する可能性が高まった状	・指定緊急避難場所への立ち退き避	
避難勧告	況	難はかえって命に危険を及ぼしかね	
		ないと自ら判断する場合には「近隣の	
		安全な場所」(※1)への避難や少しで	
		も命が助かる可能性の高い避難行動	
		として「屋内安全確保」(※2)を行う。	
	・前兆現象の発生や、現在の切	・避難勧告等の発令後で避難中の住	
	迫した状況から、人的被害の発	民は、確実な避難行動を直ちに完了	
	生する危険性が非常に高いと	・未だ避難していない対象住民は、直	
	判断された状況	ちに避難行動に移るとともに、そのい	
	・堤防の隣接地等、地域の特性	とまがない場合は生命を守る最低限	
避難指示	等から人的被害の発生する危	の行動	
(緊急)	険性が非常に高いと判断され	・指定緊急避難場所への立ち退き避	
	た状況	難はかえって命に危険を及ぼしかね	
	・人的被害の発生した状況	ないと自ら判断する場合には「近隣の	
		安全な場所」(※1)への避難や少しで	
		も命が助かる可能性の高い避難行動	
		として「屋内安全確保」(※2)を行う。	

※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物

※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋への移動

一般計画編 第2編 災害予防計画 第30章 避難に関する計画

避難勧告等の発令の参考となる情報 (土砂災害)

	土砂災害警戒区域 (もしくは土砂災害危険箇所)
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、「実況又は予想で大雨警報の
	土壌雨量指数基準に到達」する場合
	・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警
	報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表された場合
	・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報
	が発表された場合
避難指示 (緊急)	・土砂災害が発生
	・土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル3(凡例:赤色)に到達
	したとき

注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、 土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域 内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、指令範囲 をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

避難勧告等の発令の参考となる情報(河川の氾濫等)

	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の 中小河川、内水等
河川の性 格	・洪水により相当規模以 上の損害が発生する河川 で、洪水予報が可能な河 川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が困難な河川	・左記以外のリア ルタイムの水位観 測できない中小河 川又は水路等
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・氾濫注意情報が発表されたとき(※1) ※1 基準点の水位が、氾 濫注意水位に達し、さら に水位の上昇が見込まれるとき	・避難判断水位に到達したとき(※1) ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、 河川の増水、当該地 域の降雨状況や降 雨予測等により浸 水の危険が高い
避難勧告	・堤防の決壊につながるよい、温警戒情報が発表されたとき(※2) ※2 基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	・氾濫危険水位(※2)に 到達したとき(※3) ※2氾濫発生水位の次位の ※2氾濫発生水位の変化 量を発生水位の変化 量を差し引いた水位の 量を差し引いた水位が 理者をで、一定 で、一定 を確保では、一定 を確保の のより、が のった のった の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の 水位が高くなり、ポンプの運転停こ が見込まれる
避難指示(緊急)	発見	ような大量の漏水や亀裂等計が閉まらない等の事故)避	・近隣で浸水が床 上に及んでいる ・排水先の河川の 水位が高くなり内 水ポンプの運転停 止、水門閉鎖

第10節 車中泊避難者への対応

大規模災害発生時において、地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の 理由から車中泊避難が発生するおそれがある。

そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス 症候群による災害関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制 整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、町があらかじめ指定する指定避難所への避難が 基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第1 対 応

指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。

第31章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(総務課、関係各課)

大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第1節 基本方針

町は、府や近隣市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則を事業者等や学校等に周知徹底していく。

また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

第2節 観光客・帰宅困難者への啓発

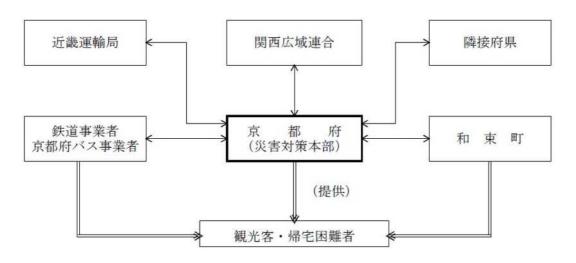
発災直後、町や府の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。

このため、以下のことについて普及・啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル (171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の 安否確認手段の活用
- 3 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い

第3節 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

町は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、府・近隣市町村・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。



観光客・帰宅困難者情報共有系統図

第4節 事業所等への要請

- 1 町は、事業所等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止など の安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- 2 事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

第5節 観光客への支援の検討

- 1 町は、府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅 行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。
 - また、事業所、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。
- 2 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等、外国人支援体制を検討 する。
 - また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討する。

第32章 集中豪雨対策に関する計画

(総務課、関係各課)

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため、浸水被害や土砂 災害が多発している状況である。

災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の土砂災害警戒区域等の住民への周知徹底など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地すべりの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、多方面から住民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第1節 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり、対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として、町と地域の防災組織などが連携を図り、情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

- 1 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
- 2 避難態勢等の取り組み強化
 - (1) 客観的避難基準の充実
 - (2) 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定
 - (3) 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
- 3 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
- 4 要配慮者対策の強化

第2節 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策 を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討 を進める。

第33章 り災証明書の発行体制の整備

(総務課、相楽中部消防組合)

町は、災害時に、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付となる担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するため、府等関係機関による家屋被害認定調査員の育成研修への参加等を行う。

さらに、研修機会の拡充により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他市町村や民間団体との応援協定の締結等により、 応援体制の強化を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

(全部)

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するための体制について定める。

第1節 和東町災害警戒本部の設置及び閉鎖について

災害対策本部設置以前の体制として、大雨、洪水等の状況を把握し、水防活動あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、町長を本部長とする和東町災害警戒本部を設置し、情報収集にあたる。

1 設置及び閉鎖

災害警戒本部の設置及び閉鎖については、管理職が協議し、町長に具申して、町長が決定する。

2 設置基準

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

- (1) 災害警戒本部基本体制 大雨注意報、洪水注意報又は暴風警報が、町に発表されたとき。
- (2) 災害警戒本部1号配備(1号配備)((1)の場合を除く。)
 - ア 気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき
 - イ 国、府より水防警報を受けたとき
- (3) 災害警戒本部2号配備(2号配備)
 - ア 大雨その他異常な自然現象により、公共施設(主として土木、農林施設)に災害の発生するおそれがあるとき
 - イ 台風が町に接近することが予想されるとき
 - ウ その他、気象状況等により町長が必要と認めたとき
- (4) 動 員

本部体制に要する動員については、本編第2章「動員計画」に定める。

3 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として、次の業務を行う。

- (1) 本部長の指示事項の伝達
- (2) 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 危険箇所の状況把握及び応急措置

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 災害対策本部等運用計画

- (5) 被害状況の調査及び収集
- (6) 被害状況等に応じて災害対策本部体制への移行準備

4 閉鎖基準

- (1) 気象警報が解除されたとき、又は災害が発生するおそれが解消されたと認められるときに閉鎖する。
- (2) 災害対策本部が設置された場合においては、自動的に閉鎖し、その業務を災害 対策本部に引き継ぐ。

第2節 和東町災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

1 設置及び閉鎖

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置又は閉鎖する。

2 設置の決定

災害対策本部の設置については、次の状況に至ったときに、総務課長、建設事業課 長、農村振興課長が協議し、町長に具申して町長が決定する。

- (1) 局地的集中豪雨又は暴風雨等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき
- (2) 特別警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき
- (3) 地震又は火災のために相当の被害が発生したとき
- (4) その他町長が必要と認めたとき

3 閉鎖の決定

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときに、総務課長、建設事業課長、農村振興課長が協議し、町長に具申して町長が決定する。

第3節 和東町災害対策本部の組織等

1 災害対策本部の運用

- (1) 和東町の災害に対する組織は、次のことを考慮のうえ直接応急対策活動に関係 あるもので組織し、その他のものについては動員要員とする。
 - ア 指揮命令系統を確立すること
 - イ できるだけ簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること
 - ウ 責任分担を明確にすること
- (2) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとる。
- (3) 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害対策本部室を設置する。 災害対策本部室は、原則として和東町役場に設置する。
- (4) 災害対策本部の各部の事務分掌は、【資料編 資料4 災害対策本部事務分掌】 のとおりとする。

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、【資料編 資料3 災害対策本部組織図】のとおりとする。

また、各部の構成と事務分掌は、【資料編 資料4 災害対策本部事務分掌】のと おりとする。

なお、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策(町外における応援活動を含む。)を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

3 災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合には、【資料編 資料 11 災害対策本部の標識及び職員の証票】の標識及び腕章をつける。

第4節 職務・権限の代理

- 1 町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、総務課長の順位で代理する。
- 2 各部長の代行は、各部においてあらかじめ指定した副部長が行う。

第2章 動員計画

(全部)

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及び その他職員の動員について必要な事項を定める。

第1節 災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。 ただし、地震等別に定めるものについては除く。

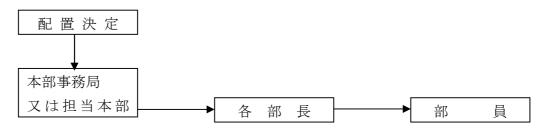
配備区分	状 況	動員体制	
1 号動員 (11人)	・気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき ・国、府より水防警報を受けたとき	調整部	3人
		消防部	2人
		救助部	1人
		医療衛生部	1人
		農林商工部	1人
		建設部	1人
		調達部	1人
		渉外部	1人
		調整部	5人
2号動員	・大雨その他異常な自然現象により公共施設(主として土木、農林施設)に災害の発生するおそれがあるとき	消防部	2人
		救助部	3人
		医療衛生部	1人
(17人)	・台風が町に接近することが予想されるとき	農林商工部	1人
	・その他、気象状況等により町長が必要と認め	建設部	2人
	たとき	調達部	1人
	_	渉外部	2人

- ※状況に応じて本部長は必要な要員等の動員を行うことができるものとする。
- ※教育部は、相楽東部広域連合教育委員会において対応するものとする。

第2節 災害対策本部の動員

第1 動員要請

1 動員の連絡系統



2 動員の方法

- (1) 動員の連絡は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、1の連絡系統により行う。
- (2) 勤務時間外の場合の動員の伝達は、あらかじめ確立された電話・携帯電話・電子メール等を活用する情報連絡体制に基づいて行う。

3 動員の基準となる人数の設定

災害対策本部要員の動員は、次の3段階により、本部長の指令に基づき災害の状況 に応じて動員する。

動員区分	状 況	動員体制	削
		調整部	8人
1 号動員 (28人)	・暴風雨又は局地的集中豪雨等により相当の被 害が発生するおそれがあるとき ・特別警報が府内に発表されたとき	消防部	3人
		救助部	7人
		医療衛生部	2人
		農林商工部	2人
		建設部	2人
		調達部	2人
		渉外部	2人
	・住家の被害が発生しはじめ、なお被害が拡大するおそれがあるとき	調整部	10 人
		消防部	3人
		救助部	8人
2 号動員		医療衛生部	14 人
(59人)		農林商工部	5人
		建設部	6人
		調達部	8人
		渉外部	5人
3号動員(全員)	・町内において災害救助法による応急救助の実 施を必要とする大規模な被害が発生したとき	全職	

[※]状況に応じて本部長は必要な要員等の動員を行うことができるものとする。

第2 他機関に対する応援要請

1 府に対する応援要請

(1) 要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部会議を招集し、応援 要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫し、本部会議を招集する時間がないときは、本部長が応援 要請を決定する。

[※]教育部は、相楽東部広域連合教育委員会において対応するものとする。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 動員計画

(2) 要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする区域、機関
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

2 その他団体及び機関への応援

府に対する応援要請に準じる。

また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は、原則として 文書で府知事に要請する。

ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速 やかに文書を送付する。

3 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長があたり、応援の状況を把握 して災害対策本部長に報告する。

第3章 通信情報連絡活動計画

(調整部、消防部、渉外部)

大規模な災害時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、災害に 関する予警報や被害情報の収集、及びその他の応急対策に必要な報告、指示、命令等に 関する重要通信の疎通の確保、非常通信、放送事業者への放送の要請等について定める。

第1節 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

1 府防災行政無線(京都府衛星通信系防災情報システム) 各市町村防災関係機関等を結ぶ無線で、本町では町役場に設置されている。

第2節 災害情報、被害状況等の収集・報告

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行う。

ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため町が単独ではできないときは、府山城災害対策支部等に応援を求めて行う。

第1 災害情報

次の要領により、情報の収集又は報告を行う。

1 情報の収集

- (1) 住民組織による収集
 - ア 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に通報する。
 - イ 区長、消防団長等は、知り得た地域内の災害の状況を遅滞なく災害対策本部に 報告する。
- (2) 本部組織による収集
 - ア 各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐次、調整 部長に報告する。
 - イ 被害状況については、次の項目について調査を行い、各地区の被害状況の情報 を集約して、調整部長に報告する。
 - (ア) 人的被害
 - (4) 住家被害
 - (ウ) 非住家被害
 - (エ) その他被害
 - (オ) 被災世帯数
 - (カ) 被害金額
 - ウ 本部長に報告する各種の情報は、調整部において収集整理する。

2 情報の報告

- (1) 報告の内容
 - ア 被害の概要
 - イ 町災害対策本部の設置状況
 - ウ 避難勧告等の発令の状況
 - エ 消防(水防)機関の活動状況(消防(水防)職団員別とし、使用した機材と主な活動内容)
 - 才 応援要請状況
 - カ 要員及び職員派遣状況
 - キ 応急措置の概要
 - ク 救助活動の状況
 - ケ 要望事項
 - コ その他の状況

(2) 報告の概要

(1) に掲げる事項が発生次第、その都度【資料編 資料 12 災害情報等の災害情報報告用紙(様式第1号)】により報告する。

なお、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(3) 報告の処理

町長は、府木津副支部長を経由して知事に報告する。

第2 被害状況調査及び報告

被害状況の調査にあたっては、災害の推移に応じて段階的に処理し、各種の情報は調整部においてとりまとめ、その都度、府木津副支部及び関係機関に遅滞なく報告するものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが 判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住 民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。 被害状況の調査及び報告は、次の要領にて行う。

1 被害状況調査

(1) 概況調査

初期的段階では、被害の有無及び程度の全般的概況について調査するものとし、迅速を主とする。

(2) 状況調査

概況調査後は、被害あるいは応急対策活動の状況がある程度把握できる段階に おいて、逐次、その概況を調査する。

(3) 被害写真の撮影

状況調査と同時に各部で被害地域を分担し、施設の被害程度及び損壊状況が明瞭にわかるように、また災害写真として十分役立つものを撮るよう努める。

(4) 詳細調査

応急対策の活動状況若しくは衛生、商工、農林、土木又は教育等の被害状況の 詳細な調査については、状況報告が終わり次第実施する。

(5) 最終調査

被害の拡大のおそれがなく、応急対策活動がほぼ終了する段階において被害その他の状況を調査し、件数、金額等の確定数を算出する。

(6) 被害程度の認定基準

被害状況等の調査の的確と統一を期するため、【資料編 資料 15 被害程度の 認定基準】を用いる。

2 被害状況報告

(1) 報告の種類及び内容

ア 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、【資料編 資料 13 災害情報等の災害概況即報 (様式第2号)】で報告する。

ただし、警報が発表されたときは、被害の有無にかかわらず、原則として発表 後1時間以内に報告する。

イ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、【資料編 資料14 災害情報等の災害概況即報(様式第3号)】により報告する。

ただし、知事(府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って 報告しなければならない。

ウ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に【資料編 資料 14 災害情報等の災害概況即報 (様式第 3 号)】により報告する。

ただし、知事(府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って 報告しなければならない。

工 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、府の定めるところに従って報告する。

才 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(2) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の 経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式1~3によ

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第3章 通信情報連絡活動計画

り報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。

必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 府防災行政無線(京都府衛星通信系防災情報システム)による場合 次の通信優先順位により府防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取り扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- (ア) 緊急要請
- (イ) 災害対策本部指令及び指示
- (ウ) 応急対策報告
- (エ) 被害状況報告
- (オ) その他災害に関する連絡
- ウ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、府防災行政無線等、いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

第3 報告の処理系統

町は、収集した情報を迅速に府木津副支部を通じて府災害対策本部に報告する。

第4 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称(人、棟、世帯、 センチメートル、ミリメートル等)は省略する。

また、時刻は24時間制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等、報告の簡略 化を図る。

第5 関係機関との連絡

町内の各防災関係機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い又は相互 に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第3節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

町、府及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話が

つながりにくい状況 (ふくそう) になっている場合には、西日本電信電話㈱及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱は「災害用伝言ダイヤル171」並びに「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」を提供し、西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ関西支社、KDDI㈱(関西総支社)及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能 又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を 図る。その運用要領は、以下のとおりである。

1 非常通信の内容

- (1) 人命の救助に関すること
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧 のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること
- (10) 災対法第57条の規定により、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- (11) 災対法第79条の規定により指定地方行政機関の長、知事又は町長が災害の応急 措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの
- (12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- (13) 災害救助法第 24 条及び災対法第 71 条第 1 項の規定により、知事から医療、土 木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁(公共企業体を含む。)及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第3章 通信情報連絡活動計画

- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力会社
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名(かっこをもって電話番号を付記する。)
- (2) 本文(字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。)
- (3) 発信者の住所、氏名(電話番号を付記する。)

4 非常無線通信経路

【資料編 資料 16 非常無線通信経路図】を利用する。

第4章 災害広報広聴計画

(調整部)

町内の災害における被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、町及び関係機関が迅速かつ適確に、被災地住民をはじめ住民に広報を行い、民心の安定と、速やかな復旧を図る。

また、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、町、府及び関係機関は広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望の把握に努める。

第1節 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問い合わせの受け付け、応答について 実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難勧告等の発令の状況
- 6 住民及び被災者に対する避難勧告等の伝達、協力及び注意事項

第2節 放送の要請

府知事と日本放送協会京都放送局長及び㈱近畿放送局長、㈱エフエム京都との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について、知事を通じて当該放送機関に放送を要請する。

第3節 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、災害情報共有システム(Lアラート)を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第4節 住民への広報要領

災害及び応急対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項については、次の要領により広報する。

1 広報手段

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道を要請すること。
- (2) 広報紙、チラシ、ポスター、及びホームページ等の情報通信環境等を利用する

こと。

2 広報内容等

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実に行き渡るように、 ライフラインの復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動等に 重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項 を1に掲げた手段により迅速に行う。

第5節 広聴活動

- 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の多く の不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等、多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を 備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

3 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益 を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害 発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を 回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5章 災害救助法の適用計画

(調整部、医療衛生部)

災害の事態の推移に対処し、災害救助法の適用が必要と認めた場合の所定の手続きについて定める。

第1節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第1条の規定によるが、適用基準のいずれ かに該当する場合に、適用が可能となる。

- 1 町の区域内の住家が滅失した世帯の数が30世帯以上であること
- 2 府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000 世帯以上の場合であって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記 1 の滅失世帯数の半数以上であること
- 3 府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000 世帯以上あって、町の区域内の被害 世帯数が多数であること
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、 内閣府令で定める基準に該当すること

第2節 被災世帯の算定基準

第1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- 2 住家が半壊、半焼したものにあっては2世帯をもって1とみなす。
- 3 住家が床上浸水又は土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態 となった世帯にあっては3世帯をもって1とみなす。

第2 住家の滅失等の認定

1 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

2 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、 又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第5章 災害救助法の適用計画

家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

3 床上浸水

上記1、2に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの 又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

第3 住家及び世帯の単位

1 住 家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又はトイレが別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

2 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。

第3節 活動計画

第1 災害救助法適用時の措置

災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

- 1 町の被害状況の実態把握
- 2 災害救助法の適用基準該当の有無判定
- 3 災害救助の種類の判定
- 4 災害救助実施計画の策定
- 5 救援救護活動

第2 知事への報告

1 災害に際し、町における災害が「本章第1節」の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長 は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に 関して知事の指示を受けなければならない。

第4節 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び 期間を本部長に通知することにより、本部長が救助を実施する。

この場合において、本部長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 指定避難所の設置
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の給与
- 4 飲料水の供給
- 5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 6 医療
- 7 助産
- 8 被災者の救出
- 9 被災した住宅の応急修理
- 10 学用品の給与
- 11 埋葬
- 12 死体の捜索
- 13 死体の処理
- 14 障害物の除去

なお、災害救助法による救助の基準は、【資料編 資料 17 災害救助法による救助の 内容等】のとおりである。

第6章 消防計画

(消防部、相楽中部消防組合)

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等についてその大綱を定める。

第1節 消防組織計画

昭和 47 年に旧木津町、旧山城町、旧加茂町の3町による消防一部組合として発足した相楽中部消防組合は、現在、木津川市、笠置町、和東町、南山城村の1市2町1村の構成となり、より広域的、効率的な体制の確立を目指すとともに、さらなる人員、設備の充実を図っている。

消防組合を支える消防団は、本部と4分団で276人の定数で構成されている。

1 消防団組織

消防団の組織図及び編成【資料編 資料 18 本町の消防団組織表】のとおりである。

2 災害対策本部及び現場指揮本部等

災害時における消防活動は、本編 第1章「災害対策本部等運用計画」に定めると ころにより災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときはその体制下に入り、消 防部が消防団活動の現地指導を行うものとする。

第2節 設備機器材の配備

1 消防設備機器材

消防設備、機器材を【資料編 資料 19 消防団車両等保有状況】のとおり配備する。

第3節 警報発令伝達計画

1 火災警報の発令

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

2 伝達系統及び方法

第2編第1章「気象等予報計画」に準じて行う。

第4節 情報計画

各分団等は、地区内の災害情報の収集にあたり、収集した情報を直ちに消防部に連絡し、消防部は直ちに関連機関に連絡するものとする。

第5節 火災警防計画

1 出動要領

消防団の火災出動は、次の区分による。

区 分	内 容
第1出動	分団の管轄区域内において、水火災等が発生し、小規模で防御可能 と認められる場合
第2出動	分団の管轄区域内において、水火災等が発生し、第1出動の範囲に おいて防御困難と認められる場合
第3出動	第2出動の範囲で防御困難と認められる場合
待機出動	第3出動の範囲で防御困難と認められる場合

2 招集部隊編成及び任務分担

消防団の編成は、第1の1のとおりであり、災害対策本部が設置されたときは、消防団として本部長の指揮下に入る。

3 警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生の危険があるとき、火災発生によって著しく混 乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには、厳重な警戒を実施する。

4 通信体制の確立

消防団員の招集、出動の指令、報告通報等の活動が開始されたときは、緊急通信の優先順位により通信を確保する。

5 火災防御体制

火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人名危険が 予想される区域、危険な建物、重要な建物、油、タンク等危険物、森林、車両等について火災防御体制を確立する。

6 その他

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に 努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第6節 救助、救急活動

- 1 医療機関と協力し、救助、救急活動を円滑に推進する。
- 2 本編の「第16章 救出救護計画」等に基づき、被災者の救出、救護にあたる。

第7節 相互応援計画

1 知事の指示権等

知事は、消防組織法第 43 条の規定に基づき、地震、台風、水・火災等の非常事態の場合において緊急の必要がある時は、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

2 京都府広域消防相互応援協定

京都府広域消防相互応援協定により、町及び隣接市町村のみでは対応できない場合に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害が発生し、町や消防本部の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと町長が判断したときは、速やかに府知事に対して、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

4 受入体制の整備

上記の相互応援協定等に基づく応援隊等の受け入れに関する次の各号に掲げる事項については、あらかじめ整備しておくものとする。

- (1) 応援要請に必要な手続きに関すること
- (2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること
- (3) 災害現場活動に係る方針に関すること
- (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること
- (5) 補給物資の調達及び搬送に関すること
- (6) 災害活動の記録に関すること
- (7) 管内地図及び消防水利に関すること
- (8) 医療機関の所在地に関すること
- (9) その他応援部隊の受け入れ及び活動に必要な調整に関すること

第7章 水防計画

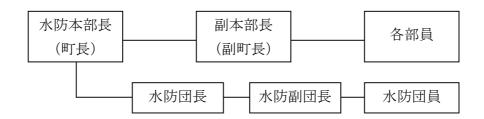
(消防部、建設部)

水防法(昭和24年法律第193号)第32条の規定に基づき、水防体制を強化し、その活動が迅速かつ適確に実施されるよう必要な事項を定める。

第1節 水防活動体制

町長は、町内における水防業務を処置するため、下図のとおり水防組織を編成する。 集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるときは、和東町水防本部を町役場 内に設置する。

なお、本町に災害対策本部が設置されたとき、この水防本部は、災害対策本部の組織の中で活動する。



※水防本部の設置基準、配備体制及び配備人数は別途策定の水防計画による。

第2節 情報の収集及び警戒体制の確立

第1 町の警戒体制

次の事項に該当するときは、情報の収集及び関係機関への伝達等適切な措置をとる。

- 1 府河川課・砂防課又は府山城南土木事務所から、水防に関する通報、指示、警告等 があった場合
- 2 降雨に関する気象通報等を受けたとき
- 3 近隣市町村から、河川の水位が水防団待機水位(指定水位)を超えるおそれがある 旨の通報を受けたとき
- 4 その他本部長が必要と認める場合

第2 消防団への連絡

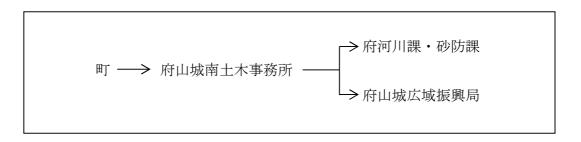
町長は、警戒を要する場合には、消防団長を通じ、各消防団員へ警戒体制に入る旨の連絡を行い、警戒体制に入る。

第3 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告

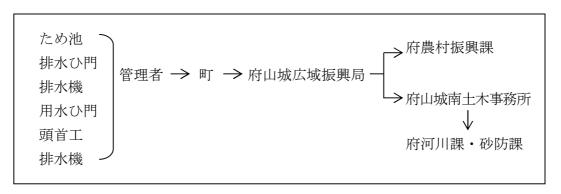
次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 水防計画

- 1 水防団及び消防機関が出動したとき
- 2 水防作業を開始したとき
- 3 堤防等に異常を発見したとき (これに関する措置を含む。)



ため池等の異常を発見したときは(これに関する措置を含む。)、次の系統により報告する。



第4 決壊等の通知

堤防若しくはため池が決壊し、又は決壊するおそれのある事態が発生した場合には、 町は、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を府山城南土木事務所長、府山城 広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報する。

第3節 水防用資材の位置及び輸送等

町は、消防団等関係者の協力を得て、水防倉庫から水防活動に必要な資材を調達する。 ただし、不足が生じた場合は、府山城南土木事務所又は隣接市町村に対して、資材の あっせんの要請を行う。

第4節 水防活動に関する諸規定

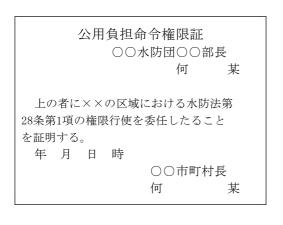
第1 公用負担

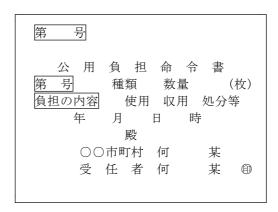
1 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

2 公用負担命令書

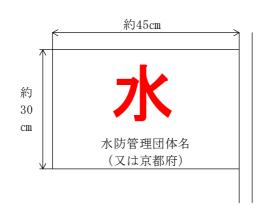
水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、 次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡して、こ れをなすものとする。





第2 優先通行の標識 (昭和50年7月8日京都府告示第409号)

水防法第18条に規定する標識は、次のとおりである。



(注) 白布、水の字は赤色

第3 水防信号(昭和24年11月8日京都府告示第807号)

水防法第20条に規定する水防信号は、次のとおりである。

	警 鐘 信 号			サイレン信号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	0-	休止	\bigcirc	休止	0-
				約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
第2信号	0-0-0	$\bigcirc -\bigcirc -\bigcirc$	$\bigcirc -\bigcirc -\bigcirc$	0-	休止	\bigcirc –	休止	0-
				約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒
第3信号	0-0-0-0	0-0-0-0	0-0-0-0	0-	休止	$\bigcirc -$	休止	0-
				約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒
第4信号		乱	打	0-	休止	\bigcirc –		
				約1分	約5秒	約1分		
	1 信号は適宜の時間継続すること。							
備考	2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。							
	3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。							

- (注) 1 第1信号 はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの
 - 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 - 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 - 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (注2) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第5節 水防活動

第1 水防体制

- 1 平常時の巡視については、堤防延長 1 km ないし 2 km ごとに 1 人の基準で巡視員を 定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見した時は、府山城南土木事務所 長に連絡して必要な措置を求める。
- 2 出水時の監視は、堤防延長 500mないし 1,000mごとに監視 1 人、連絡員 1 人の基準で監視にあたらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

- 3 常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合又は水防第1信号 を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておく。
- 4 水防作業員は第1信号で待機し、第2信号で出動(一番手、二番手、三番手に分割) する。
- 5 一番手の出動人員は定員の3分の1以内とする。
- 6 近年続発する局地的大雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行う。
- 7 水防上、警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については木津警察署と協議しておく。

第2 水防管理団体の出動

1 非常配置

水防法第 17 条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及 び解除について自主的に決定する。

2 出動

町は、次の場合、直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者に定められた計画に従い、出動させ、警戒にあたらせる。

ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行うものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
- (2) ため池堤体に漏水が生じ、決壊のおそれがあるとき
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下のおそれがあるとき
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき

3 出動の援助協力

- (1) 町は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき、警察官及び他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には、現地に責任者をおく。
- (2) この場合、責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプにより、その 位置を明確にしておく。

第3 水防解除

町長は、水位が氾濫注意水位・避難判断水位以下に減じ、警戒の必要がなくなって 水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、府山城南土木事務所長 及び府山城広域振興局長に報告する。

第4 水防活動報告

水防が終結したときは、町長は遅滞なく、【資料編 資料 20 水防活動実施報告書】 により5日以内に府山城南土木事務所長を経由して、知事に水防顛末の報告を行う。 ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第8章 避難に関する計画

(救助部)

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、 関係住民の迅速かつ円滑な避難方法等について定める。

また、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、避難指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)及び必要と認める地域における屋内待避に関する措置の指示等の発令、 基準及び伝達等について定める。

※必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難(2階以上への避難、山側と反対の部屋への避難等)のための安全確保に関する措置については、以下、「屋内での待避等の安全確保措置」という。

第1節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに 開始する必要がある。また、町から避難勧告等が発令された場合、速やかにあらかじめ 決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、町は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難勧告等を発令し、周知を徹底することとする。

また、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第2節 避難の勧告又は指示等

第1 実施責任者

災害により被害を受け、又は受けるおそれがある住民に対して、次表に示す実施責任者が避難勧告等を発令する。

なお、町長は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における 優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、 全庁をあげた体制の構築に努める。

また、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

実施責任者	避難準 備・高齢 者等避 難開始	避難勧告	避難 指示 (緊急)	災害の 種別	根拠法
町 長	0	0	0	災害全般	災対法第60条
知 事		0	0	"	災対法第60条
警察官			0	"	災対法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
知事又はその命			0	洪水	水防法第 29 条
を受けた府職員			O	地すべり	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者			0	洪水	水防法第 29 条
自衛官			0	災害全般	自衛隊法第94条

第2 避難勧告等の実施

1 町長の避難勧告等の発令

災害による被害発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため、特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。必要なときは立ち退き先も指示する。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内での待避等の安全確保措置」を指示する。特に、台風による大雨発生など、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

なお、町は、府、指定行政機関、指定地方行政機関に対し、避難勧告等の対象地域、 判断時期等について助言を求めることができる。

町長は、勧告又は指示をしたときは、速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し、知事に報告する。

また、町長による避難の勧告・指示ができないときは、警察に避難の指示を要請する。

2 知事の勧告又は指示

- (1) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 知事は、町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を町長に引き継ぐ。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第8章 避難に関する計画

(4) 知事は、町長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した 措置を町長に通知する。

3 警察官の指示

町長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。

この場合、警察官は直ちにその旨を町長に通知する。

4 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する 場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をする。

5 洪水のための指示

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者(町長)は、立ち退き又はその準備を指示する。 町が指示する場合、木津警察署長にその旨を通知する。

6 地すべりのための指示

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する この場合、木津警察署長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

町長は、災対法第 63 条の規定に従い、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い警察官、自衛官又は知事は、町長の代行をすることができる。

第4 避難勧告等の発令基準

避難勧告等を発令する場合は、第2編 第30章 第9節「避難勧告等の判断・伝達 マニュアル」を目安とする。

第3節 避難の周知徹底

第1 避難勧告等の伝達方法

住民への避難勧告等の伝達に当たって、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に 努める。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の屋内安全確保措置を指示する。

1 伝達事項

- (1) 避難対象地域
- (2) 適切な避難行動のあり方(立ち退き避難又は屋内安全確保)
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難の勧告・指示等の理由
- (6) その他必要な事項

2 地域住民への通報

地域住民に対する伝達方法は、以下の方法によるものとし、信号による伝達方法については、あらかじめ周知徹底する。

- (1) 防災行政無線による伝達
- (2) 消防団によるサイレン吹鳴・戸別訪問
- (3) 各区長・関係自治会による戸別訪問
- (4) 広報車による伝達
- (5) 緊急速報メール
- (6) 放送による伝達(テレビ、ラジオ等放送機関への依頼)
- (7) 警察署によるパトカー・戸別巡回

3 知事に対する報告

町長等が避難勧告等を発令したときは、その旨を直ちに府山城広域振興局長を通じて知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

4 関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

町内において、避難所として利用する学校、集会所等の施設の管理者に対し、 事前に連絡し、協力を求める。

(2) 木津警察署への連絡

避難住民の誘導、整理のため、木津警察署に避難勧告等の内容を伝え、協力を 求める。

(3) 隣接市町村への連絡

隣接の市町村の施設を利用しなければならない住民に対し、避難勧告等を発令 するときは、その内容を直ちに関係市町村長へ連絡し、協力を求める。

第4節 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

また、町は、災害時には避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第8章 避難に関する計画

安否確認等が行われるように努める。

第1 避難の準備

避難誘導に際しては、必要に応じ住民等に対して、以下の事項を周知する。

- 1 必ず火気及び危険物等の始末を完全に行う。
- 2 避難者は、3食程度の食料、飲料水、最小限の着替え、肌着及び照明具等を携行し、 安全に避難するために過重な携帯品は除外する。
- 3 服装は原則軽装とするが、素足、無帽はさけ、必要に応じて防寒雨具等を携行する。
- 4 できるだけ氏名票を携行する。 (住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの)
- 5 会社及び工場にあっては、浸水その他の被害による毒物・劇物や油脂類の流失防止、 発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じる。

第2 避難の順序

- 1 避難住民のうち、乳幼児、高齢者、傷病者及び妊産婦等の避難行動要支援者は、優先的に避難させるとともに、避難に対する援護を行う。
- 2 災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民の避難を優先する。

第3 避難者の確認・救出

避難の勧告、指示等を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、 消防団員等による巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。 また、避難勧告等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置を とる。

町は、木津警察署、相楽中部消防組合、民生委員、自主防災組織、地元住民等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所・福祉避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

第4 移送の方法

- 1 避難、立ち退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、 自力では不可能な場合には、町が車両等を配置して行う。
- 2 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、町において処置できない時は、 府木津地域総務室へ応援を要請する。

第5節 避難所の開設等

第1 避難所の開設及び管理等

1 避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて施設管理者に対し、避難所の開設を指示し、 被災者を収容保護する。

この時、次の点に留意する。

(1) 避難所の開設にあたっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害 や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路 の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定され ていたとしても、原則として開設しないものとする。

- (2) 避難所として指定されている公共的施設においては、障がい者トイレ、スロープ、ファクシミリ、文字放送テレビの設置を図るなど、要配慮者に配慮した設備の整備を図る。
- (3) あらかじめ町が指定する避難所以外でも、災害の状況に応じては避難所としての役割を果たす施設も考えられる。災害時には、こうした施設等も適宜利用して応急対策活動を行い、住民の安全確保に努める。

特に、要配慮者の避難誘導にあたっては、病院、介護保険関係施設、福祉センター等も含めて避難所に活用するとともに、被災地域以外にある宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な要配慮者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減、避難所での生活への配慮を進める。

(4) 避難所が学校等である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒等の活動区域を区分し、学校等の機能の早期回復に配慮する。

2 避難所の周知

避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡する。

避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。

また、広報車及び町防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

3 避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難所の管理運営にあたらせる。

連絡員には、町職員のほか消防団員をあたらせることもある。

4 避難所の管理運営等

避難所責任者は、次のような避難所の管理運営を行う。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第8章 避難に関する計画

- (1) 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、町に連絡し、指示を受けて収容者を他の避難所へ移送する手続きを行う。
- (2) 施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。
- (3) 収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、収容者の安心に努める。
- (4) 施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に 配慮する。
- (5) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

特に、食事の提供については、乳幼児、アレルギー疾患患者、要介護者等の把握を行うとともに、必要な食料(アレルギー対応食品、介護食品等を含む。)の確保等を行うものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・ 寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の 衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所における家庭動物については、飼い主の責任において家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑とならないよう、必要に応じ、 避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等 男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等により、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(7) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、町への報告を行う。

また、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者(自宅、テント、車等)に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- (8) 町は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行う等の措置をとる。
- (9) 避難所の運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者等には次のような措置を講ずる。

- ア 担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問による実態調査の実施
- イ 避難者の障がいや身体の状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施 設等への速やかな移送
- ウ 避難者の障がいや身体の状況に応じて、保健師、介護職員、ホームヘルパー、 ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。

なお、町は、平常時から資格者名簿の整理などの措置を講じておく

- エ 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給
- (10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に 応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (11) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅(みなし仮設住宅を含む。)の迅速な提供、公営住宅や空家等の利用可能な既存住宅のあっせんにより、 避難所の早期解消に努める。
- (12) 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、町に対し一定の時間ごとに状況を報告する。

- (13) 指定避難所として指定されている施設の管理者とは、事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (14) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

5 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況 (開設日時、場所、収容人員等) を日々記録し、 避難者名簿を作成しなければならない。

6 知事への報告

町長は、避難所開設したときは直ちに、避難所開設の目的、避難所の箇所数、収容 人員、開設期間の見込み等を府山城広域振興局を通じ知事に、また木津警察署長に報 告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

第2 避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難 所の閉鎖を決定し、指示する。

ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続 させる等の措置をとる。

第3 災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

1 避難所開設の対象者

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第8章 避難に関する計画

2 設置方法

学校、集会所、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するものとするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

3 避難所開設の期間

災害発生から7日間

第4 災害救助法による福祉避難所開設基準等

1 対象

高齢者、障がい者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合、公的な宿泊施設又は、旅館等を利用する。

3 開設期間

災害発生から7日間

4 開設予定施設

【福祉避難所】

施設名	所在地	電話番号
和東町老人福祉センター	和東町大字白栖小字南半田68-1	0774-78-2826
特別養護老人ホーム わらく	和東町大字釜塚小字縄手25	0774-78-0165

第6節 避難者健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康 状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健 康保持を図るため、関係機関の協力を得て、町及び府がそれぞれの役割に応じて連携し て次のように実施する。

第1 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、町は、府と連携を図り、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

1 災害発生からおおむね2週間

- (1) 自宅滞在している被災者への保健活動
 - ア 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。
 - イ 健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉(介護)の情報を提供すると ともに必要に応じた支援を行う。

(2) 避難所の被災者への保健活動

- ア 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。
- イ 医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。
- ウ 避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。
- エ 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。 被災者の健康問題に対応するため、保健師等の支援チームを編成し、「京都府 災害時保健師活動マニュアル」及び「市町村における災害時の栄養・食生活ガイ ドライン」により支援活動を実施する。

(3) 支援体制の企画・調整活動

- ア 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- イ 居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。
- ウ 災害派遣福祉チーム (DWAT)、災害派遣精神チーム (DPAT)」が支援に あたる。
- エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- オ 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

2 災害発生おおむね2週間以降

- (1) 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。
- (2) 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。
- (3) 一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ 戻る者等に対する生活環境等を支援する。
- (4) 通常業務を再開するための体制づくりを行う。

第2 精神保健対策の実施

1 医療を必要とする避難者への対策

(1) 精神科救護所の設置

府は、医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、府山城南保健 所に精神科救護所を設置(必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要 請)するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所 等において巡回診療を行う。

(2) 診療情報の管理

府は、医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神 保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を府山城南保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

(1) 関係者による支援組織の編成

府は、府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を実施する。

- ア 知識の普及・啓発
- イ 巡回相談の実施
- ウ 相談電話の設置
- エ アルコール問題等への対応
- (2) 専門的なケアを必要とする者への支援

府は、専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員(精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成)を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3) 心のケアチームの派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣 要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ心のケアチーム(医 師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成)を派遣し、 被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第7節 二次災害の防止

災害により宅地(擁壁・法面等を含む。)に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第8節 広域一時滞在

1 府内における広域一時滞在

- (1) 町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内 他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具 体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、 府内他市町村に被災住民の受け入れについて協議することができる。
- (2) 町は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受け入れ能力(施設数、施設概要等)その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

2 府外における広域一時滞在

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、

具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の 都道府県に被災住民の受け入れについて協議するよう求めることができる。

3 他の都道府県から協議を受けた場合

町は、府から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、指定避難所を提供する。

4 被災住民に対する情報提供と支援

- (1) 町は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 広域一時滞在を受け入れた市町村は、町と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第9節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第 10 節 住民等からの問合せへの対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける 恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該 被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第11節 車中泊避難者等への対応

大規模災害発生時において、地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難等が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応する必要がある。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第8章 避難に関する計画

このため、町は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難等に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。

また、指定避難所における車中泊避難者等に適切に対応するとともに、車中泊避難等から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(総務課、関係各課)

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

第1節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 むやみに移動を開始しない」ことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル (171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の 安否確認手段の活用

第2 帰宅支援拠点等の提供

1 帰宅支援拠点は、府と連携し、公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。

拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮 した運営に努めるものとする。

2 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、要配慮者(高齢者・乳幼児・障がい者・妊産婦)の受け入れを優先する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録 事業者に対して、以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

- 1 水道水・トイレ等の提供
- 2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 宿泊施設に対する利用者への情報提供の要請等

町内の旅館業者や旅行業者に対して、必要に応じ、国内及び外国人観光客への情報 提供や一時収容を要請する。

第10章 食料供給計画

(調達部)

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。

その際、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの 違いに配慮するものとする。

第1節 実施責任者

実施責任者は、町長とする。

ただし、町で対処できないときは、町長は隣接市町村又は府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により町長が実施する。

第2節 食料供給の実施方法

第1 食料の供給系統

- 1 町があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地(集配予定地)の中から、被災地の 状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点(集配地)を定め、当 該地域内輸送拠点(集配地)を経由して避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地(集配予定地)の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点(集配地)を定め、当該広域物資輸送拠点(集配地)を経由して町の定める地域内輸送拠点(集配地)に輸送する。なお、緊急で町の地域内輸送拠点(集配地)を経由するいとまがないと認められるときは、府は、直接避難所等に輸送する場合がある。
- 3 輸送拠点(集配地)は、設営者が近隣市町村やボランティアの協力を得て管理、運営する。

第2 食料供給の対象者

- 1 避難所、救護所等に収容されている被災者
- 2 住家被害で炊事のできない被災者
- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア
- 5 やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者

第3 食料供給の内容

炊き出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、 適温食の確保に努めるとともに、高齢者や乳幼児、アレルギー等食事制限が必要であ るなど配慮を必要とする者について、適切な食料が供給されるよう努める。

第4 炊き出しの実施

1 炊き出し予定施設

炊き出し予定施設は、社会福祉センター、老人福祉センター、体験交流センター、 和東町各区会議所、人権ふれあいセンターとする。

2 協力機関等

炊き出しに際しては、必要に応じ区、自治会、住民等の協力を得て実施する。

3 炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊き出し施設ごとに備えつける。

4 その他

副食や調味料等については、可能な限り町内の販売業者から購入するとともに、調達できない場合は、府山城広域振興局に調達斡旋を要請する。

第3節 給食に必要な米穀の確保

第1 災害の発生が予想される場合の事前措置

- 1 町長は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じ、とう精 を依頼し、精米の確保に努める。
- 2 町長は、卸売業者(支店等)及び府山城広域振興局等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

第2 災害時における米穀の調達

町長は、町内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量 を、府山城広域振興局を経由して、知事に要請する。

知事は、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)へ要請し、米穀の確保に 努める。

知事からの要請を受けた政策統括官は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- 1 町長は、給食に必要な米穀の数量を、府木津地域総務室長を経由して、知事に報告する。
- 2 知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。 米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定め

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第10章 食料供給計画

るところにより、政策統括官に対し、政府所有米穀の供給を要請する。

- 3 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。
 - (1) 政策統括官への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。
 - (2) 知事は、政策統括官と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
 - (3) 知事又は知事の指定する引き取り人は、政策統括官から指示された受託事業体から災害救助用米穀の引渡し(売渡し)を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、町長に対して供給を行うものとする。

第4節 その他食品の調達

町長は、その他食品による給食が必要と認められる場合、知事に要請する。

第5節 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

1 対象

避難所に収容された者、住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等のため、 炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

2 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

3 給与期間

災害発生の日から7日以内。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物 支給とする。

第 11 章 生活必需品等供給計画

(調達部)

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、 円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画及び配分要領等を定めるも のとする。

なお、その際、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1節 実施責任者

- 1 災害時における生活必需品の調達及び支給 実施責任者は、町長とする。
- 2 災害救助法の適用を受けた場合の調達及び支給

物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、知事の補助機関としての町長が実施する。

第2節 物資調達計画等

第1 品 目

本章における調達すべき物資の品名は、おおむね次のとおりとする。

- 1 生活必需品
 - (1) 外 衣:普段着で、作業服・婦人服・子供服・雨衣・防寒衣等の類
 - (2) 肌 着:シャツ・ズボン下・靴下・パンツ等の類
 - (3) 寝 具:毛布・布団等の類
 - (4) 身廻り品:手拭・長靴・地下足袋・サンダル・手袋・傘・懐中電灯等の類
 - (5) 日用品等:石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ごみ袋・歯ブラシ・ 歯磨粉等の類
 - (6) 炊事用品:鍋・釜・包丁・コンロ等の類
 - (7) 食器等:紙コップ・はし・茶わん・汁わん・皿等の類
 - (8) 光熱材料:マッチ・ローソク・乾電池・LPガス・灯油等の類
 - (9) 衛生用品:紙おむつ・生理用品等の類

2 応急復旧資材

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

第2 物資の調達

1 災害救助法の適用を受けない場合の措置

(1) 町長は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第11章 生活必需品等供給計画

数量を把握し、必要が生じた場合には直ちに調達できる体制を確立しておく。

(2) 調達部は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立し、配分計画に 基づいて速やかに被災者に配分する。

2 災害救助法の適用を受けた場合の措置

- (1) 調達部は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。
- (2) (1)の配分計画に基づき、必要量が不足する場合は、直ちに必要量を府山城広域振興局に要請する。
- (3) 府山城広域振興局から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

3 調達ルート

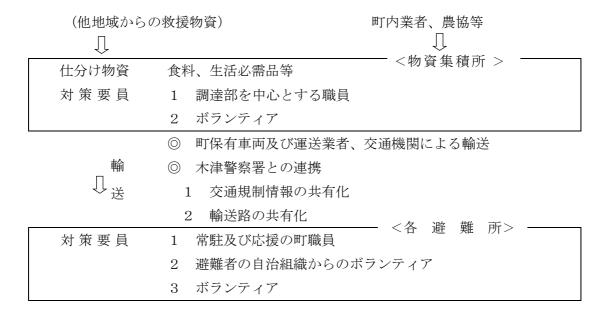
食料及び生活必需品の調達ルートについては、【資料編 資料9 食料及び生活必需品の調達ルート】のとおりとする。

第3 物資の供給系統

- 1 町があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地(集配予定地)の中から、被災地の 状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点(集配地)を定め、当 該地域内輸送拠点(集配地)を経由して避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地(集配予定地)の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点(集配地)を定め、当該広域物資輸送拠点(集配地)を経由して町の定める地域内輸送拠点(集配地)に輸送する。

なお、緊急で町の地域内輸送拠点(集配地)を経由するいとまがないと認められる ときは、府は、直接避難所等に輸送する場合がある。

- 3 輸送拠点(集配地)は、設営者が近隣市町村やボランティアの協力を得て管理、運営する。
- 4 災害時の食料等供給の流れ



第3節 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

1 対象

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝 具その他日用品等をそう失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となっ た者

2 品目

- (1) 被服及び寝具
- (2) 日用品等
- (3) 食器等
- (4) 光熱材料

3 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

4 給(貸)与期間

災害発生の日から 10 日以内

5 物資配分要領

- (1) 災害救助法による物資配分は、知事が町の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- (2) 指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ町に輸送する。
- (3) 物資を受領した町長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、 受領書を受け取る。

なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内 で配分計画をたて、限度額を超えて配分しないよう注意する。

第12章 給水計画

(医療衛生部)

災害又は汚染により飲料用水、医療用水、生活用水等(以下「飲料用水等」という。) に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

第1節 実施責任者

飲料用水等供給の実施責任者は町長とし、町において実施できないときは、応援協定 締結先の市町村等の協力を得て実施する。

災害救助法が適用された場合(知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。)及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整等を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・連絡を図りながら、広域的な見地からその確保に努める。

第2節 事前措置

災害の発生が予想されるときは、事前に次の措置をとる。

1 水道施設関係

- (1) 隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。
- (2) 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは、配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。
- (3) 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。
- (4) 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- (5) 職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

2 その他

- (1) 災害時給水活動の円滑を期するため、平常時より給水源(井戸等)の所在地、 給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。
- (2) タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。
- (3) 飲料水の消毒薬品(さらし粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等)は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。
- (4) 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

第3節 飲料水の確保

災害発生時に備えて事前措置を図るとともに、災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

1 水道施設関係

(1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

- (2) 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。
- (3) 停電による断水の場合にあっては、関西電力株式会社に可及的速やかな復旧を要請する。
- (4) 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

2 その他

- (1) 府山城広域振興局に給水車による浄水の供給を要請する。
- (2) ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、府山城広域振興局にろ水機による給水を要請する。
- (3) 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、消毒の措置をとる。
- (4) 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

第4節 応急給水の水源

1 主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池等の水道施設を主体とする。

2 補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの 水をろ過、消毒して供給する。(次頁の「井戸に対する塩素消毒薬基準注入量」参照)

3 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、 容器等により運搬給水する。

井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

例 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの基準注入量はおおむ ね次表のとおりである。(ただし注入率 $1 \text{ mg}/\ell$)

井戸の口径水深	1. 0 m	1.5 m	2. 0 m	2.5 m
0.5 m	4 g	9 g	1 6 g	2 5 g
1. 0 m	8 g	18 g	3 2 g	50 g
1. 5 m	1 2 g	27 g	48 g	7 4 g
2. 0 m	1 6 g	3 6 g	63 g	99g
2. 5 m	2 0 g	4 5 g	79 g	123g
3. 0 m	2 4 g	5 4 g	9 5 g	148g
3. 5 m	2 8 g	63 g	110g	172g
4. 0 m	3 2 g	7 1 g	126 g	197g
4. 5 m	3 6 g	80 g	145 g	2 2 1 g
5. 0 m	4 0 g	89 g	157g	246g

- 注1 水質の状況により注入率を増すときは上表より算出する。
- 注2 実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を 確認して注入率を決めること。

第5節 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺簡易水道事業管理者、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

第6節 応急給水方法

1 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、町役場などの拠点給水とし、 必要に応じ要所に水槽を設置する。

2 要配慮者等への配慮

要配慮者等が行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

3 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等についてはラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

応急給水の目標水量等

災害発生から の日数	目標水量 (/人・日)	住居からの 運搬距離	用途
3日まで	30	おおむね	生命維持に最小限必要
3120	J.V.	1000m以内	(飲料等)
4~10 日	200	おおむね	日周期の生活に最小限必要
4~10 p		250m以内	(飲料、水洗トイレ、洗面等)
	1000	おおかね	数日周期の生活に最小限必要
11~21 日		100m以内	(飲料、水洗トイレ、洗面、
			風呂、シャワー、炊事等)
22~28 日	被災前給水量	おおむね	ほぼ通常の生活
	(2500)	10m以内	(若干の制約はある。)

注 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

第7節 災害救助法による飲料水の供給

1 対 象

災害のため、飲料水を得ることができない者 (必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。)

2 費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当 該地域における通常の実費

3 供給期間

災害発生の日から7日以内

ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第13章 住宅対策計画

(建設部)

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するために応急仮設住宅を設置し、又は災害のために住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない者に、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画について定める。

第1節 被災住宅に対する措置

第1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第2節による応急仮設住宅の建設、第3節による住宅の応急修理を実施するとともに、(独)住宅金融支援機構による災害復興関連融資制度について、指導にあたるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

第2 公営住宅に対する措置

災害(火災にあっては、地震による火災に限る。)により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に、事業主体が公営住宅の再建又は補修(既設公営住宅の復旧)を行うときは、公営住宅法第8条の規定により、国が、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっており、この措置を活用して対処する。

1 対象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が 11 万円以上で合計額が 290 万円以上(ただし、市町村においては 190 万円以上。)と なる場合について国庫補助の対象となっている。

2 査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失(再建設費)及 び補修費の査定を受ける。

補助率は復旧に要する費用(再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費と みなす。)の1/2である。

ただし、激甚災害の場合は補助率のかさあげが行われることになっている。

3 復旧の手順

- (1) 災害現況の現地調査
- (2) 既設公営住宅復旧計画書の提出
- (3) 再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第2節 応急仮設住宅

第1 仮設住宅の建設

一般災害については、町長が建設し、災害救助法を適用した(知事の通知に基づき 町長が実施する場合を除く。)災害については、知事が建設する。

町においては、平常時において、あらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建 設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておく。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障がい者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。

1 対象

住宅が全壊(焼)又は流失し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者

2 費用の限度

1戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

3 着工の期間

建設型仮設住宅 : 災害発生の日から 20 日以内に着工

借上型仮設住宅等:災害発生の日から速やかに提供

但し、困難な場合は、内閣総理大臣に協議して延長を行う。

4 供与期間

完成の日から2年以内

5 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

- (1) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯
- (4) 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

第2 既存の公的施設の利用

町は、平常時において、あらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を 選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅 として取り扱うものとする。

第3 仮設住宅等の供与

- 1 応急仮設住宅、みなし応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設(以下「応急 仮設住宅等」という。)の入居者の選考にあたっては、十分な調査を基とすべきであ り、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他の生活条件を十分 調査の上決定する。
- 2 応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居 者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行う。

第4 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。

その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなど を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとと もに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。この場合、飼い主は、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理するものとする。

第3節 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合(知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。)自らの資力により応急修理できない者に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して知事が応急修理を行う。

1 対象

住宅が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者、及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者

2 修理部分

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分

3 費用の限度

1戸あたりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

4 期 間

災害発生の日から1箇月以内

第4節 建築資材の調達

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、 第3編 第11章に定める計画によって行う。

第14章 医療助産計画

(医療衛生部、救助部)

災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

第1節 実施責任者

災害時における医療及び助産は、町長が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合(同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。)及び知事が必要と認めた場合には、知事が行うものとする。

第2節 医療及び助産の対象者

- 1 災害による負傷者及び傷病者
- 2 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 3 災害発生の日前後7日以内に分べんした者で災害のため助産の途を失った者

第3節 医療及び助産の実施

- 1 医療及び助産を実施する必要が生じたときは、原則として医療衛生部により行う。 町は、一般社団法人相楽医師会と協議して、救護班の編成、派遣への協力を依頼す る。
- 2 患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院(京都 第1赤十字病院)及び地域災害拠点病院(京都山城総合医療センター)又は医療機関 に移送するものとする。
- 3 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。 交通途絶等により、医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移 送する。
- 4 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。
- 5 町から府へ応援要請を行う場合、府を通じて公立病院等に応援要請を行う場合、並びに空輸のための応援要請を行う場合は、府山城広域振興局を通じて行う。
- 6 府は、町から応援要請があった場合又は必要と認めたときは救護班を派遣し、救護 所において負傷者の応急治療を行い、重病傷者は後送病院に搬送する。
- 7 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速 やかな医療措置が求められるとして、町から応援があった場合又は必要と認めたとき は緊急災害医療チームを派遣し、災害現場における医療措置、被災地等に所在する医 療機関の支援、患者搬送等を行う。

第4節 救護所の開設

既設の医療機関に患者を収容することができないときは、直ちに避難所を救護所とするほか、災害が激甚の場合は、公共施設等適当な施設を選定して救護所を開設する。

第5節 医療及び助産活動に必要な携行資材、補給方法

- 1 医療衛生部は、医療及び助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行する。
 - 診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧及び使用簿
- 2 補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行う。

第6節 医療品等の調達

医療品等の調達については、府山城南保健所と協議し、必要に応じてその処置をとる。

第7節 災害救助法による医療基準

1 対象

災害のため医療を受ける途を失った者

2 医療範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 費用の限度

- (1) 救護班:使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費
- (2) 病院・診療所:診療報酬の額以内
- (3) 施術者:協定料金の額以内

4 期 間

災害発生の日から14日以内

第8節 災害救助法による助産基準

1 対 象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失っ た者

2 助産範囲

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べんの後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料等の支給

3 費用の限度

- (1) 救護班・・・使用した衛生材料の実費
- (2) 病院・診療所・・・使用した衛生材料の実費及び措置費
- (3) 助産師・・・慣行料金の8割以内

4 期 間

分べんした日から7日以内

第15章 保健衛生、防疫及び遺体対策計画

(医療衛生部)

町は、府と連携して、発災後迅速に保健衛生活動等が行えるよう、災害時の派遣・受 入が可能となる体制を整備する。

第1節 防疫及び保健衛生計画

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する 抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施 して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、府等と連携し、食品の調達・支給状況を把握し、その衛 生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止、動物愛護の保持に努める。

第1 防疫活動

1 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止する ため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防 疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

2 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに、卸売業者 等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

第2 食品衛生活動

1 災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

- (1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保 食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を 把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。
- (2) 避難所における食品衛生確保

(病院・ホテル等、避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。) 避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき、避難所における食品 の衛生管理を行う。 (3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保 炊き出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき、炊き出し時における衛生管理を行う。

2 二次対策

町は、初期対策に引き続き、府山城南保健所、関係機関の協力を得て、被災者への 食品衛生に係る啓発等の二次対策を講じる。

- (1) 被災者への啓発 避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。
- (2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導 食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時 食品衛生管理の取扱」に基づき、施設改善を指導する。

第3 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災し放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、府、関係機 関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

- (1) 放浪している動物を保護し、収容する。
- (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。
- (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。
- (4) 被災動物(同行避難した動物数等)の情報を収集する。
- (5) 飼養されている動物に餌を配布する。
- (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
- (7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
- (8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第4 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の 規定に基づき、家畜保健衛生所と協力し、検査、予防注射並びに消毒等を実施する。

第2節 し尿処理対策計画

第1 実施責任者

町長が実施する。

ただし、被害が激甚のため実施できないときは、隣接市町村からの応援を得て実施 するが、知事に連絡し必要なあっせんを求めるものとする。

第2 災害時の措置

被害の規模に応じた処理計画に基づき、平常業務を打ち切り、業者等の協力を得て、 清掃班を編成し、被災者の生活に支障が生じることのないように、浸水地域等緊急に くみ取り等を要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律等に定める基準に従って行う。

1 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

2 し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況、稼働見込み、仮設トイレの必要数を把握し、府に報告する。

3 野外仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレは立地条件を考慮し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定して、できるだけ早期に、障がい者や男女のニーズ等にも配慮して設置する。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

閉鎖に当たっては、消毒実施後、完全に埋設する。

4 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮を する。

5 くみ取り等の制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの措置として便槽容量の2割~3割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。 浄化槽についても同様の措置をとる。

6 し尿等の処分

し尿等の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、し尿処理施設が被害を受けた場合は、相楽郡広域事務組合が迅速に応急復旧を行えるよう支援する。

7 府等への応援要請

- (1) し尿等の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、 近隣市町村に応援要請する。
- (2) 近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第3節 遺体対策計画

災害による被災者、特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な 連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等。)に連絡するものとする。

第1 実施責任者

町長が実施する。

ただし、町で対処できないときは、町長は、隣接市町村又は府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により町長が実施する。

第2 遺体の捜索

1 捜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により、すでに死亡していると推定される 者

2 捜索の実施

- (1) 実施主体
 - 町 (災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施)
- (2) 協力機関 町長は、必要に応じ、消防機関、木津警察署及び地域住民に協力を要請する。
- (3) 機材借上 町長は、捜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

3 他市町村への応援要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、次の事項を 提示する。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要請する人数、船艇及び器具等

4 災害救助法による基準

(1) 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第15章 保健衛生、防疫及び遺体対策計画

(2) 費用の限度及び期間

捜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における 通常の実費とする。

また、捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第3 遺体の取り扱い

1 実施方法

遺体の取り扱いは、町長が消防機関及び警察官に協力を要請して実施する。

また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

なお、町は、遺体の取り扱い、検索、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮する。

2 内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

ア 目 的:身元確認、腐敗の防止等

イ 実施者: 医療衛生部

ウ 処理場所:町が借り上げ、指定した場所

(2) 遺体の一時安置

ア目的

身元確認、腐敗の防止等

イ 実施者

町(災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施する。)

ウ 安置場所

町長は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地 として指定しておく。

なお、場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取り扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を 指定すること。

また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設 を指定すること。

(3) 検案

原則として、医療衛生部により行う。

警察官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、検視規則又は死体取扱規則に基づき、検視その他所要の措置を行う。

3 変死体の届出

変死体については、直ちに木津警察署に届出をし、検視後に遺体を取り扱う。

4 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡のうえ、

遺体を引渡すものとする。

5 災害救助法による基準

- (1) 対 象 災害の際に死亡した者とする。
- (2) 内容
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ検案
- (3) 費用の限度及び期間
 - ア (2)のアについては災害救助法施行細則で定める額以内とする。
 - イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実 費、既存建物を利用できない場合は1体当り災害救助法施行細則で定める額以内 とする。
 - ウ 検案は原則として医療衛生部が行うが、医療衛生部によることができない場合 は、当該地域における慣行料金の額以内とする。
 - エ 取り扱いの期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合、 又は死亡した者の遺族がいない遺体を対象とする。

2 埋火葬の実施

- (1) 実施者
 - 町(災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき町長が実施する。)
- (2) 方 法 土葬又は火葬とする。
- (3) 留意点
 - ア 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。
 - イ 事故死等による遺体については、木津警察署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
 - ウ 身元不明の遺体については、木津警察署に連絡し、その調査に当たる。
 - エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡 人としての取り扱いによる。

3 災害救助法による基準

- (1) 対 象災害により死亡した者とする。
- (2) 埋火葬の範囲

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第15章 保健衛生、防疫及び遺体対策計画

- ア 棺(付属品を含む。)
- イ 埋葬又は火葬(人夫賃を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 費用の限度と期間

埋火葬に要する費用の限度は、災害救助法施行細則で定める額以内とする。 また、その期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第16章 救出救護計画

(医療衛生部、消防団)

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、町及び府をはじめ、警察、消防、 自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム(DMAT)等の関係機関が、緊密な連携の もと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

第1節 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、 又は生死が不明の状態にある者

第2節 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配意するものとする。

第3節 活動拠点の確保

1 町は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。

第4節 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 町は、府と連携のもとに、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のため の資機材を確保するものとする。

第5節 活動の調整

- 1 災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。
- 2 関係機関は、町及び府の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極 的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するな どして、綿密な活動調整を行うものとする。

第6節 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものと する。

第7節 災害救助法による救出の基準

1 費用の限度

救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

2 救出の期限

災害発生の日から3日以内

第8節 関係機関への要請

消防機関(消防団)のみで救出が困難な場合、府木津地域総務室、木津警察署、隣接 市町村等に協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣要請も考慮する。

第 17 章 障害物除去計画

(建設部)

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとと もに、交通路の確保を図る対策について定める。

第1節 住宅関係障害物除去(災害救助法を適用した場合の基準)

1 対象

居室、炊事場等、生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれ、 一時的に居住できない状態にあり、かつ自己の資力では障害物を除去することができ ない者とする。

2 費用の限度

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃 等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

3 実施期間

災害発生の日から 10 日以内

第2節 道路関係障害物除去

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物の除去を早急に実施する。

また、必要に応じ、国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し、交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

第 18 章 廃棄物処理計画

(医療衛生部)

被災地の生活ごみ、廃棄物(がれき)及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切 に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

第1節 平常時における清掃能力

管内における平常時のし尿収集・処理能力及びごみ収集・処理能力は、次のとおりである。

1 し尿処理施設

名 称	所在地	処理能力	電話番号
相楽郡広域事務組合 大谷処理場	木津川市山城町 上狛大谷 181	76k1/日	0774-72-0421

2 ごみ処理場

名 称	所在地	処理能力	電話番号
相楽郡東部広域連合委託 三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野 字鉢屋 4713 番地	604t/日	0595-20-1119

3 最終処分場

名 称	所在地	処理内容	処分内訳
相楽郡東部広域連合委託 三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野 字鉢屋 4713 番地	プラスチック 類のサーマル リサイクル	プラスチック類 34t/日
相楽郡東部広域連合委託	奈良県御所市重阪	不燃物残渣の	不燃物残渣
株式会社南都興産	329番地	埋め立て処分	62t/年
相楽郡東部広域連合委託 大阪湾広域臨海環境整備 センター	大阪市中央区備後町	焼却灰・ばい	焼却灰 36t/年
	4丁目1番3号	じん処理物埋	・ばいじん処理物
	御堂筋三井ビル8階	め立て処分	(飛灰) 19t/年

第2節 災害時の措置

第1 し尿等の処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき、平常業務を打ち切り、業者等の協力を得て、 清掃班を編成し、被災者の生活に支障が生じることのないように、浸水地域等緊急に くみ取り等を要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律等に定める基準に従って行う。

1 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所

等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

2 し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況、稼働見込み、仮設トイレの必要数を把握し、府に報告する。

3 野外仮設トイレの設置

被災地における仮設トイレは立地条件を考慮し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定して、できるだけ早期に、障がい者や男女のニーズ等にも配慮して設置する。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合は、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。

閉鎖に当たっては、消毒実施後、完全に埋設する。

4 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮を する。

5 くみ取り等の制限

被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの措置として、便槽容量の 2割~3割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸のトイレの使用を可能にする。 浄化槽についても同様の措置をとる。

6 し尿等の処分

し尿等の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、し尿処理施設が被害を受けた場合は、相楽郡広域事務組合が迅速に応急復旧を行えるよう支援する。

7 府等への応援要請

- (1) し尿等の処理に必要な人員、収集運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。
- (2) 近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の 要請を行う。

第2 生活ごみ、廃棄物(がれき)の収集処理

生活ごみ、廃棄物(がれき)の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分する。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に従って行う。

1 報告

処理施設の被害状況、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物(がれき) の発生量見込み等を把握し、府に報告する。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第18章 廃棄物処理計画

2 収集順位

衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 生活ごみのうち腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域の生活ごみや重要性の高い施設(避難所等)の生活ごみ
- (3) 廃棄物(がれき)の処理にあたって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

3 処理方法

- (1) 発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- (2) 不燃ごみ(資源ごみを除く。)は、埋立場に運搬し埋立処分する。
- (3) 大型の可燃ごみは、焼却及び破砕のうえ埋立処理をする。
- (4) 運搬車によることができない地域については、ビニール袋等の各戸への配布、ドラムカン、たる等の配置をする。
- (5) 食物の残廃棄を優先的に収集する。
- (6) 大量に出る生活ごみを一時に収集することが困難な場合は、必要に応じて、あらかじめ選定しておいた運搬上、衛生上等適当と思われる場所を臨時集積場及び 処理場として使用するほか、適正に処理する。
- (7) 生活ごみ、廃棄物 (がれき) の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不 足する場合には、府に支援を要請する。
- (8) 廃棄物 (がれき) の処理にあたって、選別・保管のできる仮置場の十分な確保 を図るとともに、大量の廃棄物 (がれき) の最終処分までの処理ルートの確保を 図る。
- (9) 応急活動後、処理の進捗状況を踏まえ、廃棄物(がれき)の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
 - また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。
- (10) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

第3 被害報告

災害廃棄物処理事業実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府へ電話等で報告し、被害が確定した後の段階においてその状況を別に定められた様式により、府山城南保健所を経由し文書で報告する。

第 19 章 文教応急対策計画

(相楽東部広域連合教育委員会、福祉課)

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第1節 実施責任者

- 1 小・中学校の応急教育は、相楽東部広域連合教育委員会が行い、保育園及び小・中学校等施設の応急復旧対策は、町長(委任を受けている場合は相楽東部広域連合教育委員会)が行う。
- 2 各学校ごとの災害発生の場合に伴う適切な措置については、学校長が行う。
- 3 保育所については、当該園長が行う。

第2節 情報の収集・伝達

1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に も留意し、広範な情報の把握に努める。

2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について 被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校 等において各々の計画に基づき、災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要 な情報の伝達を行う。

災害により、固定電話、ファクシミリ等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第3節 施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を 実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安 全な箇所への移動等適切な措置を講ずる。

第4節 学校等における安全対策

1 在校(園)時の対策

児童生徒等の在校(園)時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への 避難等の安全対策に万全を期す。

2 在校(園)時以外の対策

児童生徒等の在校(園)時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する 安否の確認等を速やかに実施する。

3 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により、速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第5節 休校等の措置

1 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講ずる。

2 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講ずる。

3 施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法による。

- (1) 被害が軽少なとき 速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の一部が利用できない場合 特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。
- (3) 被災学校の大部分が使用不能の場合 集会所等公共施設を利用するほか、隣接校の空き教室等を借用する。

4 復旧後の措置

復旧のうえは、事後における教育計画を変更するなど、年間授業時間の確保、学力低下の防止に努める。

第6節 学用品の調達及び配分

第1 災害救助法が適用された場合

1 教科書

町長が直接調査、調達、配分を実施する。

2 文房具及び通学用品

町が直接調査、調達、配分を実施する。

3 学用品の給与基準

(1) 対象

住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流失又は床上浸水により学用品をそう失又はき 損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(2) 学用品の品目及び費用の限度

ア 教科書(教材を含む。): 実費

イ 文房 具:災害救助法施行細則に定める範囲内

ウ 通学用品: 文房具と同じ

(3) 期間

ア 教科書:災害発生の日から1箇月以内

イ 文房具及び通学用品:災害発生の日から15日以内

第2 災害救助法が適用されない場合

1 教科書

相楽東部広域連合は、被害状況を調査し、教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1箇月以内に、 府教育委員会を通じて(社)教科書協会に無償補給の申請をするとともに、京都府教 科図書販売㈱に補給を依頼し、教科書を補給する。

2 文房具及び通学用品

文房具及び通学用品の補給については、災害救助法が適用された場合の要領に準じて行う。

第3 給与の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童・生徒を調査 し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

第7節 学校給食対策

学校給食は可能な限り継続させるものとするが、やむを得ない事情が発生した場合は 一時中止する。

なお、給食再開にあたっては、衛生管理に十分注意を払うものとする。

第8節 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入 学の受け入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第9節 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において町教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遺を要請する。

第10節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、 飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置、並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材 の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス(高圧ガスを含む。)、危険薬品、アルコール、 石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講ずる。

第 11 節 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営に協力する。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、 災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備する など、円滑な活動が行われるよう努める。

第20章 輸送計画

(救助部)

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を 確保するため、陸上輸送等の対策について定める。

第1節 実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、町長の指示に基づき、災害対策本部のそれぞれ 応急対策を実施する各部において行うものとする。

ただし、災害が激甚のため、災害対策本部において確保することが困難な場合は、府 及び関係機関の応援を求めて実施する。

第2節 輸送力の確保

第1 車両等の確保

公用自動車等の配車計画については調整部が行うが、町所有のものを使用してもな お不足する場合は、民間所有の車両等を借上げ、又は知事に対し調達のあっせんを求 めるものとする。

この場合、借上げ手続き、その他必要事項は救助部が措置し、おおむね次の事項を 明示して要請するものとする。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集合場所及び日時
- 5 その他必要な事項

第2 輸送力の確保についての協力要請

救助部においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、 次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講じるよう、協力を要請するもの とする。

1 各種運送会社

第3 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等より判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 鉄道等による輸送

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第20章 輸送計画

- 3 航空機、ヘリコプター等による輸送
- 4 人力等による輸送

第4 ヘリコプター等による輸送の場合

1 ヘリコプターの要請

地上輸送が全て不可能の場合又は輸送の急を要するもの等の場合には、直ちに府山 城災害対策支部を通じ、知事にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

2 災害対策用ヘリコプター離着陸場の整備

災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、災害対策用へリコプター離着陸場を【資料編 資料 21 災害対策用へリコプター離着陸場】のとおりとする。

第3節 緊急通行車両の取り扱い

第1 緊急通行車両の確認申請

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合、京都府警察本部 交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長に対し、緊急通行車両等確認申請 書に、輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書 面を添えて確認の申請を行う。

第2 緊急通行車両の事前届出制度

1 事前届出制度

災害応急対策を実施するために使用する計画があり、緊急通行車両の確認を行うべき車両のうち、次に該当する車両(ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。)については、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に対し、あらかじめ事前届出の手続きを行う。

- (1) 災害時において、防災計画に基づき緊急輸送を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方自治体、指定公共機関及び指定地方公 共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により、常時使用されている 車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- (3) 車両の使用の本拠が京都府内にある車両

2 事前届出車両の確認

あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けた車両は、警察署長に緊急通行車両等事前届出済証を提出し、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載することにより、届出済証を受けていない車両の確認申請に優先して、確認に必要な審査が省略される。

第4節 災害救助法による輸送基準

1 対 象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の取り扱い、救済用物資の整理配分のための輸送に関する経費とする。

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第 21 章 道路交通対策計画

(建設部)

災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報についてその要領を定める。

第1節 実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見した時、若しくは 通報等によりこれを認知した時は、次の区分により速やかに必要な規制を行うとともに、 連携して適切な処置をとる。

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府町	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
警察	公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者又は災害 応急対策に必要な物資の緊急輸送、そ の他応急措置を実施するための緊急輸 送を確保する必要があると認められる 場合 2. 道路における危険を防止し、その他 交通の安全と円滑化を図るため、必要 があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条 道路交通法 第 4 条第 1 項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公 安委員会の行う規制のうち、適用期間 が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

第2節 実施方法

第1 道路、橋梁等の応急措置

- 1 道路管理者は、所管する道路、橋梁等に被害が生じた場合、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。
- 2 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

第2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- 1 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速 やかに警察官又は町長に通報する。
- 2 通報を受けた警察官又は町長は相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、 建設部を中心に調査する。
- 3 建設部は、調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を関係機関に連絡する。
- 4 道路管理者及び上下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

第3 交通規制

1 交通規制の実施

道路管理者、木津警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、 又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合、又は災害 時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回 路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

2 標識の設置

道路管理者又は木津警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、必要に 応じ警察官等が現地において指導にあたる。

3 相互連絡

道路管理者及び木津警察署長は、通行の禁止、制限の規則及び「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておくものとする。

4 車両の運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

5 措置命令等

- (1) 警察官の措置命令等
 - ア 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるお それのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を 命ずることができる。
 - イ 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら その措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを 破損することができる。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第21章 道路交通対策計画

- (2) 自衛官の措置命令等 警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、 又は自らその措置をとる。
- (3) 消防職員の措置命令等 警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、 又は自らその措置をとる。

第4 道路上の障害物の除去

- 1 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定(以下「指定道路区間」という。)し、 直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。
- 2 道路管理者は、指定道路区間内で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、 緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の 移動等の命令を行う。

運転者等が当該措置をとらない場合や運転者が現場にいないため移動を命じることができない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

- 3 道路管理者は、2の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一 時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- 4 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに2の措置を実施する。

第3節 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合、災害の状況に応じて物資輸送や応急対策活動等に必要な路線を 指定して円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関との連絡調整の上 で、緊急輸送道路を指定する。

災害時に道路除雪等が必要となる場合は、緊急交通路及び緊急輸送道路を中心に除雪等を実施するものとする。

第22章 危険物等応急対策計画

(調整部、相楽中部消防組合)

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては、 住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じ て、本編 第3章「通信情報連絡活動計画」、第6章「消防計画」、第16章「救出救護計 画」等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害 の拡大防止、軽減に努める。

第1節 危険物製造所等応急措置計画

- 1 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- 2 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 消防機関への通報
 - (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
 - (3) 付近住民等に対する広報活動
 - (4) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (5) 避難誘導及び群衆整理
 - (6) 負傷者の救助、応急手当て及び搬送
 - (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
 - (8) 危険物の除去

第2節 火薬類保管施設応急措置計画

- 1 火薬類を取り扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取り扱い中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立ち人りを禁止する。
- 2 1の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、 住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- 3 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 在置火薬類に関する情報収集
 - (2) 消火活動
 - (3) 注水その他の延焼防止活動
 - (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (5) 警戒区域の設定及び交通規制
 - (6) 飛散火薬類等の検索回収
 - (7) 二次爆発の防止措置

4 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

第3節 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- 1 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を 考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会 指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- 2 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。
 - (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
 - (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
 - (3) ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
 - (4) 漏洩防止作業
 - (5) 注水及び消火活動
 - (6) 付近住民等に対する広報活動
 - (7) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (8) 避難誘導及び群衆整理
 - (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (10) 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
 - (11) 引火性、発火性又は爆発性物質の移動
- 3 毒性ガスの漏洩に際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。
 - (1) 施設の管理者等に対する除害措置の指示
 - (2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
 - (3) 防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

第4節 毒物劇物保管施設措置計画

1 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物 営業者等において回収、その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、 府山城南保健所、消防機関又は木津警察署に届け出るものとする。

2 緊急措置

町は、府との連携のもとに、毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与える。

また、飲料水汚染の可能性ある場合には、府を通じ、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第5節 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- 1 放射線量の測定
- 2 危険区域の設定と立入禁止制限
- 3 危険区域内住民の退避措置
- 4 被ばく者等の救出、救護
- 5 交通規制と群衆整理
- 6 人心安定のための広報活動
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第 23 章 通信 • 放送施設応急対策計画

(西日本電信電話㈱、日本放送協会京都放送局、㈱京都放送)

第1節 通信施設応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

なお、応急復旧のために、通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国(総務省)を通じて府や町に協力を要請する。

第1 設備及び回線の応急復旧措置

- 1 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話㈱災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。
- 2 回線の復旧順位は次のとおりとする。
- 3 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機
	関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のあ
	る機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預
	貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順
	位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第2 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに、当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法により、速やかに業務の開始を図るものとする。

第2節 放送施設応急対策計画

災害時において放送施設に支障のある時はあらゆる手段を講じて放送可能な電波を 所定の順により使用する。

放送機がすべて故障し、また、演奏所が使用不能に陥った時は臨機の措置をとる。

- 1 放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき、次の措置を講ずる。
 - (1) 臨時放送所の確保
 - (2) 臨時演奏所の借用
 - (3) 臨時現像所の開設

- 2 中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講ずる。
 - (1) 無線中継の実施
 - (2) 非常用番組の送信
 - (3) 西日本電信電話㈱への回復要請
 - (4) ㈱NTTドコモ関係への回復要請

第24章 電気・上下水道施設応急対策計画

(関西電力㈱、調整部、建設部)

電気、上下水道等のライフライン被害は、住民生活に多大な影響を及ぼすため、ライフライン施設等の応急対策について定める。

第1節 電気施設応急対策計画

1 非常災害前の対策

- (1) 設備の予防強化
 - 一般計画編 第2編 災害予防計画 第14章 電気施設防災計画を準用する。
- (2) 工具・機動力・資材等の整備確認 工具・車両・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに、 手持資材の確認、応急資材の確保に努める。
- (3) 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工 事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害 時における相互応援体制を整備しておく。

2 非常災害発生時の対策

(1) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、 警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の 適切な危険予防措置を講じる。

(2) 災害時における広報

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による 社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機 関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接 当該地域へ周知する。

(3) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備および配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第2節 上下水道施設応急対策計画

第1 水道施設

建設部は、災害の発生時に、水道施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

また、水道施設が被災した場合は、次の対策を実施する。

1 被害状況の収集及び伝達

施設被災箇所の応急復旧を実施する。

なお、必要に応じ、給水装置指定工事店等の応援を得るものとする。

2 応急復旧

簡易水道事業管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道事業管理者等との協同に配慮 するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3 支援要請等

町のみでは、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合は、速やかに 相互応接協定等に基づく支援要請を行う。

また、町は、府に対し広域的な支援について要請を行う。

4 災害広報

水道施設の被災状況及び復旧見込みについて、住民に広報し、社会混乱を未然に防止する。

第2 下水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

建設部及び府は、災害の発生時に、管渠及び処理場の各施設についての被災状況を 早急に調査し、建設部により関係機関に迅速に伝達する。

2 応急復旧

下水道事業管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、下水の排除に支障のないように応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災 関係機関等の施設の復旧又は事業継続等を考慮するものとする。

3 支援要請

町は、府に対し、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要となる支援要員、 資機材等の提供・調達について要請を行う。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第24章 電気·上下水道施設応急対策計画

4 災害広報

建設部は、府との連携のもとに、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域 住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了 するまで、下水道排水設備の使用を停止するよう周知する。

第25章 農林関係応急対策計画

(農林商工部)

災害により農林関係施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止 し、適切な応急措置を実施して農林業の生産が迅速にもとの形態に復するために必要な 計画を定める。

第1節 耕地、農業用施設

- 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。
- 2 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 3 管理施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

なお、応急復旧工事時は、必要に応じて近畿農政局から排水機(エンジン付)を借用することができる。

第2節 林業用施設

- 1 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するととも に、二次災害の防止対策等緊急の措置を講ずる。
- 2 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高い ものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第3節 治山施設

- 1 災害により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、府山城広域振興局及び防災関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- 2 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険 を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講ずる。
- 3 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第26章 労務供給計画

(救助部、調達部)

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部要員及びボランティアのみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第1節 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 行方不明者の捜索
- 6 遺体の取り扱い
- 7 救援物資の整理、輸送及び配分
- 8 その他災害応急対策に必要な業務

第2節 労働者の雇上げ

町だけでは要員の不足が生じたときは、次の事項を付し、府を通じ、京都労働局へ要請し、人員の確保を図る。

- 1 労働者の雇用を要する目的又は作業種目
- 2 労働者の所要人員
- 3 雇用を要する期間
- 4 労働者が従事する地域
- 5 労働者の輸送方法
- 6 その他必要な事項

第3節 費用の負担

労働者の賃金は、地域における通常の実費とする。

第27章 自衛隊災害派遣要請計画

(調整部)

災害に際し、住民の生命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続き等について定める。

第1節 災害派遣要請基準

- 1 町長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、町及び府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるとき、府山城広域振興局を通じて、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
- 2 町長は、通信途絶等により府山城広域振興局長を通じて知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を災害派遣担当部隊長に直接通知することができる。

この場合、町長は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第2節 災害派遣要請要領

第1 災害派遣の要請

町長は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うように求めようとするときは、次の事項を明らかにし、文書をもって行う。

ただし、緊急を要するため文書を作成するいとまがないときは、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し、正式に要請する。

また、町長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、町長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。

指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- 1 災害の状況及び派遣要請を行うよう求める理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

なお、自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を 待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づい て部隊を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連 絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報 収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認め

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第27章 自衛隊災害派遣要請計画

られる場合に、町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又 は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第2 災害派遣部隊の受け入れ体制

町長は、災害派遣を受けようとするとき、調整部により次の事項を確立する。

- 1 派遣部隊との連絡にあたるため、あらかじめ連絡職員を指名する。
- 2 派遣部隊の宿泊所等を準備する。
- 3 派遣部隊との作業について、作業内容に応じた作業計画を樹立しておく。
- 4 ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備 に万全を期する。
- 5 自衛隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、町においてあら かじめ準備できるように努める。

第3 派遣要請先

陸上自衛隊第4施設団長 第4施設団第3科

所在地:宇治市広野町風呂垣外1-1

	勤務時間内	勤務時間外	
NTT回線	0774(44)0001(内線 236)	0774(44)0001(内線 236)	
衛星通信系防災	衛星 7-757-8109	衛星 7-757-8101	
情報システム	地上 8-757-8109	地上 8-757-8101	

第4 京都府知事への報告

調整部は、派遣部隊が到着したとき、府山城広域振興局を通じて知事に報告する。

第3節 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊派遣部隊は主として人命財産の救援のため各関係機関と緊密な連絡を保って 相互に協力し、次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

知事から要請があったとき、又は第4施設団長等が必要と認めたときは、車両、航空機等により情報収集を行う。

2 避難の援助

避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合、必要があるときは、避 難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を 行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

5 消防活動

火災に際しては、利用可能な防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって 消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを 使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

7 応急医療、救援及び防疫

被災者に対し、応急診療、救護及び防疫を行う。 ただし、薬剤等は通常関係機関より提供を受け使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて、上 級司令部に上申要請して行う。

9 炊飯及び給水の支援

被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置を行う。

第4節 経費の負担区分

町は、災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。

ただし、町において負担することが適当でないものについては、府が負担するものと する。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- 2 1に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

第5節 撤収の要請

町長は、災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったとき、 速やかに文書をもって、府山城広域振興局を通じて、知事に自衛隊の撤収要請の連絡を とる。

第28章 職員派遣要請計画

(調整部)

災害応急対策及び災害復旧のため、本町以外での技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっせんについて定める。

第1節 府に対する応援要請

府に応援を求める必要が生じた場合には、次の事項を明らかにし、無線、電話等により行う。

なお、後日速やかに文書を送付する。

- 1 災害の状況及び応援を求める理由
- 2 応援を希望する機関名
- 3 応援を希望する人員、物資等
- 4 応援を必要とする場所、期間
- 5 応援を必要とする活動内容
- 6 その他必要な事項

第2節 その他団体及び機関への応援要請

府に対する応援要請に準じる。

また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は、原則として文書で府に要請する。

ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第29章 義援金品受付配分計画

(医療衛生部)

被災者に寄贈される義援金品について、受け付け及び配分方法等を定める。

第1 義援金品の受け付け

- 1 町、府、日本赤十字社京都府支部及びその他の機関で受け付けを行い、受付期間は おおむね災害発生の日から1箇月以内とし、必要に応じて延長する。
- 2 町における義援金品の受け付けは、医療衛生部において行う。
- 3 義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受け付けない。

第2 町における義援金品の保管

- 1 医療衛生部は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- 2 義援金品は、適正に保管する。

第3 町における義援金品の配分

町で受け付けた義援金品は、医療衛生部が受け入れ、その配分を担当する。 義援金品の配分にあたっては、被害状況等を勘案して、配分率並びに配分方法を決 定し、必要に応じて、ボランティア等の協力を得て、被災者に対する円滑な配分を行 う。

第4 義援金品受付、配分結果の報告

義援金品の受付配分状況をとりまとめるため、受け付け及び配分事務を終了したときは、町内での災害の場合にあってはその結果を町長に、町以外での災害の場合にあっては知事に報告する。

第5 義援物資提供の際の住民・事業所等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・事業所等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

町は、住民・事業所等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるよう、府と連携 して、物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

また、町は、府と連携して、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理し、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第30章 社会福祉施設応急対策計画

(救助部)

災害発生時における、施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定める。

第1節 計画の内容

第1 実施責任者

各施設の施設長が必要に応じ、防災関係機関及び地域住民等の協力を得て実施する。

第2 避難措置等

- 1 災害発生時において、各施設の職員は、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、敏速に安全な場所に避難させる。
- 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休園とする。

第3 防災関係機関との連携

施設長は、町等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと、組織的な応急活動態勢の確立に努める。

第2節 施設の復旧

第1 町営の施設

被害状況の報告を待って、現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたる。

第2 私営の施設

被害状況の報告を待って、法人が実施する復旧等について指導助言を行う。

第3 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者等の安全を考慮し、近 傍の公共施設の利用等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をする。 この場合、施設長は、措置の実施者との緊密な連携を図る。

第4 保健管理、安全の指導

施設利用者等の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策 の指導と助言を行う。

第31章 要配慮者に係る対策計画

(救助部)

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の 支障を生じることが予想される。

そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、情報伝達に十分配慮する。

第1節 実施責任者

災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は、町及び府がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2節 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等

1 町は、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある場合、府 との連携のもとに避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、防災計画に定めた 避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議 会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難 行動要支援者の安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等 への緊急入所等の対策を講じる。

第3節 高齢者に係る対策

- 1 町は、府との連携のもとに、高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズ を把握するため、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備 及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 2 町は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- 3 町は、府との連携のもとに、地域内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保 健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。また、高齢者のうち重 度要介護者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等の対策を 講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。
- 4 高齢者の健康管理には特に留意する。
- 5 町は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮した ユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第4節 障がい者に係る対策

- 1 町は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、 車いすなどの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器(ラジオ、 ファクシミリ、文字放送テレビ、電光掲示板など)を確保し、必要に応じ、速やかに 避難所に提供する。
- 2 町は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 町は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 4 町は、府との連携のもとに、地域内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、重度障がい者については、府内及び近隣府県の障がい(者)福祉施設等への 緊急入所等を勧める。

この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。

- 5 障がい者の健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、本編 第8章 第 6 節の避難者健康対策により対策を講じる。
- 6 町は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの 設置など、障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5節 乳幼児に係る対策

- 1 町は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。 この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- 2 町は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、 親族等に情報提供し、状況に応じ、府に協力を求める。

児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への 委託等の保護を行うとともに、必要に応じ、府に支援を要請する。

3 町は、府との連携のもとに、児童相談所を中心に、被災児童のメンタルヘルスケア を実施する。

第6節 妊婦に係る対策

- 1 町は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。 この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- 2 町は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービス が提供できる体制の確保に努める。
- 3 妊婦に健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、本編 第8章 第6節

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第31章 要配慮者に係る対策計画

- の避難者健康対策により対策を講じる。
- 4 助産を実施する場合は、本編第14章の医療助産計画により対策を講じる。

第7節 外国人に係る対策

- 1 町は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国 人との情報伝達システムの確立を図る。
- 2 町は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動 に努める。
- 3 町は、府の連携のもとに、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や 生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人に も十分配慮した支援活動に努める。

第32章 環境保全に関する計画

(医療衛生部)

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、 生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図 る。

第1節 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第1 町の施策

- 1 関係防災機関等への通報
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合の住民への周知及び避難誘導
- 3 府の行う施策への協力

第2 府の施策

- 1 関係防災機関等への通報
- 2 環境モニタリングの実施
- 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制
- 5 被災工場等への環境汚染防止の指導
- 6 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理
- 7 廃棄物処理工場への適正な処理・処分の指導
- 8 建築物解体撤去業者への環境保全対策の指導
- 9 有害物質が移流・拡散する場合の関係地域への通報
- 10 有害物質が河川流入するおそれが生じた場合の下流地域への通報

第33章 ボランティア受入計画

(救助部、社会福祉協議会)

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、町は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行う。

また、町、府、社会福祉協議会等は、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)とともに、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

第1節 一般ボランティアの受付及び調整

第1 組 織

救助部は、町社会福祉協議会等との連携により、住民のボランティア活動に対する 支援及び調整窓口として町災害ボランティアセンターを設置する。

町ボランティアセンターの運営は、府災害ボランティアセンターより、初動支援チーム(先遣隊)や、ボランティアコーディネーターの派遣等の支援を受けて行う。

第2 受け入れ体制の整備

1 町域ボランティアへの要請

町ボランティアセンターは、大規模地震等災害発生と同時に、町域ボランティア組織及び一般ボランティア等に対し、町ボランティアセンターへの登録を要請する。

2 町ボランティアセンターのための活動計画

- (1) 町ボランティアセンターは、ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等 についての情報を収集し、ボランティアのための活動計画を作成する。
- (2) 町ボランティアセンターは、受入計画を定め、応援を求める作業内容を明示するとともに、応援活動に必要な物資・資機材を確保する。

3 窓口の設置

町ボランティアセンターは、町内及び外来のボランティアを受け入れ、派遣調整を 行うため、あらかじめ町長と協議した上で、ボランティアセンター本部の設置場所を 決定しておく。

また、必要に応じ、現地ボランティアセンターを設置するものとし、設置場所等についても、あらかじめ町長と協議した上で、位置等が明らかになるよう努めるものとする。

4 ボランティアセンターの主な役割

- (1) ボランティアニーズの把握及び情報提供
- (2) 派遣の要請(要否を含む。)等について、救助部との連携

- (3) ボランティアの受け入れ・受け付け
- (4) 活動に関する事前研修(活動形態・内容等)
- (5) ボランティア活動情報の集約・管理
- (6) 災害対策本部との連絡調整
- (7) ボランティア間のネットワークを形成し活動調整を行う支援

第2節 一般ボランティアに対する支援

町及び関係機関等は、被災者支援活動に参加する一般ボランティアの活動拠点、宿泊 場所及び食事の確保等について配慮する。

第3節 専門ボランティアの受け入れ

- 1 災害発生時に、災害対策本部が専門ボランティアの活動を必要と判断したときは、町ボランティアセンターより募集するとともに、府山城広域振興局を通じて、府に専門ボランティアの受入調整を要請する。
- 2 町及び関係機関等は、専門ボランティアが被災者支援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

第34章 文化財等の応急対策計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優 先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

- 1 被害が小さい時は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- 2 被害が大きい時は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- 3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- 4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第35章 り災証明書の発行計画

(調整部)

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって、必要と される家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、町長が確 認できる範囲の被害について証明するものである。

第1節 り災証明の対象

町は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋のうち、 全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水した家屋について、り災証明書を発行する。

なお、家屋以外のものが被災した場合において証明の発行が必要な場合についても対応を行う。

また、火災等による家屋の損害(全焼、半焼、水損)については、消防本部がり災証明を行う。

第2節 被害家屋調査

1 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、調整部は、次の準備作業を実施する。

- (1) 建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する。 なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団 体への協力を要請する。
- (2) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- (3) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに、車両、宿泊場所等の手配を行う。

2 被害家屋調査の実施

(1) 調香機関

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1箇月以内に実施する。 なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施 する。

(2) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。 なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

第3節 り災台帳の作成

固定資産税台帳を基に、り災証明の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を発行する。

第4節 り災証明書の発行

町は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明を原則 として1世帯当たり1枚発行する。

なお、火災等に関するり災証明の発行等手続きは、消防本部の定めるところによる。

第5節 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3箇月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

町は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡 するとともに必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町長が判定する。

第6節 り災証明に関する広報

町は、り災証明の発行及び再調査の受け付けを円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、町広報紙等により被災者への周知を図る。

第36章 応援受援計画

(全部)

町に対して、府より被災地への応援体制又は受援体制の整備の要請があった場合の対応について整理する。

なお、実施の際は、「京都府災害応援・受援マニュアル」を参考とする。

第1節 応援計画

- 1 府との連絡調整を行う人員を確保するとともに、被災地の情報収集に努める。
- 2 応援の際は、府と調整しつつ、以下の支援を行う。 なお、人的支援の実施においては、支援経験者を活用するとともに、男女のニーズ の違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。
 - (1) 救援物資の供給
 - (2) 被災地への人的支援の実施
 - (3) 被災者の受け入れ
 - (4) ボランティア活動の促進

第2節 受援計画

町は、広域からの応援を受援する場合や、広域からの応援部隊が本町を中継する場合に活用される物資拠点、救助部隊の活動拠点について、拠点施設の円滑な管理、施設運営のための職員、資機材の配置を行う。

また、必要に応じて、「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省)に基づき、助 言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣について、府を 通じて、総務省に要請する。

第37章 社会秩序の維持に関する計画

(渉外部)

災害発生後、被災地域等においては、災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な 混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するため の対策について定める。

第1節 関係機関の緊密な情報交換

町及び府などの防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 町の活動

町は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

第38章 原子力災害対策計画

(総務部、消防団、関係各部)

第1節 基本方針

福井県内に立地する原子力施設等において事故が発生し、放射性物質が施設外に大量に放出するような過酷事故が発生した場合、風向き等によっては、本町にも影響を及ぼす可能性があり、退避又は避難が必要となる事態が発生することが予測される。

町は、放射性物質の放出による退避及び避難が必要とされる場合、放射性物質による 汚染状況に応じ、次の措置を実施する。

- 1 屋内退避
- 2 コンクリート屋内退避
- 3 遠隔地避難

なお、屋内退避やコンクリート屋内退避は、遠隔地避難又は自宅復帰への一時的措置 として位置づける。

第2節 応急対策

町は、原発事故が発生し、町に影響があると考えられる場合には、必要に応じて、災害対策本部を設置し、以下の応急対策を実施するものとする。

第1 緊急時の情報収集

府は、原子力災害発生時(緊急時)の際は、国、福井県及び原子力事業者等の防災 関係機関から収集した情報、又は府が独自に収集した情報を、各市町村に連絡する。 町は、府からの情報連絡を受けとり、緊急事態に関する状況の把握に努める。

第2 町及び周辺市町村の放射線量の把握

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが、避難 措置や食物摂取制限等の措置をとる上で非常に重要となる。

町は、府が実施する緊急モニタリング結果から、町及び周辺市町村における環境放射線量の把握に努めるものとする。

第3 退避措置

1 町における退避に関する基準

町は、原子力災害による住民の放射線被ばくを極力避けるとの考え方に立ち、原発 事故が発生した場合には、府及び周辺市町村との連携を図り、必要に応じて、次の基 準で退避措置を実施する。

一般計画編 第3編 災害応急対策計画 第38章 原子力災害対策計画

町における退避に関する基準

事態の推移	退避及び避難の措置	
原子力緊急事態宣言の発出 (原災法第 15 条)	退避の準備	
放射能汚染の拡大 (町域への影響のおそれあり)	屋内退避	
予測線量に基づき、町災害対策本部から指示	コンクリート屋内退避	
」「側縁里に基づき、町灰青刈水本部がり相小	又は遠隔地避難	

(注) 原災法:原子力災害対策特別措置法

2 退避の準備

町は、原子力緊急事態宣言の発出(原災法第 15 条)が行われた場合、府及び周辺 市町村と連携を図り、必要に応じて、住民に対し、災害状況の情報提供とともに、退 避の準備を指示するものとする。

また、退避の準備の指示にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 町災害対策本部から住民への緊急指示であること
- (2) 事故の概要
- (3) 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- (4) その他必要事項

3 退避の指示

町は、放射能汚染が拡大し、町域への影響のおそれがある場合、府及び周辺市町村と連携を図り、必要に応じて、全住民に対し、退避及び避難の措置を指示するものとする。

第4 飲食物の摂取制限

町は、放射能汚染が拡大し、飲食物による住民の健康被害の発生が予測される場合、 府及び周辺市町村と連携を図り、必要に応じて、飲食物の摂取制限措置を実施すると ともに、安全な飲食物の供給を確保する。

第3節 広域避難者(広域一時滞在者)への対応

町は、府が定める「原子力災害に係る広域避難要領」における避難先として、府より要請を受けた際は、受け入れ先として、以下に示す役割を果たすものとする。

- (1) 避難所の開設・運営(府等と連携し随時調整)
- (2) 避難所での対応要員・物資の確保(当初3日間程度)
- (3) 避難者数に応じた仮設トイレの設置(避難所設備で不足する場合)
- (4) 府と連携し、必要な生活物資の調達・配布
- (5) その他必要な生活支援

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 生活確保対策計画

(全部)

災害により被害を受けた住民が、その痛手より速やかに再起更生するよう、被災者に 対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定め、被災者 の生活を確保するための対策を定め、被災者の生活の確保を図る。

第1節 職業あっせん計画

町は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について京都田辺公共職 業安定所(木津出張所)と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあ っせんを行い、雇用の安定を図る。

第2節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

町は、災害により被災者の納付すべき地方税等について、法令及び条例の規定に基づ き、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、 地方税(延滞金等含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3節 融資計画

町長は、災害により被害を受けた生活困窮者等に対して、生業資金等を貸し付けるこ とにより、生活の安定をはかる。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与 第1

1 貸与対象者

災害救助法が適用された災害(自然災害に限る。)により、次の被害を受けた世帯 の世帯主とする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷
- (2) 住居又は家財の価額のおおむね1/3以上の損害

2 貸付限度額

世帯主の負傷 1,500,000 円 世帯主の負傷と家財の損害 2,500,000円 世帯主の負傷と住居の半壊 2,700,000円 世帯主の負傷と住居の全壊 3,500,000円 家財の損害

1,500,000 円

一般計画編 第4編 災害復旧·復興計画 第1章 生活確保対策計画

住居の半壊1,700,000 円住居の全壊2,500,000 円住居の全体の滅失3,500,000 円

3 貸付条件

償還期間 10年(うち据置3年)

償還方法 年賦又は半年賦

利 息 年3% (据置期間中は無利子)

連帯保証人 1名以上

所得制限 世帯の前年の町民税における総所得金額が以下に定める金額未満の

世帯

1 人世帯 220 万円 2 人世帯 430 万円

3人世帯 620万円

4人世帯 730万円

5人世帯 1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加算した額

ただし、住家が滅失した場合については1,270万円

4 実施主体

町

5 費用の負担区分

府は、町が被災者に貸与した額の 10/10 額を町に無利子で貸与し、国はその 2/3 額を府に無利子で貸与する。

第2 「生活福祉資金」の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸<u>し</u>付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的 自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体 となり貸し付けを行う。

1 対象

災害により被害をうけたことによる生活困窮から、自立更生のために資金を必要と する低所得世帯とする。

2 貸付金額

生活福祉資金(福祉資金福祉費・災害援護)

1,500,000 円以内

4,000,000 円以内(住宅改修のとき)

(被害の程度により両資金を重複して利用できる。)

3 貸付条件

- (1) 償還期間 7年以内(住宅改修のときは14年以内)
- (2) 据置期間 3箇月以内(状況に応じて2年以内)

- (3) 利 子
 - ア 据置期間 無利子
 - イ 据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合:無利子、立てない場合:年1.5%

第3 「母子父子寡婦福祉資金」の緊急貸付

被災母子・父子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付を行う。 資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で、据置期間は特例として2年 を超えない範囲で延長される。

なお、償還金の支払いは本人の申請により猶予される。

第4節 災害弔慰金支給計画

「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給

1 支給対象者

次のいずれかの災害(自然災害に限る。)により死亡した者の遺族とする。

- (1) 町内において全壊5世帯(半壊1/2世帯、床上浸水1/3世帯に換算)以上 の被害が生じた災害
- (2) 府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害
- (3) 上記と同等と認められる特別の事情がある場合

2 支給額

- (1) 主たる生計維持者の死亡1人当たり 5,000,000円
- (2) その他の者の死亡 1人あたり 2,500,000円

3 実施主体

町

4 費用の負担区分

国:2/4、府:1/4、町:1/4

第5節 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金を次により支給する。

1 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

一般計画編 第4編 災害復旧・復興計画

第1章 生活確保対策計画

- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は(2) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)
- (5) (1)から(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)

2 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している 世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)

3 支援金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全 壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	2 (1)に該当	2 (2)に該当	2 (3)に該当	2 (4)に該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した場合、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4 実施主体

府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財) 都道府県会館に委託)

5 申請書類の提出窓口

町

6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人:1/2、国:1/2

第6節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画

第1 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

町は、大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた住民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。

詳細は、要綱により定める。

第2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

町は、府及び関係金融機関と協力して、大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅 支援融資について周知を行う。

第7節 り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、 遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間 団体との応援協定の締結等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体 制の整備に努めるものとする。

さらに、町は、府と連携・協力し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第8節 郵便の特例措置

郵便事業に係る特例措置は、以下のとおりである。

- 1 被災者に対する通常葉書(1世帯当たり5枚)・郵便書簡(1枚)の無償交付
- 2 被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

第9節 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、府が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、府は町の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2章 公共土木施設復旧計画

(関係各部)

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について 定める。

なお、災害復旧事業の施行については、当該災害の発生年において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定める。

第1節 査定の早期実施

町は、災害が発生した場合には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」、その他に規定する災害査定が速やかに実施されるように必要な措置を講じて、早期にその災害復旧事業費の決定、交付を受けられるように努める。

第2節 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、町は、被災原因を勘案の上、再度の被害発生を防止するために改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立する。

なお、災害復旧事業計画の作成にあたっては、総合計画におけるまちづくりの方向や 被災状況を勘案するとともに、災害に強いまちづくりの実現に留意する。

災害復旧事業計画の種類は、以下の通りである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共十木施設災害復旧事業計画
 - (2) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (3) 単独災害復旧事業計画
- 2 都市災害復旧事業計画
- 3 農業・農業土木施設災害復旧事業計画
- 4 上下水道施設災害復旧事業計画
- 5 公営住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他施設の災害復旧事業計画

第3節 再度災害の防止

町は、公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、地形、地盤の変動のため被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、又は原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は 改良を行うことが必要と認められるものについては、府及び国と協議して、災害関連事 業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講じる。

第3章 農林水產業施設災害復旧計画

(農林商工部)

町は、府と連携・協力して、「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業に対して補助を行い農林漁家の経営の回復、安定を図る。

第1節 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第1 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が40万円以上の次の施設

- 1 農 地
- 2 農業用施設

公共的かんがい排水施設、農業用道路等

3 林業用施設

公共的な次の施設

- (1) 林地荒廃防止施設(地方公共団体の維持管理に属するものを除く。)
- (2) 林 道

4 共同利用施設

農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会の所有する共同利用施設

第2 補助率

1 一般災害

高率補助率は次の要領により適用される。

(1) 農地農業用施設

1戸当たりの事業費が8万円を超え、15万円以下の部分には1次高率、15万円 を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

(2) 林 道

1 m当たりの事業費が 1,000 円を超え、1,200 円以下の部分には 1 次高率、1,200 円を超える部分には 2 次高率がそれぞれ適用される。

2 連年災害

(1) 農地農業用施設

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1戸当たり100,000円以上で、かつその年の事業費が1戸当たり40,000円以上となる場合は、前項(1)の高率補助率を適用する。

(2) 林 道

3箇年の合計事業費が1 m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1 m 当たり500円以上となる場合は、普通補助率の外に高率補助率を適用する。

	区 八		英语讲 李	高率袖	甫助率
	区 分		普通補助率	1次	2次
	農地		5 0 %	80%	90%
農地農業用施設	農業用施	設	6 5 %	90%	100%
	関連事業		5 0 %	_	_
	林地荒廃	防止施設	6 5 %	_	_
林業用施設	林道	奥地幹線林道	6 5 %	90%	100%
	林道	その他林道	5 0 %	7 5 %	8 5 %
共同利用施設			20%	_	_

第2節 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

激甚災害に指定された災害の復旧事業については、次の特別措置がある。

1 農地農業用施設

第1節の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が20,000円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

1戸当たりの負担額	嵩上補助率
10,000 円を超え 20,000 円以下の部分	7 0 %
20,000 円を超え 60,000 円以下の部分	80%
60,000 円を超える部分	90%

2 林 道

第1節の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり 180 円を超える場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

1m当たりの負担額	嵩上補助率
110 円を超え 200 円以下の部分	7 0 %
200 円を超え 500 円以下の部分	80%
500 円を超える部分	90%

一般計画編 第4編 災害復旧·復興計画 第3章 農林水産業施設災害復旧計画

3 共同利用施設

次の補助率が適用される。

□ \	1箇所当たりの	補	助率
区分	工事費	40 万円までの部分	40 万円を超えた部分
激甚地域内	13 万円以上	4 0 %	9 0 %
激甚地域外	40 万円以上	30%	5 0 %

第3節 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

第1 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が60万円以上の次の施設が該当する。

1 林地荒廃防止施設

山林砂防施設(立木を除く。)

2 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

第2 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規定による。

第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

(関係各部)

災害復旧事業費の決定は、町から府山城広域振興局(府山城南土木事務所)を経由した知事への報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

ここでは、町に対して行われる財政措置並びに農林漁業者及び団体に対する資金融資 等について定める。

第1節 府による財政措置

町は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、府に対し、次に掲げる災害復旧事業 債及び地方交付税を中心とする財政措置を要請する。

第1 災害復旧事業費

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 单独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債
 - (1) 歳入欠かん等債
 - (2) 公共十木等小災害債
 - (3) 農地等小災害債

第2 一時借入金

一時に多額の資金を必要とする場合、近畿財務局、日本郵政㈱近畿支社及び各種金融機関より、一時借入金の借り入れを行う。

第2節 農林業関係融資

町は、被災農業者に対して、その経営の安定化を図るため、府と連携・協力して、次の農業災害に対する各種融資制度の活用等の措置を講ずる。

第1 天災融資法に基づく融資

1 経営資金

(1) 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた専業又は第1種兼業等の農林漁業者及び農林漁

一般計画編 第4編 災害復旧・復興計画 第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

業者の組織する団体

(2) 貸付制度

ア 個 人 200 万円

(激甚災害の場合) 250 万円

イ 法 人 (政令で指定されたもの) 2,000万円

ウ 漁具の購入資金 5,000 万円

エ 果樹栽培者、家畜等飼養者(政令で指定された場合に限る。) 500 万円 (激甚災害の場合) 600 万円

(3) 償還期間

6年以内(激甚災害の場合7年以内)

(4) 貸付利率

特別被害地域の特別被害農林漁業者 年3%以内

3割被害農林漁業者 年 5.5%以内

その他一般被害農林漁業者 年 6.5%以内

2 事業資金

(1) 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

(2) 貸付限度額

区 分	一般の場合	激甚災害の場合
組合	2,500 万円	5,000 万円
連合会	5,000 万円	7,500 万円

(3) 償還期限

3年以内

(4) 貸付利率

年 6.5%以内

3 事務手続き

- (1) 町長は、天災発生後、速やかに被害を受けた農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ、知事に申請するとともに、特別被害地域に該当すると認められるときはその資料を提出する。
- (2) 知事は、国と協議し国から融資限度額の割当てをうけ、特別被害地域指定の承認をうけたときは、速やかに当該地域を告示し、町長に融資枠を通知する。
- (3) 町長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等、貸し付けに必要な措置をとる。
- (4) 事業資金の貸し付けの対象となる組合、連合会の被害認定については府山城広域振興局長が行う。

第2 株式会社日本政策金融公庫の融資

借り入れに当たっては、希望者は借入申込書、経営安定計画書その他添付書類(町発行のり災証明書等)を、公庫京都支店又は農協等(府信農連等が受託金融機関)に提出する。

代什特色之	貸付金		貸し付けの)条件	
貸付対象者	の種類	貸付金の限度	償還期限	据置期間	利率(年利)
認定農業者、	農林漁業	600 万円	10 年以内	3年以内	0. 20%
一定の所得	セーフティ	(簿記記帳を行	(据置期間		(平成 30 年
要件を満た	ネット資金	っている者に	を含む。)		2月20日
すその他の		限り、「特認」			現在)
農業者		による所定の			
		範囲内での拡			
		大あり)			

第3 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

貸付対象者	知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体
貸付限度額	個人 1,800 万円~共同利用施設 15 億円(農業近代化資金と同じ)
償還期限	個人7~18年、共同利用施設7~20年(農業近代化資金と同じ)
対象事業	農業近代化資金のうち、農業近代化資金融通法施行令第2条の表第1号 から第4号に掲げる資金(災害の都度、知事が定める。)
貸付利率	借入当初5年間無利子(以後は農業近代化資金と同じ)
補助金交付先	市町村(市町村が金融機関に利子補給)
利子補給期間	5年間(以後の貸付利率は、近代化資金と同じ)
負担割合	府 50%、市町村 50%

<事務手続き>

- (1) 知事は、当該天災による被害が著しく、農家経済に及ぼす影響が大であると認めた場合、資金の対象となる天災である旨の指定を行う。
- (2) 指定を受けた天災によって損失を受けた農業者等は、融資期間に借入申込書を提出し、融資期間は利子補給承認申請書を町に提出する。
- (3) 町は、融資に係る意見書を添付して知事に提出する。

第4 農業共済保険仮渡資金の借り入れに対する利子補助

- 1 災害に伴う農業関係の被害が甚大であり、農家の経済的心理的打撃を解消するため に、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に、 京都府農業共済組合に対し、保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに 要する資金の借り入れに対する利子を府において補助する。
- 2 災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第5章 住宅復興計画

(建設部)

地域住民の生活の基盤である一般民間住宅、災害公営住宅の復興へ向けての措置を定める。

第1節 一般民間住宅

災害時において一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する 災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

第2節 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた 低所得者に賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合は公営住宅法及び激甚法の規 定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

1 対象

公営住宅法第8条の規定により、次に示す場合が国庫補助の対象となる。

- (1) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で 200 戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

3 補助率

建設・買取費の2/3 (建設又は買取りの場合) 住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5 (借上げの場合)

4 整備の手順

- (1) 住宅災害速報の提出(災害発生後10日以内)
- (2) 住宅災害現況の現地調査
- (3) 災害公営住宅整備計画書の提出
- (4) 住宅滅失戸数の査定

一般計画編 第4編 災害復旧・復興計画 第5章 住宅復興計画

5 激甚法適用の場合

(災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)

(1) 対 象 激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度 滅失住宅戸数の5割以内

(3) 補助率

建設・買取費の3/4 (建設又は買取りの場合) 住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5 (借上げの場合)

(4) 整備の手順 公営住宅法の場合と同じ

6 公営住宅関係住宅災害対策

公営住宅関係住宅の災害対策に補助の要件・措置等について整理し、次表に示す。

			1	8 4		##	神 :	8 ¤ į		
2	2. 公送による総合は電影事業								-Si	緩合 他 群
((公産化産金額等素) (公産化産金額・1項) (の産産金額で定式の 下以上であります。) (金属金数・1項) (の金属金額で定式の 下以上であります。) (金属金数・1項) (の金属金額で、 1200 戸以上で できかいではます。) (金属金数での 下以上 できかい 戸以上での 下以上 できかい 戸以上での 下以上 できかい 戸以上での 下以上での 戸以上が 2 (金属金数・1項) (公産住宅の 「即以上が 2 (金属金数・1項) (公産住宅金数・2 (金属金数・1項) (公産住宅金数・2 (金属金数・2 (金属金数 2 (金属金数・2 (金属金数・2 (金属金数 2 (金属金数			蝟	輕					
- 「	1. 減失戸整→薬型性変換 減失戸整の窓間を提展とし (没有経済を) (公内で 2 は 1 に対すると) (公内で 2 は 1 に対すると) (公内で 2 は 2 に対すると) (公内で 2 は 2 に対すると) (公内で 2 に対する) (公内で 2 に		< ※ 報心 様 任 記録 ※ 本 ※ 本 ※ 本 ※ 本 ※ 本 ※ 本 ※ 本 ※ 本 ※ 本 ※	(公徽住宅法第8条	(田)	< 程災者 处策住宅整備事業 >	の瀬山北海			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(2)		1. 蒸水缸鞍→接沙岩沟草	蒸火厂数の3割を	観測とし	(機構決第22%)	の地位配施			日以内、和華→国土党通省住宅局長)
は	1		五十四月 005岁	٦		1. 漢米可獎——白養宗後萬小	として			
(1)	(公室住宅の1 回 12 12 12 12 13 14 12 14 12 14 12 14 12 14 12 14 14	微	は1番目的は	く労働労権行権とく	(1) 建筑体	(淡霜指定) 4000 戸以上	<韓汉権法			(母親什体も知等も持ち整備配成)
(2. 7位定の医物内 (2. 2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 ((公室住宅の1割)		一件工厂型 DQ2	一世がある人の種	=	の彼災全域で、(没者指定)2,000戸	雑伝む>の			
の全性等の1割 機様性事業と一般に挙げる もしくは、全性等の1割以上 303円 4 4 6 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	の全住宅の 1 回 機能工事実は一般に準する もしくは、全住宅の 1 回した 1 に 全住宅の 1 回した 2 次流による減失可執		くなかの政権力	→		以上かつ1市町村で200戸以上	な二年の数			古書の提出後、地方繁備層番の官、地
は、	は上 (第8条第22項) (2011年50分 に 1.2m0 戸以上がつ、 (2011年50分 に 1.2m0 戸以上もしくは、全 (2011年50分 に 2011年50人は 2011年		0条体指の1割	標準工事費は一般	に禁ずる	もしくは、全住宅の1割以上	438/4			力財務局立会官及び都道府県立会者が
- 2.02(による域を対象 (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年)	2. 小送による減失声数 <222=公室性25 (22 (22 (23 (23 (23 (23 (23 (23 (23 (23		473	(第2条第2周)		の観光全域で、1,200 戸以上かり、	######################################		なって	原則とした複組機構においた行う。こ
- 2. 文空による域子戸製 に係る体名が以上の付着額 (発生性定性を3) 倍上がに係 (1) 2 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	2. 火送による減失戸数 に係る後未気以すその付待額 後年的を創む上で ・東送地を範で200 戸以 2. が表子対数(地域能定) 2. 減去分数(地域能定) ・東京 前 1. 2号) 2. 減去分数(地域能定) ・原籍などがはなままりの総合を表す。 2. 減去分数(地域能定) ・原語などがはなままりの総合を表す。 (公園は本途がはなままりの総合を表すの) 本業長指定限記が設けますのであり、かつ、1 中間対で10 戸以上以上の間目を表して関係 ・原語の機能を表する。 (公園は本途がはなままりの総合を表すの) 本業長指定限記が設けますのにすいの個目を表して関係 ・原語の機能を表する。 (公園は本途が日を表すの) 本業長指定限記が設けますのによりはののののでのしますのであり、2 を認定する。 ・原語の機能を表する。 (公園は本の)を記述の表する。 (のののののでの)を記述の表すを記述を表すのでのといといといるを記述を表すをのでのとは、まますのでのとは、まますのでは、まますでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますのでは、まますでは、まますのでは、まますのでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まますでは、まます			く記録が確定を	の借上げ	1年町柱で400 が以上もしくば、金	<職災権公			基色形态产品等
一	- 本総権を属で300 戸以 2004歳以は70歳に対する (2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		2. 火災による減失声数	口译多住宅又はそ	8年4月	住宅のお割以上	の人界世界			1個大學公司
1			→複彩地全域で200 戸以	数の建設又は内頂	ではない	(激基指定基準8)	備上げに係			補助金公付決定
1	1. 住宅の北部以上		上文は、1市町村全住	の/の海琴		の、 液水 戸敷 (岩魚 地所)	多住物又は			打撃→事業士体)
(公園住宅券の条券 1項	(公案住宅法第8条第1項	盂	完0.1割以上			→1. nΦ~Φourdancau.	子の白色			
第1、2号)	 第1、2号) 《監査法連行会第41条) 《監査法連行会第41条) 《監査法連行会第41条) (公監住宅法第3条第3項) (公監住宅法第41条) (公監住宅本 連続担告第3位の日本第40日本第40日本第40日本第40日本第40日本第40日本第40日本第40		(公園住宅法第8条第1項			かつ、1 市間対で100 戸以上又は全	はの確認と			
(公置住宅集) (公置保宅集) (公置保宅集) (公置保宅集) (公置保宅集) (公置保宅集) (公置保宅集) (公置保宅集) (公司是第70年) (公司日上	 <研設公営住宅街田事業> (公営住宅法第8条第3項) 「公営住宅法第8条第3項) 「公営住宅法第8条第3項) 「公営住宅法第8条第3項」 「公営任宅法第8条第3項」 「公司任事業の第2項目事業> 「公司日事業> 「公司日本第2項目事業の日申業の日の第2項目申業の日の日の第2項目申業の日申業の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日		第1,2号)			依宅の1割以上	はは、日本の日本			
	全部課公室住宅相旧事業					(数据法据行令第4 1 梁)	₫ <i>5</i> 2/5 ■			
(公報文主集の (公報文主集等の報告の (公報文主集の経費を (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集等の (公報文主集の合計報 書			< 業無日 東 サ 共 東 ◇ 添 強 >	(小宮住宅送路8条	器(3)	○ 本数据 指定限器 公務 任务 (日)		■ 製造工業器公務件等額		1
(公営技工法第8条第3 (公営技工法第8条第3 (公営技工法第32 (4 日本 第 1 日	(公館後宅送券8 条等3				:			へ 耕 茶 工		_
(日)	(相)		2.			公共工术 超级级超短电路线色		i !		
- ・	1. 住宅の被害→1戸当り	ŧ.		2.50%	+144			一条公司 医甲甲卡氏氏征 化多元		
1. 住宅の城市→1戸当り	1. 住宅の施吉→1戸当り	<u>rk</u>			<u> </u>			·····································		1970年の最ものようでは、そうなはほの間を作用し、またはは、または、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに
1905日	190万円 2000		1. 存货仓益和4.10治疗			於年俸 標準報以入監轄の約0,5%以上	調料率の力	雑型(R.人の50%をバスる)	おりがは	田野立会者が恐力を定を行う。)
1	円以上かつ1番 減失 損傷 (i) 都道的現 2額の結果		の御田兼が11万	桦		B. 本色既以館材質。2名以上、おし	4 4 14 14	市町村が1つ以上あるこ	4上世	
業主体の合計額 審 機能和U人の25%をこえる部道府 3条) (たたし、当該市町村ごと 3条) (たたし、当該市町村ごと 3条) (か20万円以上 和第一事業主体) (事業主体が市 町村の場合は (事業主体が市 町村の場合は (2) 市町村賃租赁品額の製力全市町村 2. 1の見談額からみで明 2. 1の見談額からみで明 (34等主体が市) (34等主体が市) (34等主体が市) (34等主体が市) (34等主体が市) (34等主体が市) (34等主体が市) (34等主体が市) (34等主体が上) (34等年の報告を申り、上) (34等主体が上) (34等主体体) (34等年本体) (34等年本体) (34等年本体) (34等年本体) (34等年本体) (34等年本	業主体の合計額 密 機能・規模 が290万円以上 (事業主体が市 町付の場合は 190万円) (2) 市町付資租票込銀が関ウ金市町付 両付の場合は 190万円 (日持券出機業による選用禁 権) (3) 市町付資租票込銀が関ウ金市町付 190万円 (日持券出機業による選用禁 権) (3) 市町付資租票込銀が関ウ金市町付 5%をこえる都道的傾が1以上 (3) 株態を指定書指定基準1)		田以上が51番		遊	(1) 静溪底壁道超馬沙塘台洲霧沖風	(張伸洪)	ڤند	銀貨業(→も分替値両配)
が290 万円以上 (事業主体が市 町村の場合は 190万円) (2) 市町村賃租票込銀が関へを市町村 両村の場合は 190万円) (2) 市町村賃租票込銀が関へを市町村 5%をこえる都道府県が1以上 5%をこえる都道府県が1以上 5%をこえる都道府県が1以上 5%をこえる都道府県が1以上 5%をこえる都道府県が1以上 5%をこえる都道府県が1以上 5%をこえる都道府県が1以上 (漁種災害指定基準1) 2. 1の開込額からみで明 6かに1の基準に終当す ことが関込まれること (場種災害指定基準1)			雑士体 の合計額			標準表収入の25%をいい分割道度	0. ∰.	(ただし、指数作画柱ごと	60 84	種類的公司
(事業主体が市) (2) 市町村賃担票込銀が関内を市町村町が設定 町村の場合は 用建 補修 (2) 市町村賃担票込銀が関内を市町村町が設定 180万円の 旧 用建 補修 の当該年乗の課職を限入総額の 5%をこえる部道府県が1以上 5%をこえる部道府県が1以上 (漁産汽告指定金庫1) 章) 種財本1/2	(事業主体が市 値 阿砂の場合は 		\$1290 FFFULL			一		の合計が1億円以上)		(华川楽)中年
■	面付の場合は 再2種 補修 180万円) 旧 (143%も協議による運用等 4450位		(事業主体が)	極		(2) 市町村負担環込銀が関内全市町村				
1907月17 1日 5% 公元文を部連府標が 1以上 (制務省協議による運用等 (撤駐災害指定基準 1) (撤駐災害指定基準 1) (撤租 2 1 / 2 (1)	190万円) 旧 (制務省協議による運用等 権助を 1/2 (後)		町村の場合は	超	華	00出該年度の標準報収入監轄の		2、1の既込織からまで明		
(財務省協議による運用等 (急益災害指定登準 1) (急益災害指定登準 1) (急益災害指定登準 1) (急益災害指定登 (事)	(財務省協議による運用等 権助率1/2		190万円	=		5% 巻こえる鬱道府県前1以上		6かに1の基準に該当す		
補助 1/2	/ 1	ш	(射務省協議による運用禁			(激甚災害指定基準 1)		ことが見込まれること		
			· (秦	福財 率 1	N N					
	_									

※京都府地域防災計画 第4編 災害復旧・復興計画より

第6章 中小企業復興計画

(農林商工部)

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第1節 計画の内容

災害を受けた中小企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。 その内容は、以下のとおり。

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- 2 特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
- 3 府産業支援センター (府中小企業技術センター、(公財)京都産業 21)、府織物・機械金属振興センター、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第7章 風評被害対策

(関係各部)

町は、府、国及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第8章 文教復旧計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第1節 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ 円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

第2節 教育活動の再開

1 教育活動の再開

被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

また、学校等が避難所となった場合においては、府教育委員会と密接な連携をとり、 避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

2 応急教育の実施

学校教育活動が正常に実施されるまでの間、府教育委員会と密接な連携をとり、被 害の状況や地域の実情等を踏まえて、休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。 また、学校施設等が使用できない場合は、近傍の学校施設等を利用することも考慮 する。

3 再開に向けての措置

教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の 事項について適切な措置を講ずる。

- (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)」、「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)」、「学校給食法(昭和29年法律第160号)」による補助金に関すること
- (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)」 による就学奨励費に関すること
- (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例(平成14年京都府条例第34号)」及び「独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)」による学資貸与金に関すること
- (4) 被災教職員に対する救済措置に関すること

4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害 (PTSD)等、児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に 対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第9章 文化財等の復旧計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、 復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定 め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第10章 激甚災害の指定に関する計画

(調整部、渉外部)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第1節 激甚災害に関する調査

早期に激甚災害の指定を受けられるよう、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第11章 水道復旧計画

簡易水道事業管理者は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を 活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第1節 復旧事業

被災した施設の復旧に際して、国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率 及び運用要綱については、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金 交付要綱」によるものとする。

第 12 章 災害復興対策計画

(全部)

第1節 計画の方針

大規模な災害からの被災地の復興については、住民の意向を尊重し、町及び府が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等、適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

- 1 地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。
- 2 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、町・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

また、関西広域連合との調整を図るものとする。

3 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、府、関西広域連合、他の地方公共団体等 に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 復興方針の策定等

第1 復興方針の策定

町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興等の検討を行い、災害復興方針を策定する。

方針を策定した後、速やかに府等関係機関に通知するとともに、町民に周知する。

第2 復興計画の作成等

- 1 災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。この計画では、産業 復興、生活復興等に関する計画を策定する。
- 2 災害復興方針が原状復旧を基本とする場合は、災害の再発を防止できるよう可能な 限り改良復旧を行う計画とする。
- 3 町民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、 町民側での多種選択肢、施策情報の提供を行い、計画策定段階で復興後のあるべき姿 を明確にして、町民の理解を求めつつ策定する。

一般計画編 第4編 災害復旧・復興計画 第12章 災害復興対策計画

4 町は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等、復興の全体像を町民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定めるものとする。

また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災地における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣 府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第3 復興に向けた体制整備等

町は、復興計画の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。

第4 復興事業の実施

町は、復興計画に基づき、関係機関が実施する諸事業と調整しつつ、計画的かつ速 やかな復興に努める。

また、復興計画の迅速かつ的確な遂行を図るため、庁内に災害復興に関する調整会議を設置するとともに、必要に応じて、府及び他市町村と連携して、広域応援体制を整備して復興に努める。